



令和6年度 林業・木材産業
国際競争力強化総合対策のうち

**日本産木材製品プロモーション活動支援事業
輸出相手国の市場実態等調査報告書
(韓国)**

林野庁

(調査委託機関：有限責任監査法人トーマツ)
2026年3月

目次

本調査の目的、概要等	3
1 需要調査	7
1-1 調査方法	10
1-2 統計情報	13
1-3 市場実態	54
2 流通・販売に係る規格・規制調査	78
2-1 調査方法	80
2-2 調査結果	82

3 木材輸入手続き調査	104
3-1 調査方法	106
3-2 調査結果	108
4 日本産木材製品の輸出拡大策の提言	118

本報告は、日本産木材製品のうち特に2×4工法構造材の輸出を促進するため、韓国を対象とした需要調査及び規格・規制調査を行い、その結果を取りまとめたものです

事業の目的

- 2030年に5兆円を目指す農林水産物・食品輸出額目標の達成のためには、海外市場へ展開する製品のターゲットとする国・地域の市場実態等を的確に捉え、効果的な方法で販路開拓の取組を進めていくことが重要です。
- 本事業は、2×4工法構造材の有望な輸出先と考えられる国・地域にターゲットを絞り、ターゲット国・地域における2×4工法構造材の市場実態等について、専門的な調査・分析を行い、日本産樹種の2×4工法構造材としての輸出促進に資することを目的としています。

事業の概要

- 本事業では、米国、中国、韓国、台湾、ベトナムにおける、2×4工法構造材の市場実態、消費者特性、流通・販売に係る規制、商慣習等について調査・分析を行い、国・地域ごとに体系的に取りまとめました。
- 日本産木材製品の輸出に係る調査としては、下記の2つの観点から調査を実施しました。
 - I.【需要調査・分析】
 - ・ 市場実態
 - ・ 競合製品の市場動向、その他
 - II.【流通・販売に係る規制、商慣習等の調査・分析】
 - ・ 規格や品質基準、規制等の運用状況
 - ・ 流通・販売に係る規制、商慣習
 - ・ 日本産木材製品が各国における規格・基準を満たすために必要となる手続きの調査・整理
 - ・ 日本産木材製品（スギ、ヒノキ等）を各国に輸出するに当たっての必要事項の整理

本調査では、輸出相手国・地域の実態調査結果について、章別に内容を取りまとめました

調査報告書の構成

調査結果

1章 需要調査

- ▶ 対象国・地域における輸入統計、住宅統計等から、主に2×4構造用製材・構造用面材の需要調査、競合製品分析等を実施

2章 規格・規制調査

- ▶ 対象国・地域において、木造建築物に用いる木材製品に求められる規格や品質基準、規制等の運用状況、流通・販売に係る規制や商慣習、日本産木材製品が各国における規格・基準を満たすために必要となる手続き、必要事項の整理を行った

3章 輸出手続き

- ▶ 構造用製材、構造用面材を対象国・地域に輸出するための手続きを取りまとめた

提言

4章 日本産木材製品の輸出拡大策の提言

- ▶ 1～3章を踏まえ、今後の日本産木材製品の輸出拡大策の提言を取りまとめた

本調査事業における調査対象品目は下記の通りとしました

調査対象品目（各国・地域共通）

樹種	HSコード	調査対象品目	具体例
スギ、ヒノキ、カラマツ	4407	製材	主として2×4構造用製材
	4412	合板	主として2×4構造用合板

調査項目	主な調査内容
対象国・地域における市場実態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入統計、住宅統計等から統計資料を調査・分析 ■ 市場実態については、主に2×4構造用製材・構造用面材の需要、市場実態を調査・分析
対象国・地域における木材製品の流通・販売に係る規制及び制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2×4構造用製材・構造用面材の流通・販売に当たって必要となる規格・規制等 ■ 木材製品の規格や品質基準（日本工業規格や日本農林規格に該当するもの）の有無、運用状況及び当該基準の普及状況
対象国・地域における建築基準等の調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造建築物に関する建築基準等の有無、運用状況
対象国・地域における木材製品の輸入に係る規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本からの調査対象品目の輸入に係る植物検疫の条件 木材製品に対する検疫要求 輸入許可書、輸出植物検疫証明書等 ■ 調査対象品目の通関時に提出必要となる書類や品質検査等、輸入時における規制状況

本報告書では、以下の通り章別にインデックスを配置しています

本報告書におけるインデックスについて

インデックス表記

1章	2章	3章	4章
需要調査	規格・規制	輸出手続き	提言
需要調査	規格・規制	構造用製材	
需要調査	規格・規制	構造用合板等	
統計情報	認証プロセス		
市場実態	認められる規格・規制		
住宅・建設	構造用製材		
住宅・建設	構造用製材		
構造用途	構造用製材		
非構造	構造用面材合板		
製材	建築に関する規格・規制		
合板			
他の面材			
集成材等			
集成材等			
合板			
他の面材			

インデックス位置

■ インデックス内容（配置箇所は、左記の「インデックス位置」）

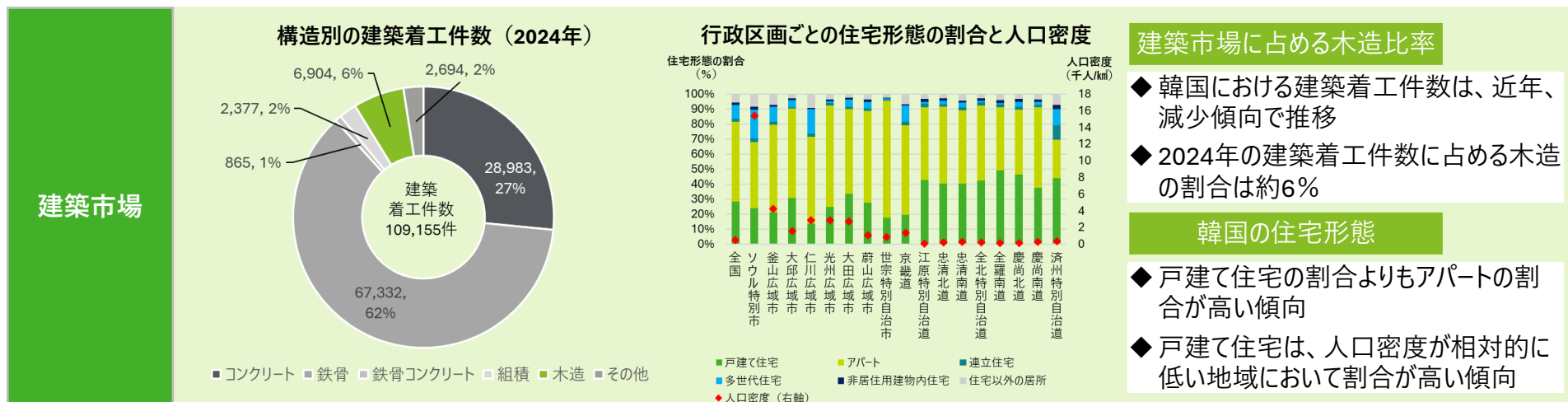
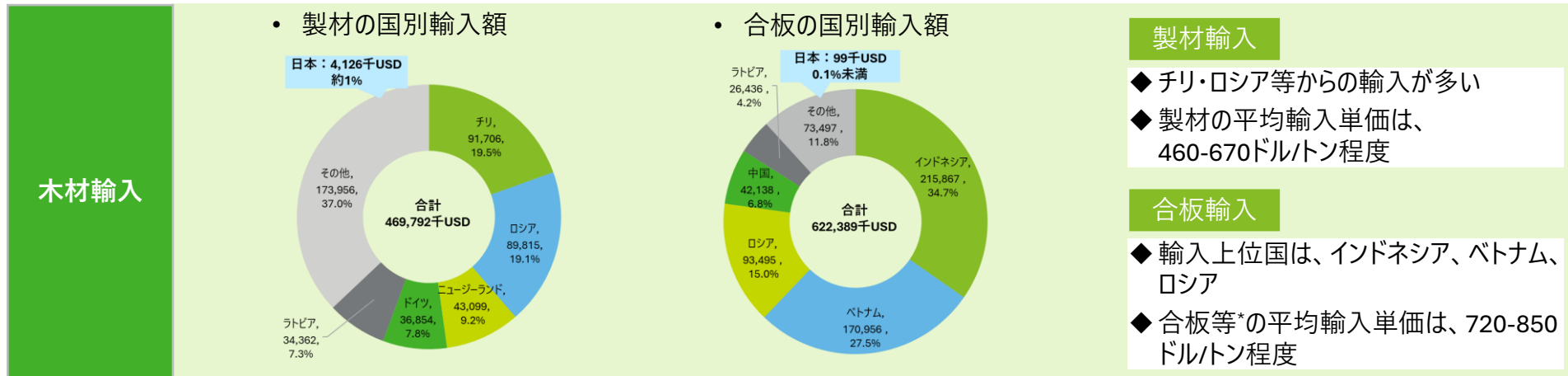
- ページごとにインデックスを配置。当該ページにおいて無関係の情報の項目はグレー表示とした
- 1章では、需要調査の結果について、「輸入統計情報」、「統計情報」、「市場実態」を区分。住宅・建設の中でも、「構造」・「非構造」の用途が存在するため、それを区分するインデックスを作成。各表記に対応する品目・HSコードは下表のとおり
- 2章は、規格規制について、求められる規格・規制及び認証プロセスについて区分
- 3章では、輸出に伴い求められる手続き・書類等について、製材・合板を区分
- 4章は、今後の日本産木材製品の輸出拡大策の提言を取りまとめた

表記	品目名	HSコード
製材	製材	4407.11-4407.19, 4407.21-29, 4407.91-99
合板	合板	4412.10, 4412.31, 4412.33 -34, 4412.39
他の面材	OSB・パーティクルボード, MDF	4410.12, 4410.11 4411.12-14
集成材等	集成材, CLT, 構造用木材製品等	4418.81- 83, 4418.89

1 需要調査

韓国の建築着工件数に占める木造の割合は約6%で、住宅形態は戸建てよりもアパートの割合が高い傾向です

需要調査（統計）（概要）



* 合板等の平均輸入単価はHSコード4桁で算出（6桁データは取得不可）しているため、合板の他、LVL、ブロックボード、その他積層木材を含む

韓国の木造住宅は、供給面や価格面から入手しやすい、SPF、スプルース等の北米産の木材を使用したツーバイフォー工法が主流です

需要調査（市場実態）（概要）

韓国における住宅市場と木造住宅の位置づけ	韓国の住宅市場	◆ 韓国では景気低迷や資材コストの上昇等により住宅需要は減少。住宅ローンの制限等により、住宅購入には難しさが伴う
	木造建築市場	◆ 2024年の建築着工件数に占める木造の割合は約6%である ◆ 供給面や価格面から入手しやすい北米産の木材を使用したツーバイフォー工法が主流となっている
木材流通実態	流通樹種・規格	◆ SPF、スプルース、ダグラスファー、ヘムロックなど北米材がツーバイフォー材として多く流通している ◆ 韓国国内で多く流通している規格は2×4、2×6、2×8である
	製材流通価格	◆ 製材の販売価格は、ウッドショックやロシアによるウクライナ侵略の影響で一時的に乱高下したものの、現在はコロナ前の水準に戻りつつある状態 （例：北米材で約20万KRW/m ³ （約22,660円/m ³ ）程度）
	面材流通価格	◆ ベトナムやインドネシア、中国から安価な4×8規格の合板が流通
	面材の需要	◆ ツーバイフォー工法が主流であるため、4×8規格が用いられる ◆ 3×6規格（日本の合板のサイズ）は寸法が短くロスが多い ◆ 内装用防水合板には3×6規格が使用される

1-1 調査方法

貿易・産業統計等によりデスクトップ調査を行うとともに、日本産木材を輸出する国内事業者や韓国事業者へのヒアリングを行い、需要調査を実施しました

市場・需要調査 調査方法

デスクトップ調査



各種統計資料等の調査・分析

- 統計資料等の収集
- 住宅市場、木材市場等の分析
- 製材品等における樹種特性等の調査

ヒアリング後の情報収集

- ヒアリングで得られた情報に関連する資料等の収集

為替の設定

- 為替については、以下のレート*で算出した
 - 1KRW = 0.1133円（2024年平均）
 - 1KRW = 0.1074円（2025年平均）

* 三菱UFJリサーチ & コンサルティング「外国為替情報」

木材商社・卸売業者等へのヒアリング



オンラインヒアリング

- 【国内事業者】
 - ・ 実際に韓国に輸出している国内事業者



現地ヒアリング

- 【韓国事業者】
 - ・ 木材製品卸売事業者、住宅事業者等
 - ・ 木材製品規格の関係者等

ヒアリング内容

- 市場・需要実態調査
 - ・ 2×4住宅の建築材等の市場規模、価格帯
 - ・ 韓国における2×4材の流通経路、競合製品等
- 規格規制・商慣習等の取引実態
 - ・ 韓国における2×4材の流通・販売時の規格等の取り扱い

本報告書では単位表記統一の為、必要に応じて換算係数を用いて集計しています

本報告書で適用する単位について

本報告書での通貨表記

- グラフ上の通貨の表記は、米ドルはUSD、カナダドルはCADに統一している
- 為替の表記は、韓国ウォンはKRWに統一している

本報告書で適用する換算係数

- 数量データは、以下の換算係数を用いて品目ごとに単位を m³ に変換している
- 換算困難な単位（1,000meters, Unit, Mixed）は、データ内の主要単位と同一と仮定して変換している

Product	製品名	該当するHSコード	m ³ /tons		
			General (一般)	Coniferous (針葉樹)	Non- coniferous (広葉樹)
Sawlogs and veneer logs	製材用丸太と単板用丸太				
Tropical	熱帯	4403.41,4403.42,4403.49			1.37
Non-tropical	非熱帯	4403.11, 4403.12, 4403.21-26, 4403.91, 4403.93-99		1.43	1.25
Sawnwood	製材	4407.11-4407.19, 4407.21-29, 4407.91-99 4418.81- 83, 4418.89*		1.82	1.43
Plywood	合板	4412.10, 4412.31, 4412.33-34, 4412.39	1.54		
OSB and Particle board	OSB・パーティクルボード	4410.12, 4410.11	1.54		
Medium/high density fibreboard(MDF/HDF)	MDF/HDF	4411.12-14	1.34		

参考：Food and Agriculture Organization of the United Nations 「Forest product 2019」をもとに当法人が作成

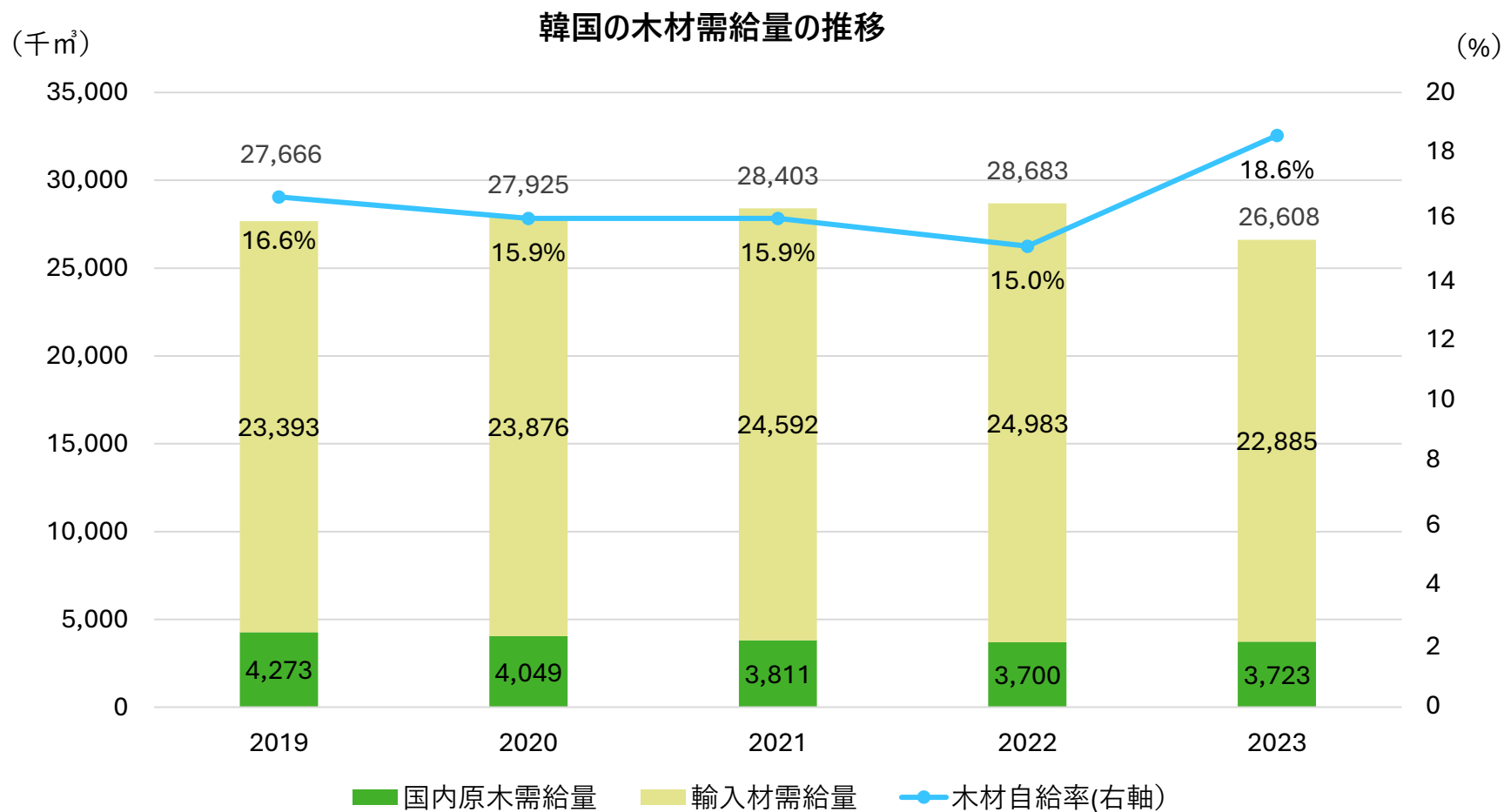
* HS4418.81-83,4418.89に関しては、該当する係数がなかったことから針葉樹の製材の換算係数で代用

1-2 統計情報

韓国の木材需給量は、近年減少傾向で推移しており、2023年は約27百万m³、自給率は約2割となっています

韓国における木材需給量の推移

- 需要調査
- 輸入統計情報
- 製材
- 合板
- 他の面材
- 集成材等

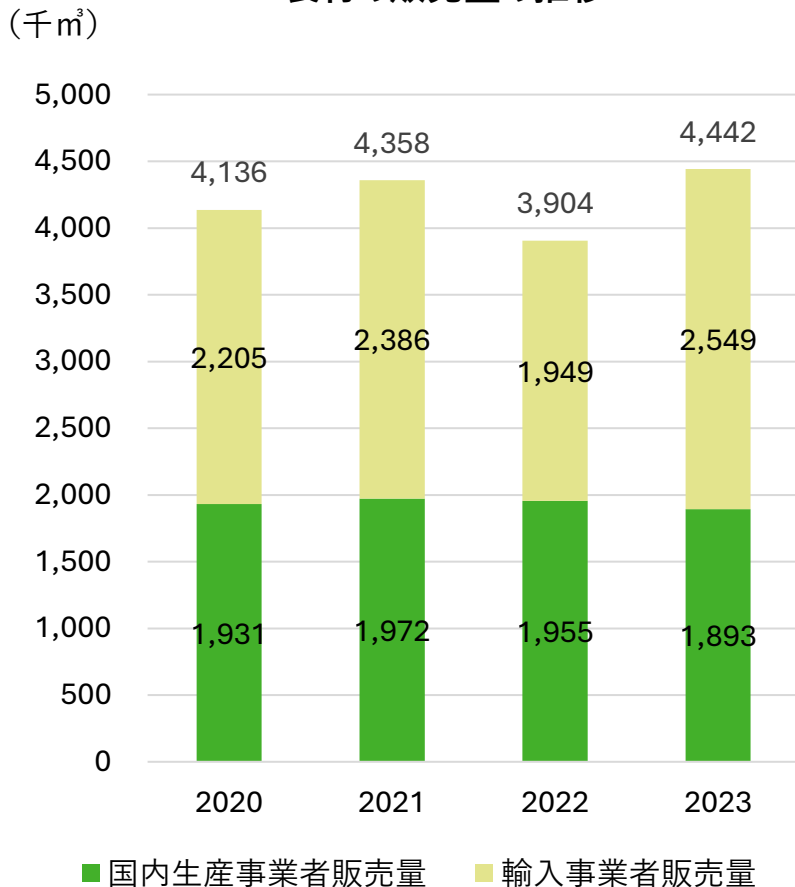


参考：韓国山林庁「木材需給実績（목재수급통계）」をもとに当法人が作成

韓国の製材販売量は約4,000千m³で推移しています。2023年の販売量の約2割を建築構造材が占めています

韓国における製材の販売量

製材の販売量の推移



製材の用途別販売量 (2023年) *1,2

用途	国内生産事業者販売量	輸入事業者販売量	全体の販売量
建築構造材	253	637	890
デッキ材・床材	107	604	711
建築内装材	263	414	677
包装材	596	377	973
パレット	208	400	608
仮設材	264	1	265
家具用	57	24	81
施設物用	21	4	24
ツッパリ用 (鉄鋼事業者の支持用)	19	1	19
電線ドラム用	4	4	8
その他	100	85	185
合計	1,893	2,549	4,442

参考：韓国山林庁「2023年基準木材利用実態調査報告書（2023년 기준 목재이용실태조사）」もとに当法人が作成

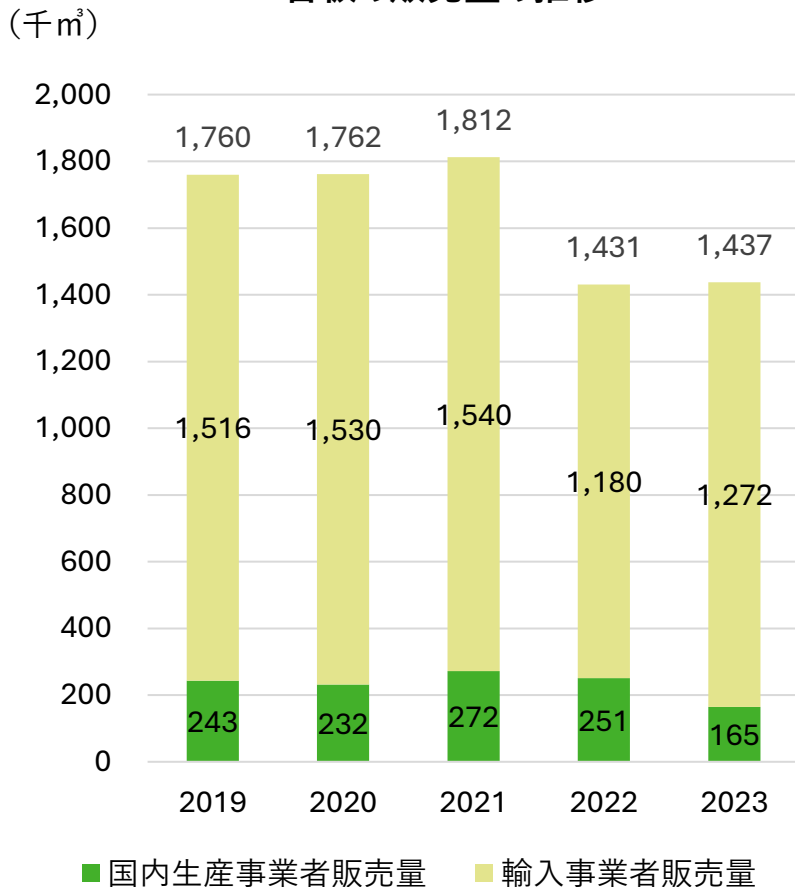
*1：右表の「その他」は、韓屋建築用、防腐木材用、木工産業用、農機具用、軍用、楽器製造用、養殖用等

*2：四捨五入により、右表の合計と表中の数値合計は一致しない

2023年の韓国における合板の販売量は約144万 m³で、販売量の約4割を建築内装材が占めています

韓国における合板の販売量

合板の販売量の推移



合板の用途別販売量 (2023年) *

用途	国内生産事業者販売量	輸入事業者販売量	全体の販売量
建築内装材	14	518	532
包装用	0	530	530
仮設材	139	80	219
家具用	0	75	75
床板用	10	45	55
その他	2	24	26
合計	165	1,272	1,437

参考：韓国山林庁「2023年基準木材利用実態調査報告書（2023년 기준 목재이용실태조사）」もとに当法人が作成

* 右表の「その他」は、収納用（インテリア用）、合板BOX等

韓国は、世界各国から合板、木材チップ、製材等を輸入しています。国別の輸入額は、ベトナムが約2割と最も多く、インドネシア、中国等が続き、日本はごく僅かです

木材輸入額【木材・木材製品 (HS44)】

需要調査

輸入統計情報

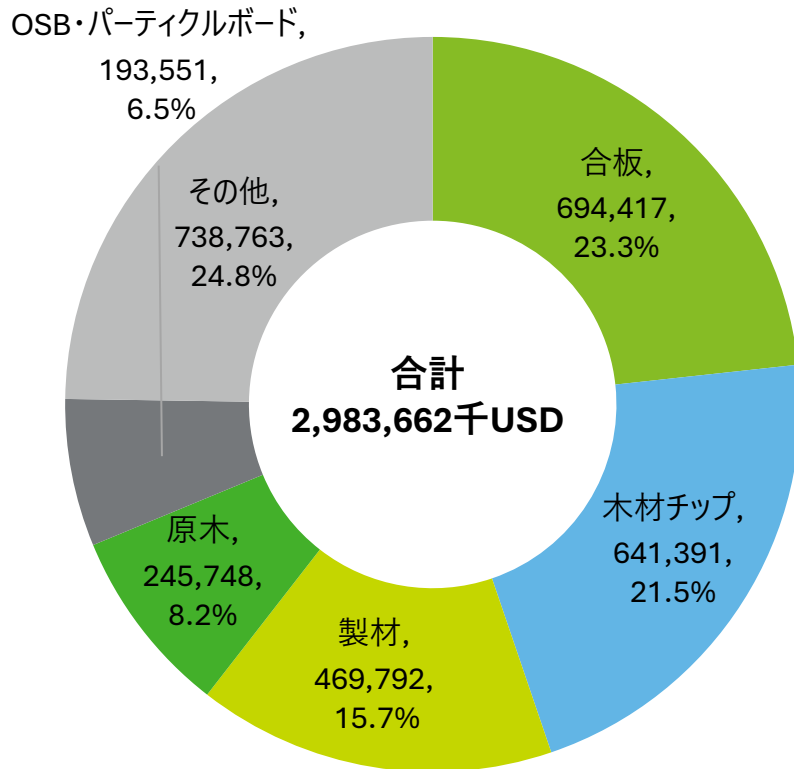
製材

合板

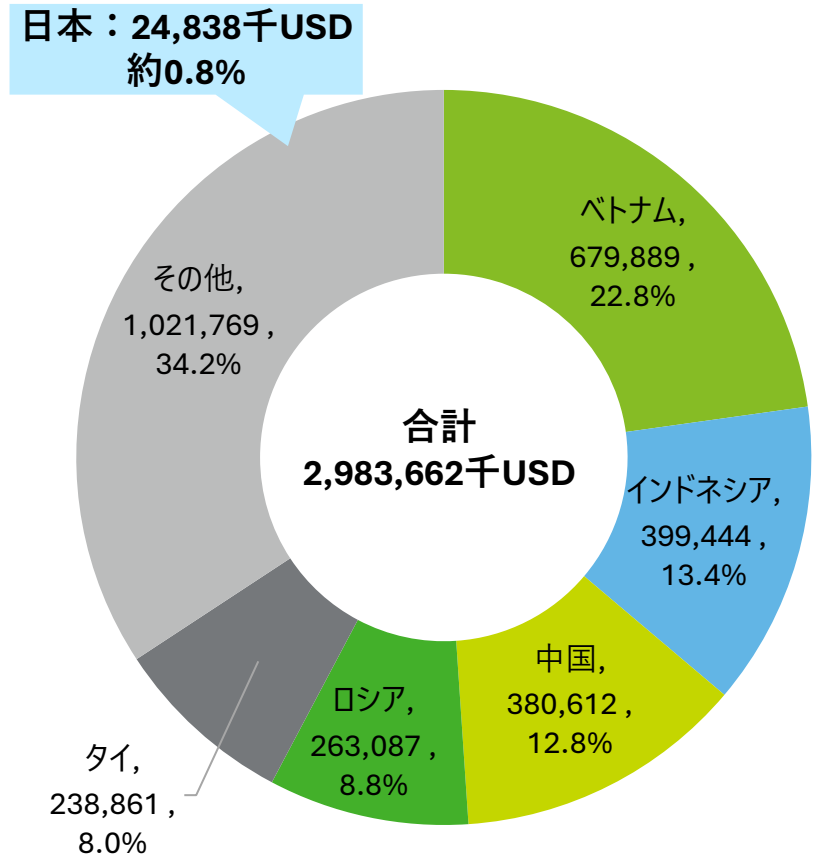
他の面材

集成材等

木材・木材製品の品目別輸入額 (2024年)(千USD)



木材・木材製品の国別輸入額 (2024年)(千USD)



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

韓国は製材をチリ、ロシア等から輸入しており、輸入額に占める日本の割合は約1%です

主要輸入国【製材（HS4407）】（1/2）

製材の国別輸入額（2024年）（千USD）

製材の国別輸入量（2024年）

需要調査

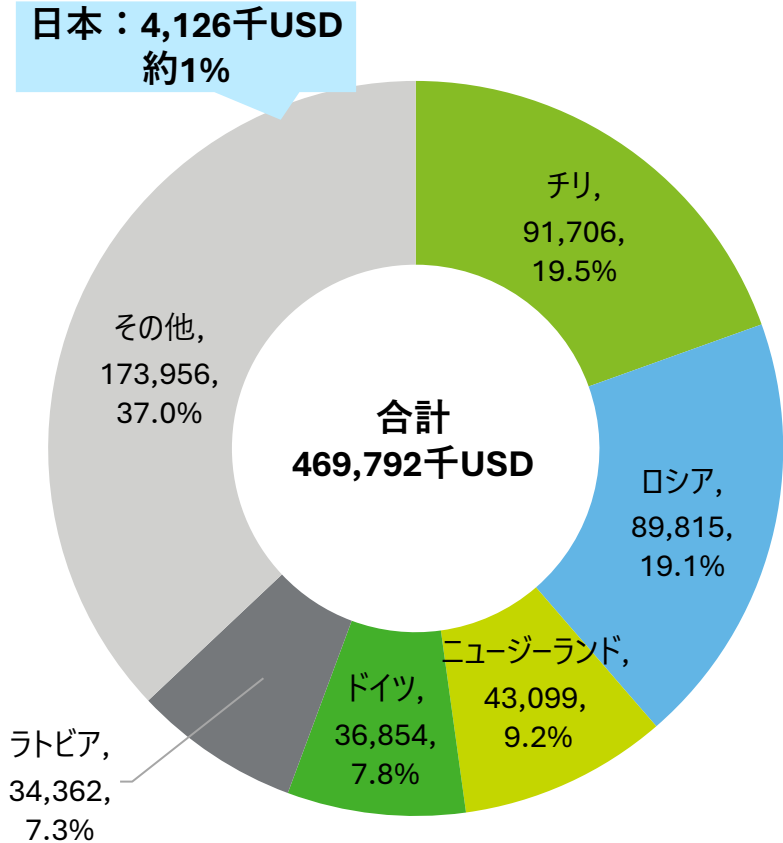
輸入統計情報

製材

合板

他の面材

集成材等



国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
チリ	286,628	521,663
ロシア	195,028	354,951
ニュージーランド	133,326	242,653
ドイツ	71,468	130,072
ラトビア	64,416	117,237
その他	263,890	480,280
合計	1,014,756	1,846,856

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

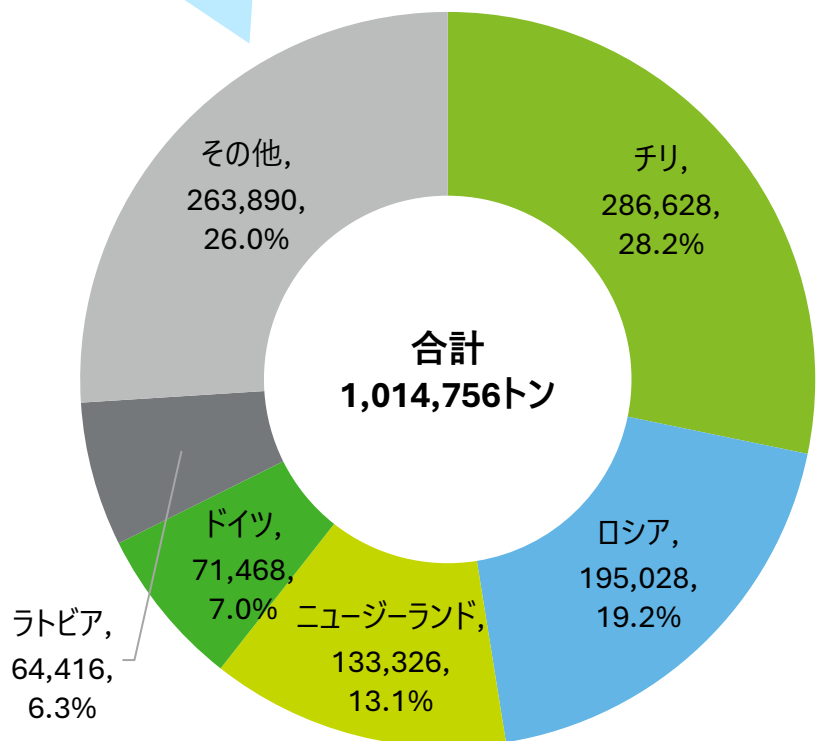
* 換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

韓国は製材をチリ、ロシア等から輸入しており、日本からの輸入量は全体の約1%です

主要輸入国【製材（HS4407）】（2/2）

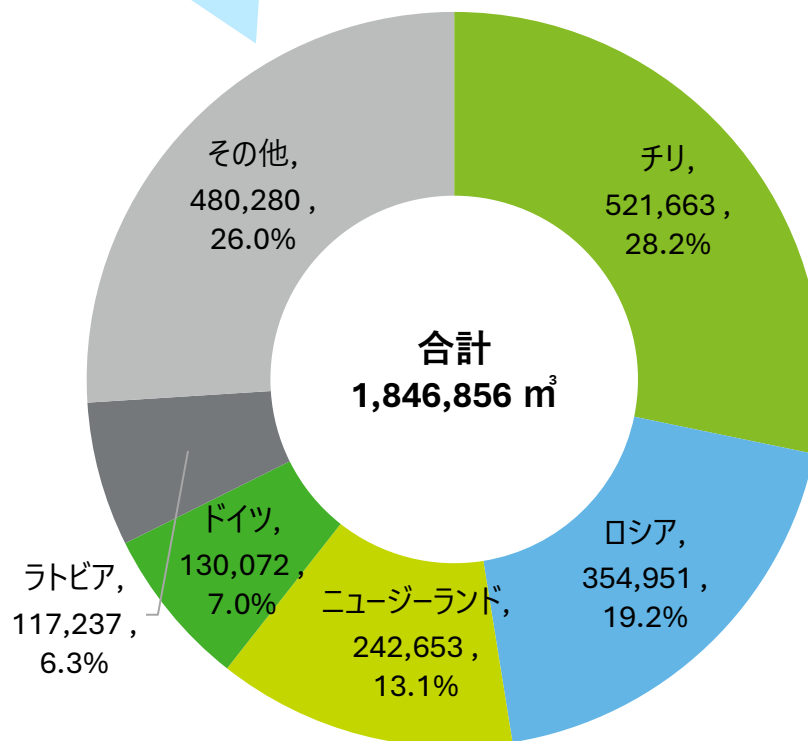
製材の国別輸入量（2024年）（トン）

日本：6,348トン
約1%



製材の国別輸入量（2024年）*（m³）

日本：11,153m³
約1%



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

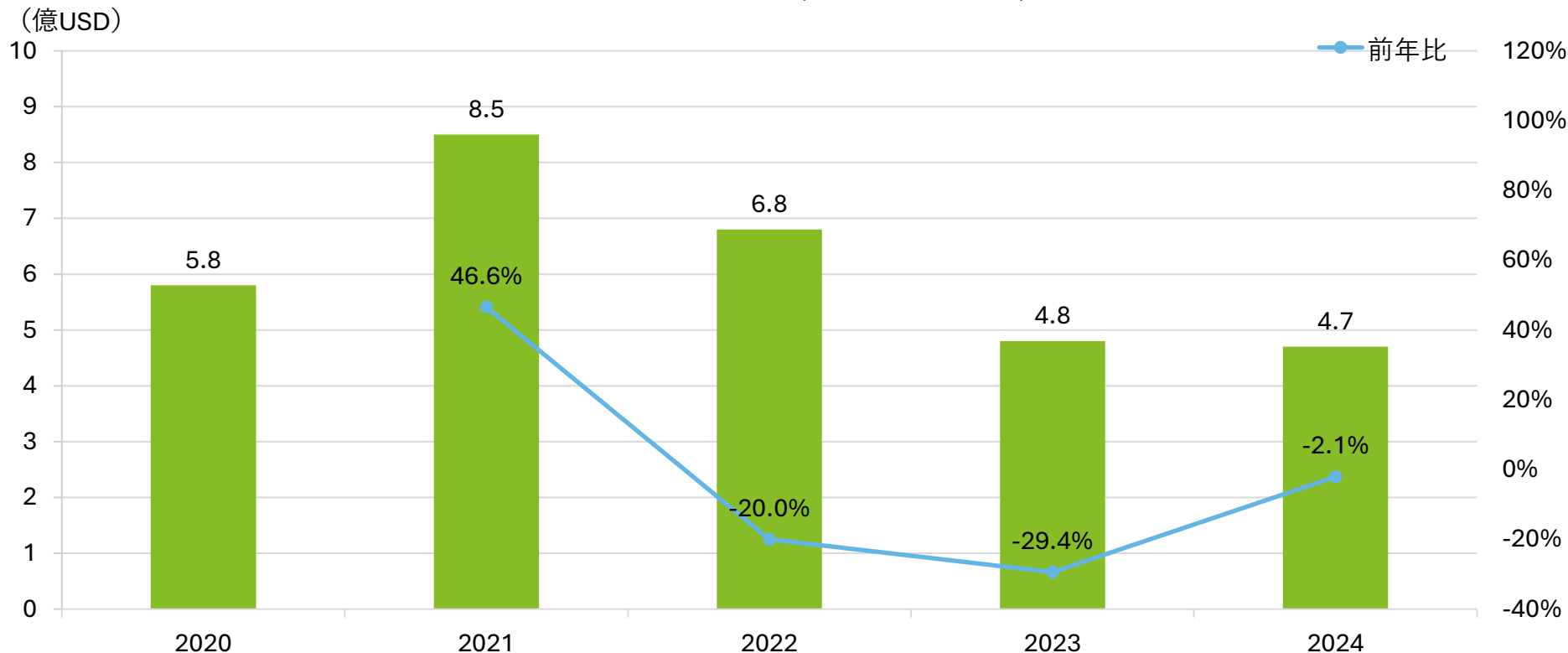
* 換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

韓国における製材輸入額は、2021年をピークに、直近3年間は減少を続けています

輸入額推移【製材（HS4407）】

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等

製材の輸入額の推移（2020年~2024年）



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

韓国における製材の平均輸入単価は、世界平均で460-670ドル/トン前後の推移となっています

韓国における国別平均輸入単価【製材（HS4407）】

需要調査

輸入統計情報

製材

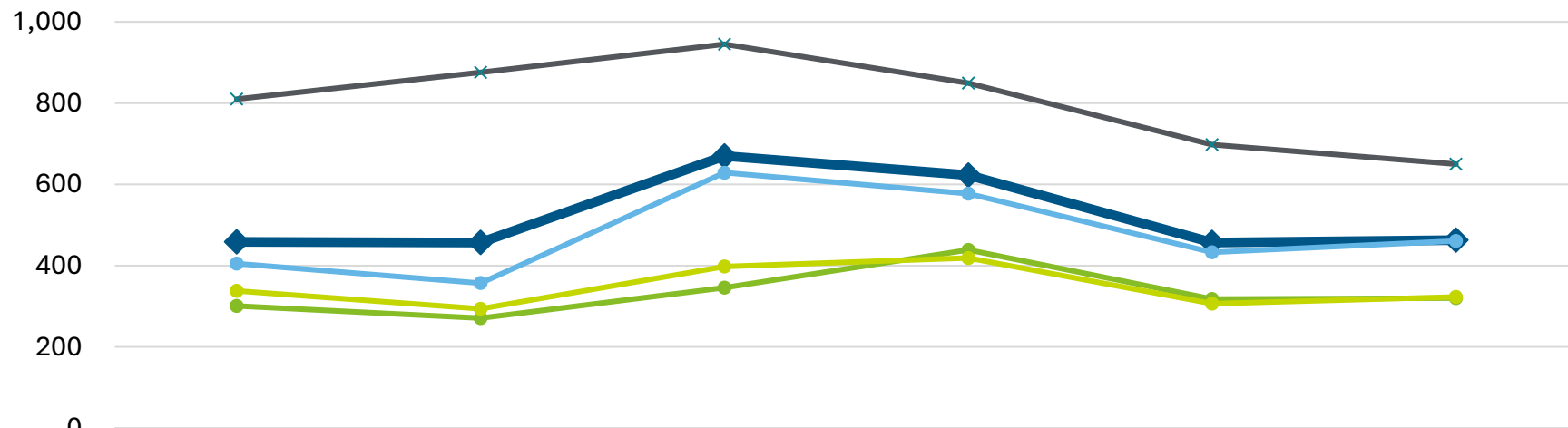
合板

他の面材

集成材等

製材の国別輸入額（2024年）の上位3か国及び日本の平均輸入単価（USD/トン）

(USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
世界平均	459	457	670	623	457	463
チリ	301	271	346	439	318	320
ロシア	405	357	629	577	433	461
ニュージーランド	338	294	398	419	307	323
日本	810	876	945	849	698	650

世界平均 チリ ロシア ニュージーランド 日本

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

製材の樹種別割合は、針葉樹が大半を占め、特にモミ属・トウヒ属、マツ属の割合が高くなっています

韓国における樹種別輸入額【製材（HS4407）】

需要調査

輸入統計情報

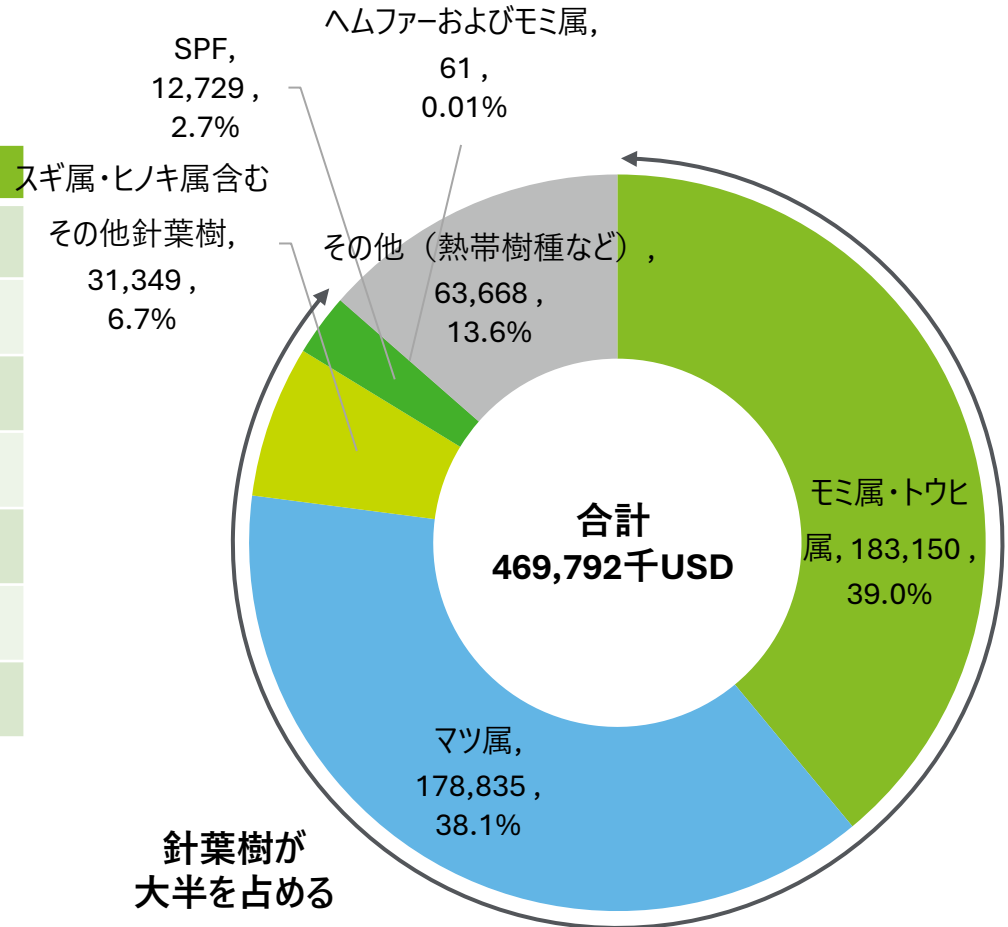
製材

合板

他の面材

集成材等

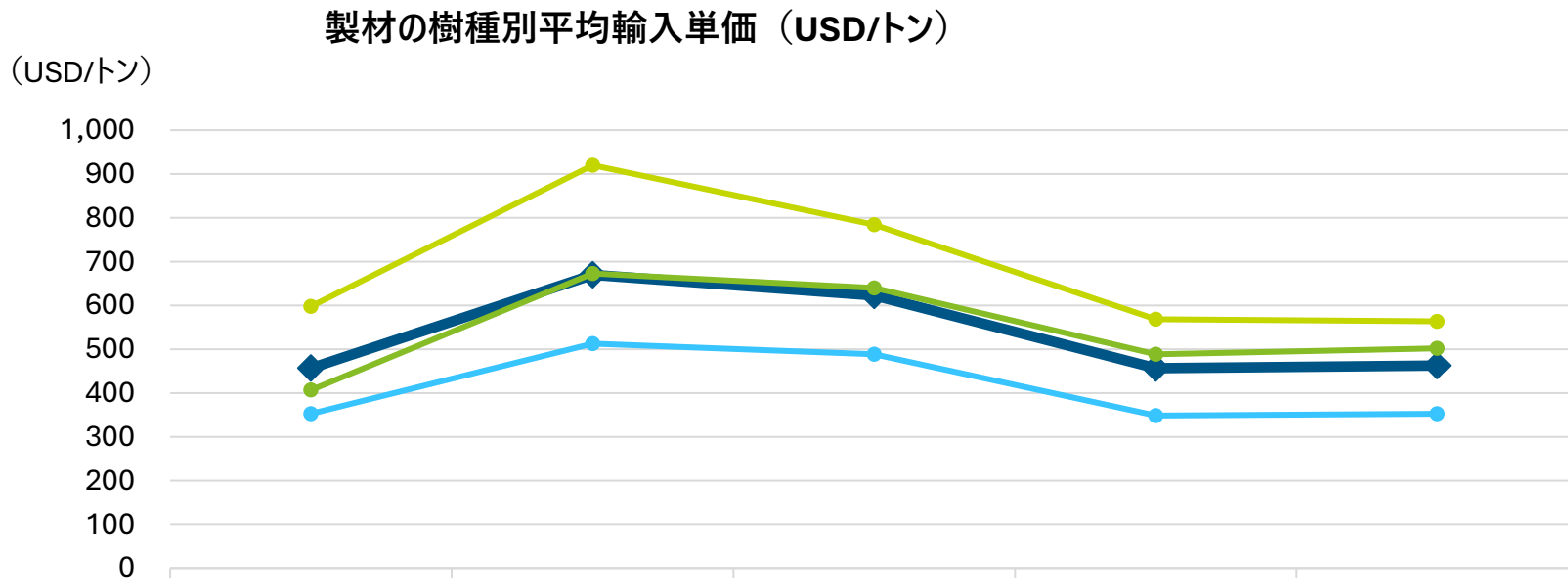
HSコード	詳細分類
4407	製材全般
4407.11	-- マツ属
4407.12	-- モミ属・トウヒ属
4407.13	-- S P F
4407.14	-- ヘムファーおよびモミ属
4407.19	-- スギ属・ヒノキ属含むその他針葉樹
4407.21-99	その他（熱帯樹種など）



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

韓国における樹種別の平均輸入単価は、製材全体で460-670ドル/トン前後の推移となっています

韓国における樹種別平均輸入単価【製材（HS4407）】



	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
◆ 製材全体	457	670	623	457	463
● スギ属・ヒノキ属含むその他針葉樹	598	920	784	569	564
● マツ属	353	513	489	349	353
● モミ属・トウヒ属	407	673	640	489	502

◆ 製材全体 ● スギ属・ヒノキ属含むその他針葉樹 ● マツ属 ● モミ属・トウヒ属

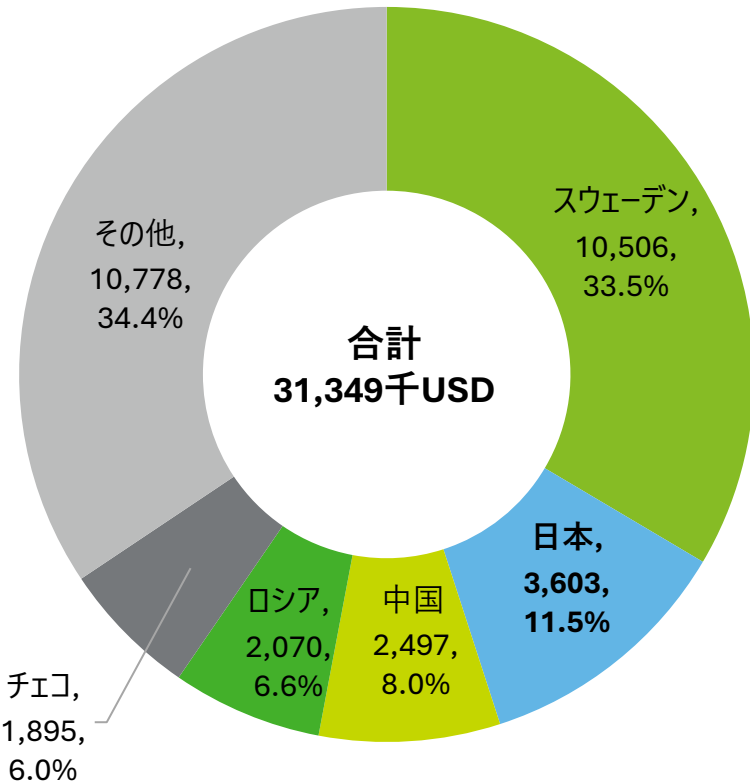
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

韓国はスギ・ヒノキを含む「その他針葉樹製材」をスウェーデン、日本等から輸入しており、輸入額に占める日本の割合は約12%です

主要輸入国【その他針葉樹製材（HS4407.19）】（1/2）

その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*1
の国別輸入額（2024年）（千USD）

その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*1
の国別輸入量（2024年）



国名	輸入量 (トン)	輸入量*2 (m ³)
スウェーデン	19,667	35,794
日本	6,089	11,082
ロシア	4,741	8,629
エストニア	4,199	7,642
チェコ	3,318	6,039
その他	17,545	31,932
合計	55,559	101,117

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

*1：「その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）」は、HS4407.19（スギ属・ヒノキ属含むその他）を集計

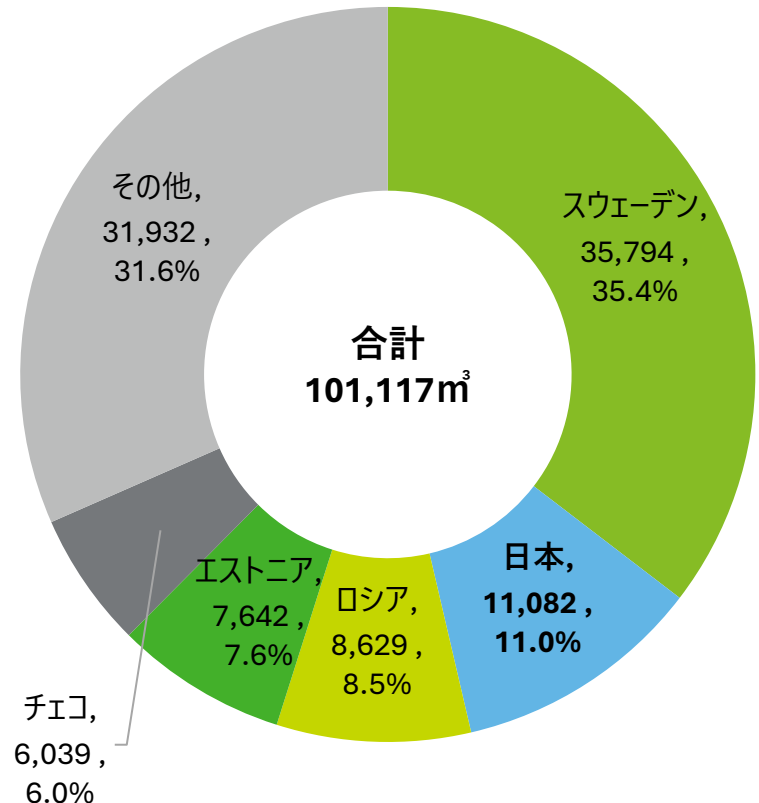
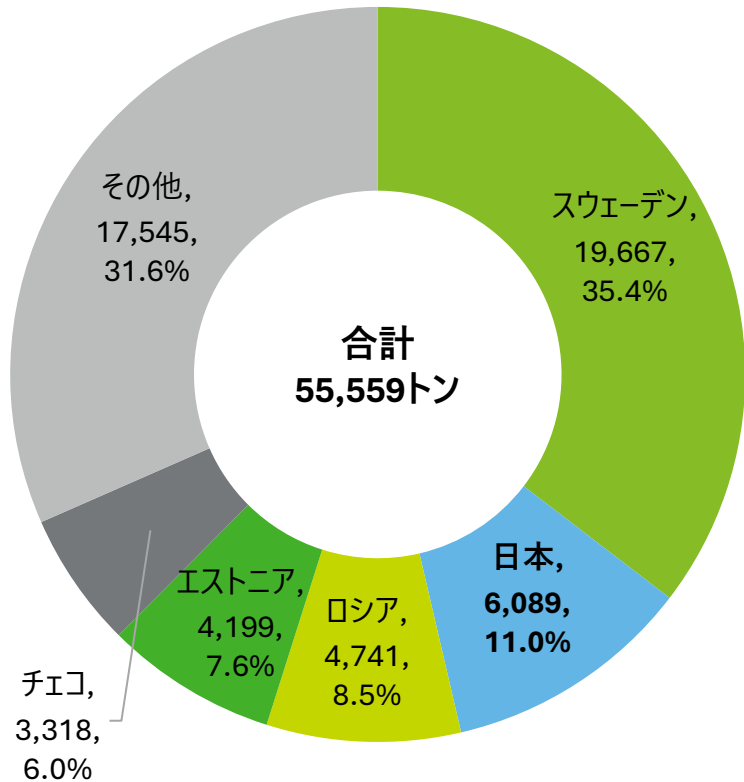
*2：換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

韓国はスギ・ヒノキを含む「その他針葉樹製材」をスウェーデン、日本等から輸入しており、日本からの輸入量は全体の約11%を占めています

主要輸入国【その他針葉樹製材（HS4407.19）】（2/2）

その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*1
の国別輸入量（2024年）（トン）

その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*1,*2
の国別輸入量（2024年）（m³）



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

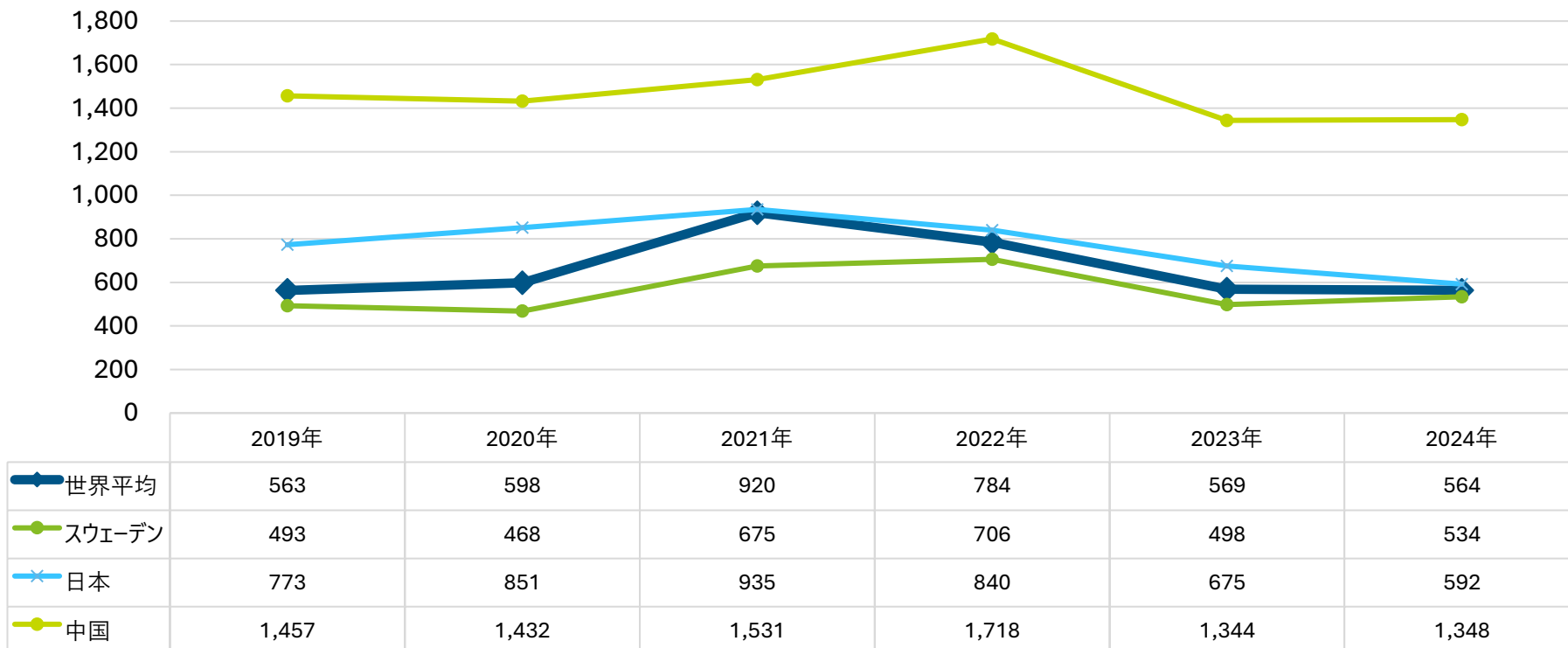
*1：「その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）」は、HS4407.19（スギ属・ヒノキ属含むその他）を集計

*2：換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

韓国におけるスギ・ヒノキを含む「その他針葉樹製材」の平均輸入単価は、世界平均で560-920ドル/トン前後の推移となっています

韓国における国別平均輸入単価【その他針葉樹製材（HS4407.19）】

その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*の国別輸入額（2024年）の
上位3か国及び日本の平均輸入単価（USD/トン）



◆ 世界平均

● スウェーデン

✕ 日本

● 中国

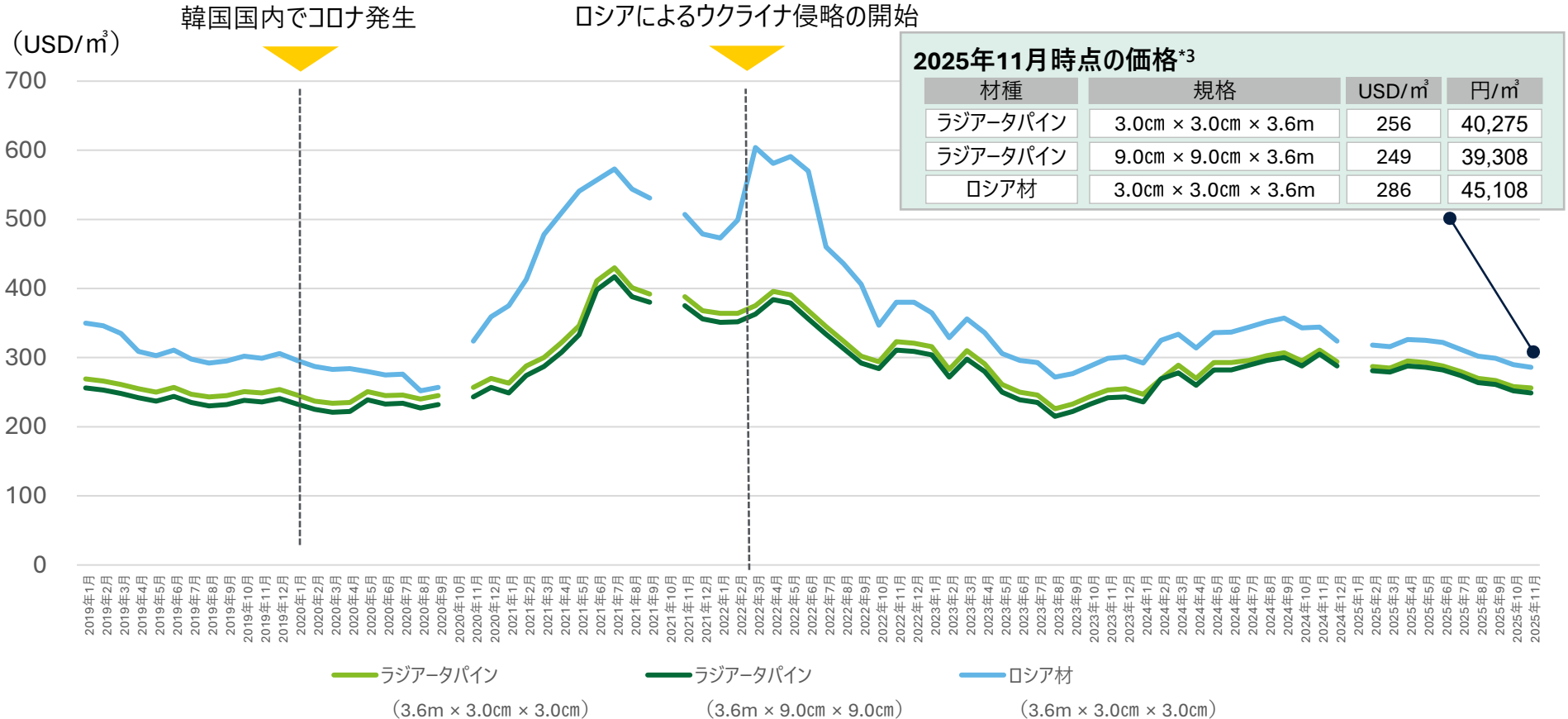
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 「その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）」は、HS4407.19（スギ属・ヒノキ属含むその他）を集計

韓国における製材の販売価格は、ウッドショックやロシアによるウクライナ侵略の影響で一時的に乱高下したものの、現在は新型コロナウイルス流行前の水準に戻りつつある状態です

韓国国内における製材販売価格 (VAT別/工場積載価格)

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等



参考：大韓木材協会（대한목재협회는）「国内外木材市場（국내외목재시황）」より、（[KRW USD 過去データ - Investing.com](https://www.investing.com)）より月別にKRWからUSDに換算した。

*1：2020年10月、2021年10月、2025年1月はデータ取得が不可能であったため、欠損値として取り扱うものとする。

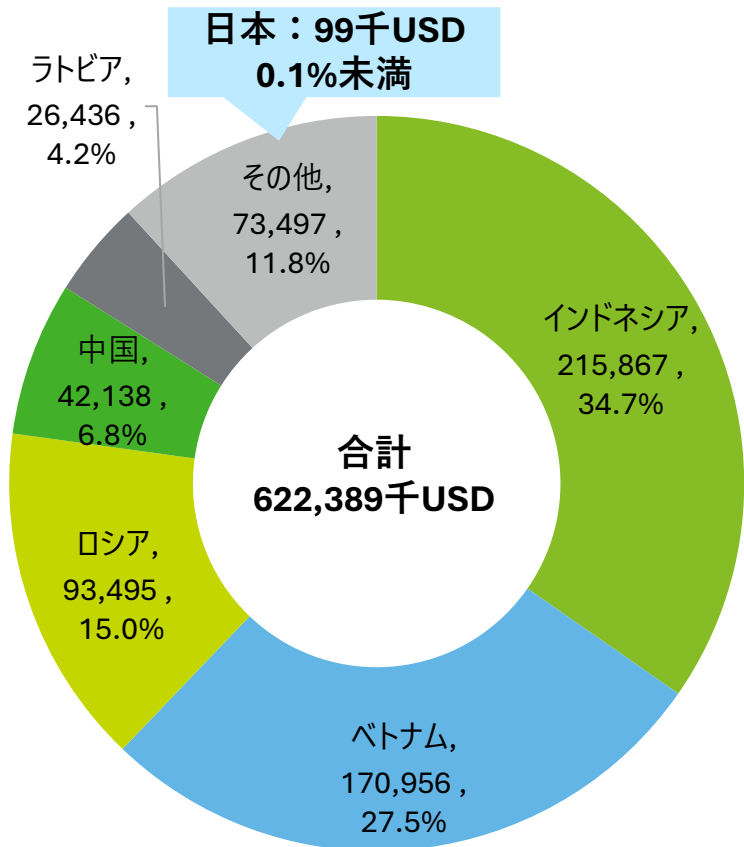
*2：VAT（Value Added TAX）は付加価値税を指す。

*3：2025年の為替レート（平均）0.1074円/KRWでKRWから円に換算した。

韓国は合板をインドネシア、ベトナム等から輸入しており、輸入額に占める日本の割合は0.1%未満です

主要輸入国【合板（HS4412.10, 4412.31, 4412.33-34, 4412.39）】（1/2）

合板の国別輸入額（2024年）（千USD）



合板の国別輸入量（2024年）

国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
ベトナム	351,403	541,161
インドネシア	260,815	401,655
ロシア	62,158	95,723
中国	57,603	88,709
マレーシア	31,606	48,673
その他	33,351	51,361
合計	796,936	1,227,281

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

韓国は合板をベトナム、インドネシア等から輸入しており、日本からの輸入量は全体の0.1%未満です

主要輸入国【合板（HS4412.10, 4412.31, 4412.33-34, 4412.39）】（2/2）

需要調査

輸入統計情報

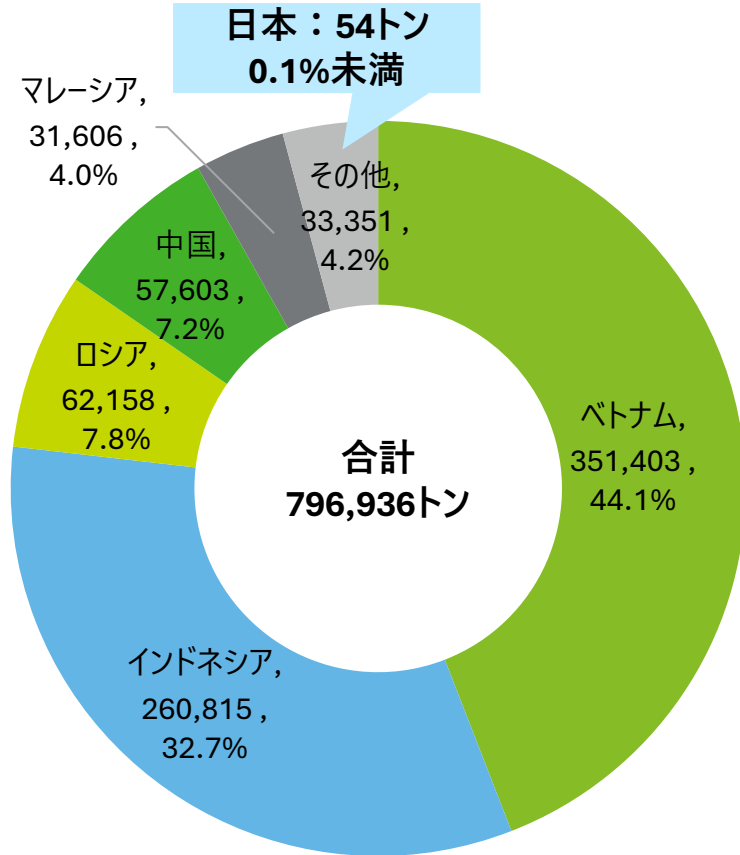
製材

合板

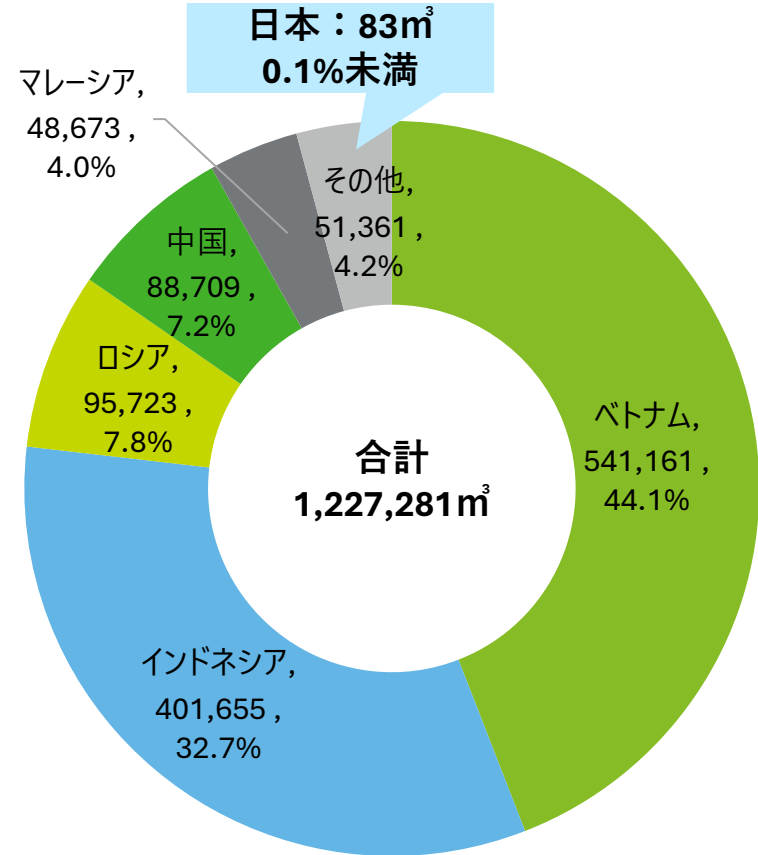
他の面材

集成材等

合板の国別輸入量（2024年）（トン）



合板の国別輸入量（2024年）*（m³）



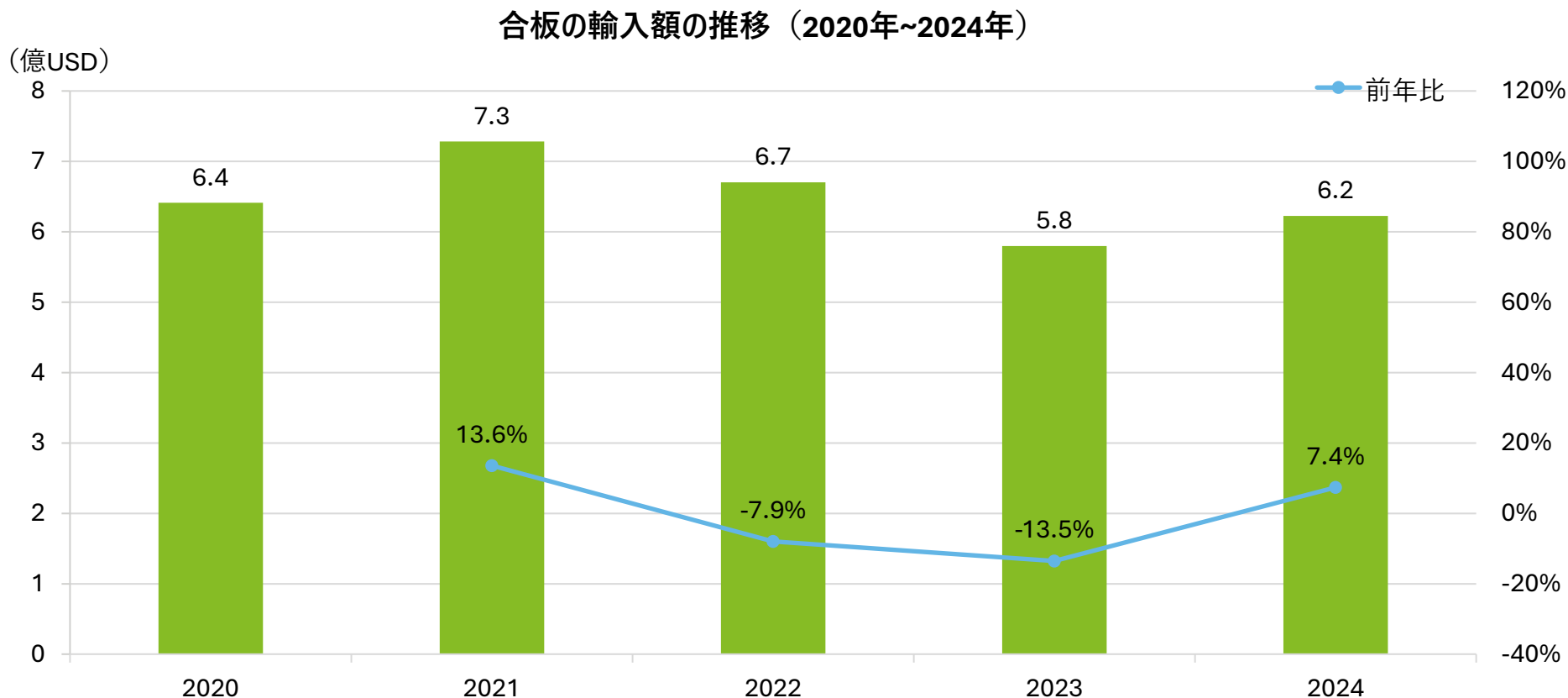
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

近年の韓国における合板の輸入額は、6-7億ドル前後で推移しています

輸入額推移【合板（HS4412.10, 4412.31, 4412.33-34, 4412.39）】

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等

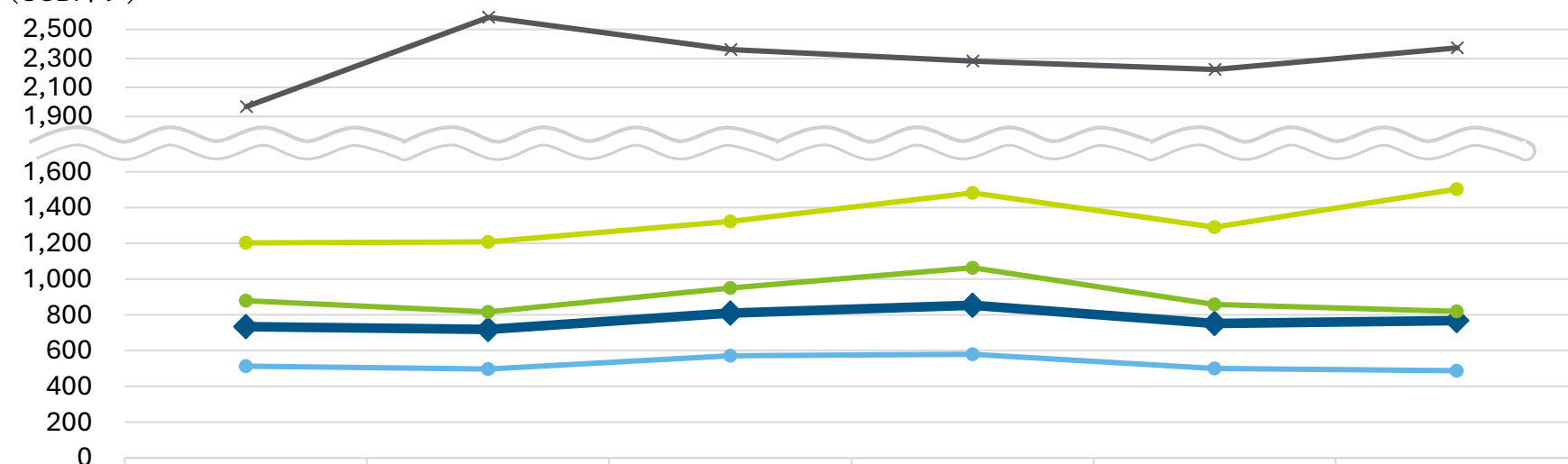


参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

韓国における合板等の平均輸入単価は、世界平均で720-850ドル/トン前後の推移となっています

韓国における国別平均輸入単価【合板等 (HS4412) *】

合板 (HS4412.10, 4412.31, 4412.33, 4412.34, 4412.39) の国別輸入額 (2024年)
 上位3か国及び日本における合板等 (HS4412) の平均輸入単価 (USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
世界平均	734	719	811	854	752	768
インドネシア	880	817	951	1,064	859	820
ベトナム	514	497	572	580	501	488
ロシア	1,203	1,208	1,323	1,482	1,290	1,504
日本	1,968	2,583	2,360	2,281	2,223	2,372

◆ 世界平均
 ● インドネシア
 ● ベトナム
 ● ロシア
 × 日本

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 平均輸入単価はHSコード4桁で算出（6桁は単価の取得が不可のため）、HS4412は合板の他、LVL、ブロックボード、その他積層木材を含む
 31 輸出相手国の市場実態等調査（韓国）

需要調査

輸入統計情報

製材

合板

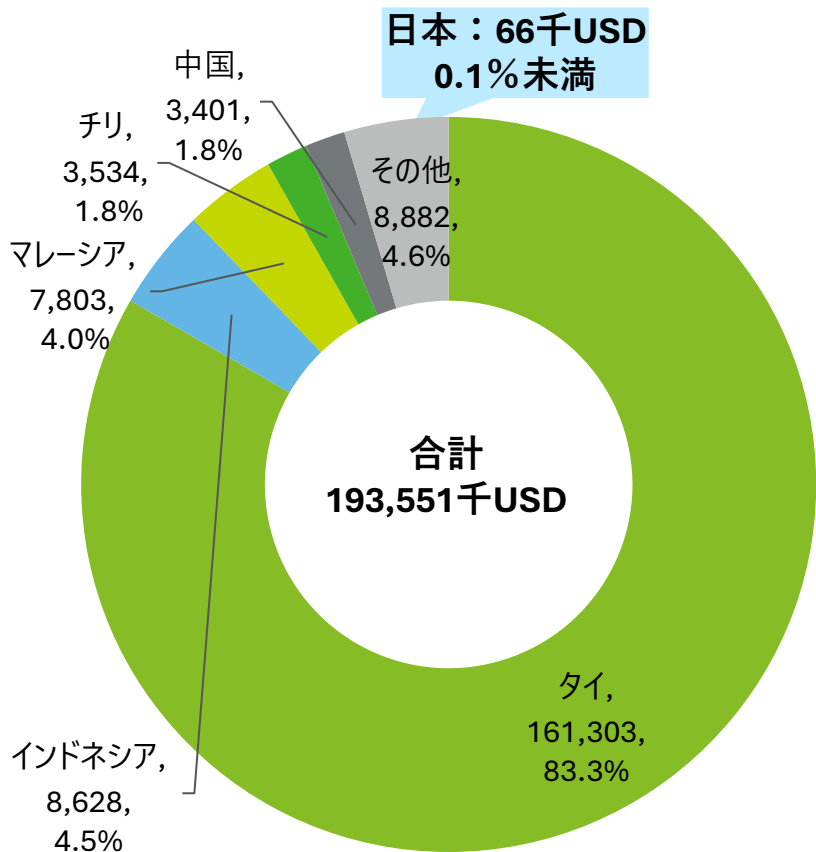
他の面材

集成材等

韓国はOSB・パーティクルボード等を主にタイから輸入しており、輸入額に占める日本の割合は0.1%未満です

主要輸入国【OSB・パーティクルボード等（HS4410）】（1/2）

OSB・パーティクルボード等*1の国別輸入額（2024年）(千USD)



OSB・パーティクルボード等*1の国別輸入量（2024年）

国名	輸入量 (トン)	輸入量*2 (m ³)
タイ	761,233	1,172,299
インドネシア	47,131	72,582
マレーシア	31,127	47,936
中国	11,157	17,182
ベトナム	9,290	14,307
その他	15,549	23,945
合計	875,487	1,348,250

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

*1：OSB、パーティクルボード、その他木質ボード等を含む

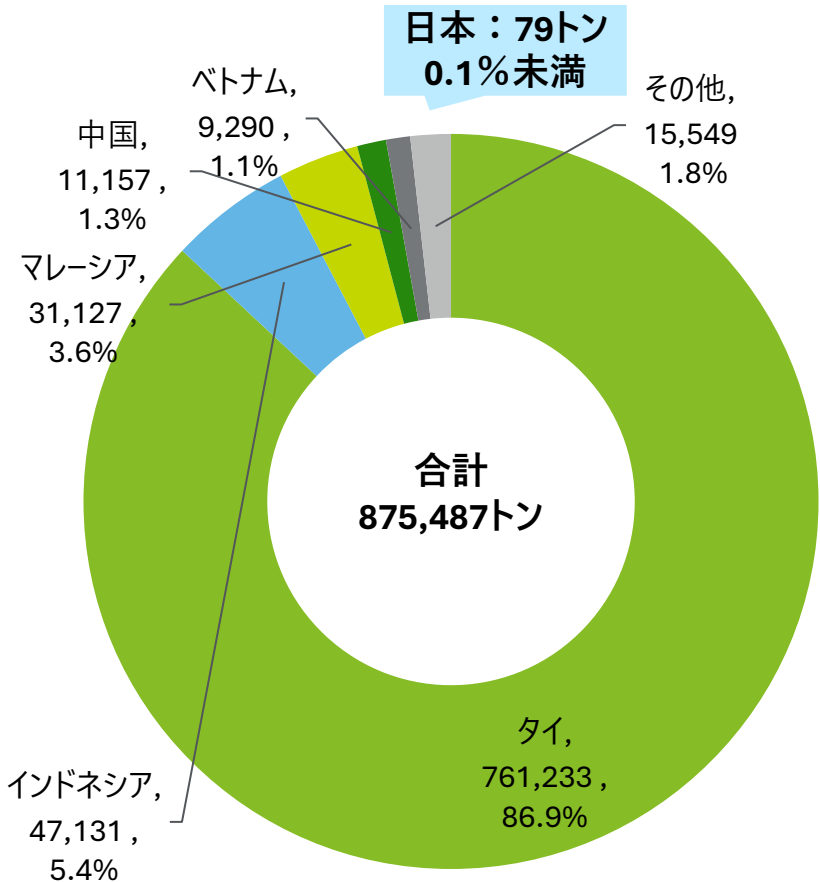
*2：換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

韓国はOSB・パーティクルボード等を主にタイから輸入しており、日本からの輸入量は全体の0.1%未満です

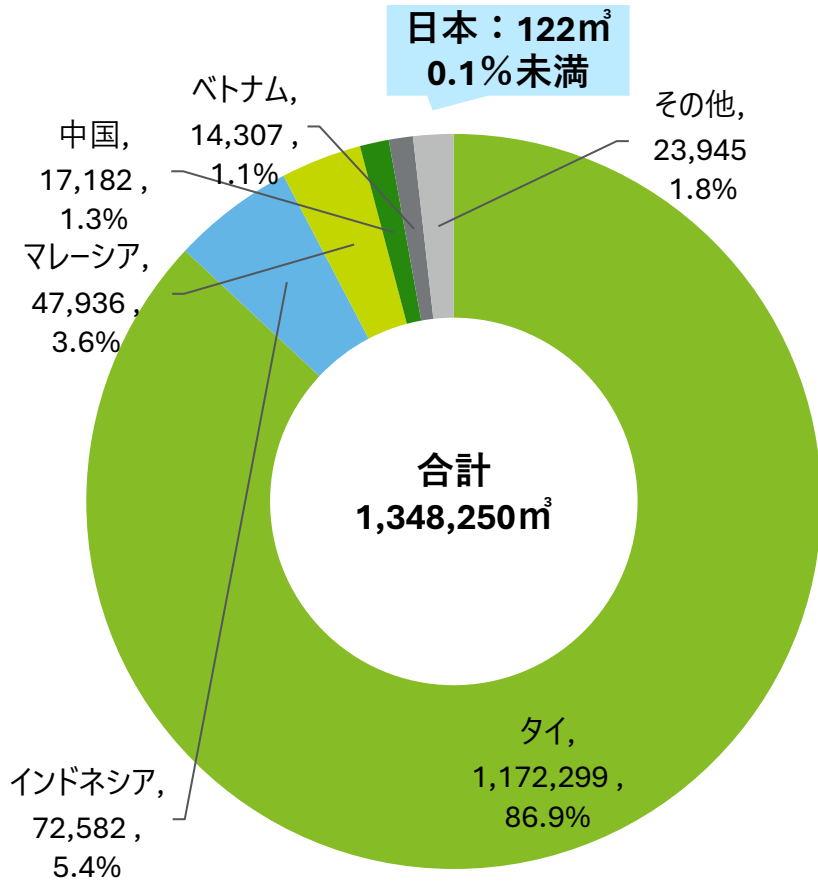
主要輸入国【OSB・パーティクルボード等（HS4410）】（2/2）

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等

OSB・パーティクルボード等*1の国別輸入量（2024年）(トン)



OSB・パーティクルボード等*1の国別輸入量（2024年）*2 (m³)



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

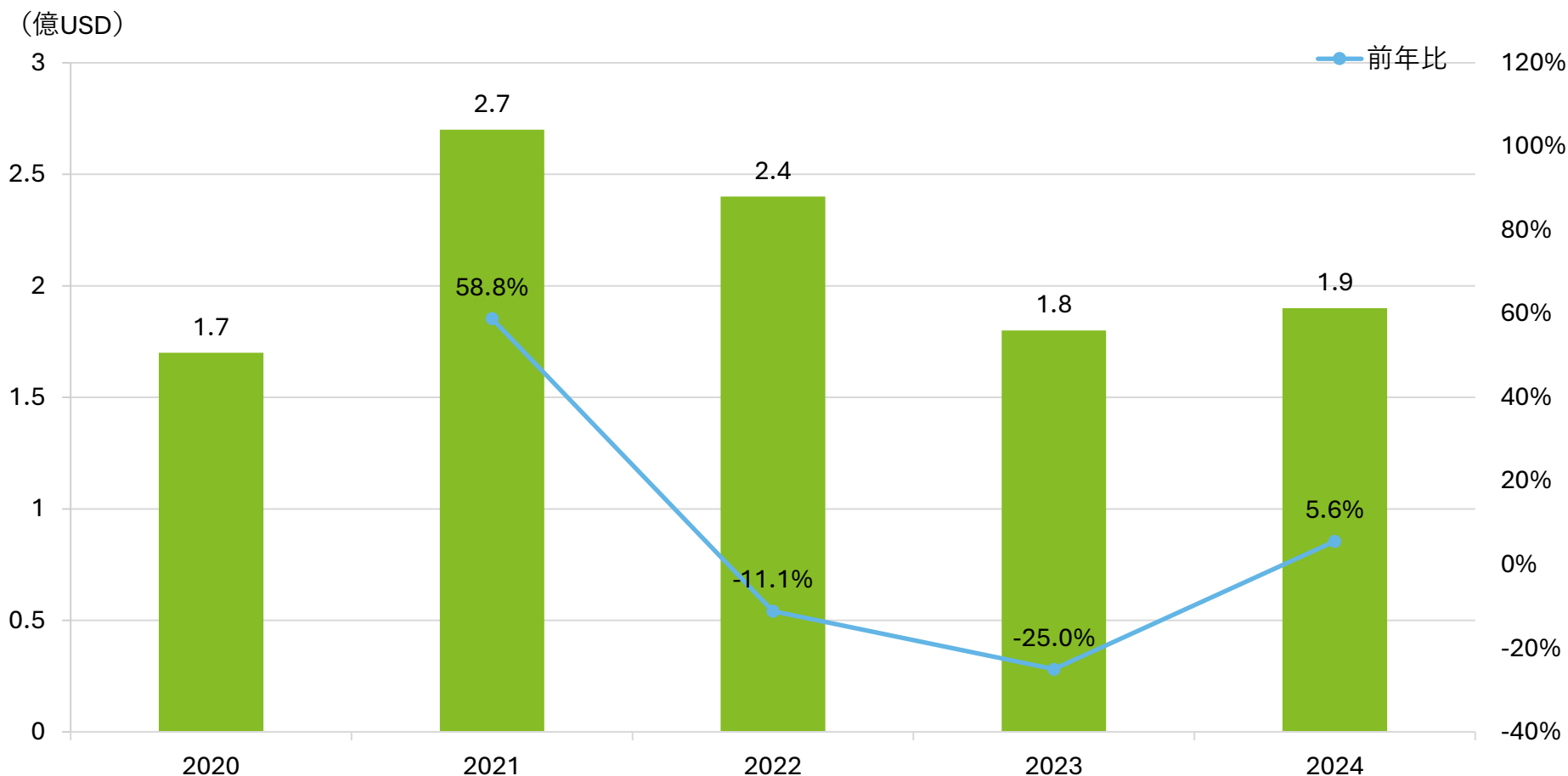
*1：OSB、パーティクルボード、その他木質ボード等を含む

*2：換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

近年の韓国におけるOSB・パーティクルボード等の輸入額は、2021年をピークに減少し、直近2年は約2億ドルで推移しています

輸入額推移【OSB・パーティクルボード等（HS4410）】

OSB・パーティクルボード等*の輸入額の推移（2020年~2024年）



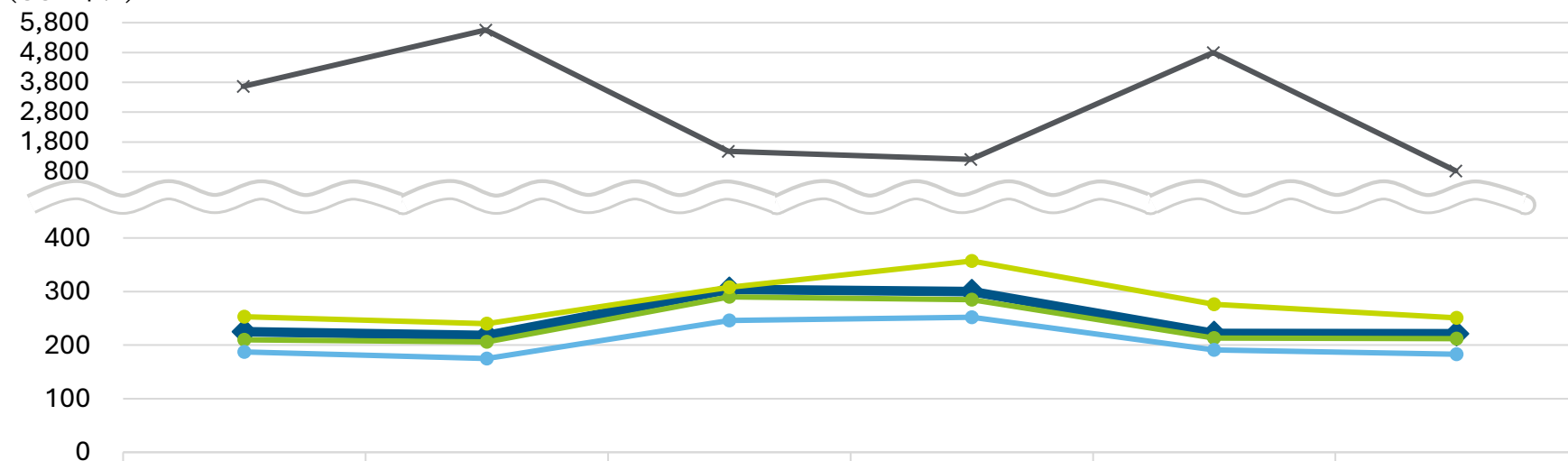
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* OSB、パーティクルボード、その他木質ボード等を含む

韓国におけるOSB・パーティクルボード等の平均輸入単価は、世界平均で220-300ドル/トン前後の推移となっています

韓国における国別平均輸入単価【OSB・パーティクルボード等（HS4410）】

OSB・パーティクルボード等*の国別輸入額（2024年）の上位3か国及び日本の平均輸入単価（USD/トン）
 (USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
世界平均	225	218	304	300	222	221
タイ	210	206	290	285	213	212
インドネシア	187	175	246	252	191	183
マレーシア	253	240	308	357	276	251
日本	3,667	5,556	1,484	1,222	4,800	835

◆ 世界平均
 ● タイ
 ● インドネシア
 ● マレーシア
 × 日本

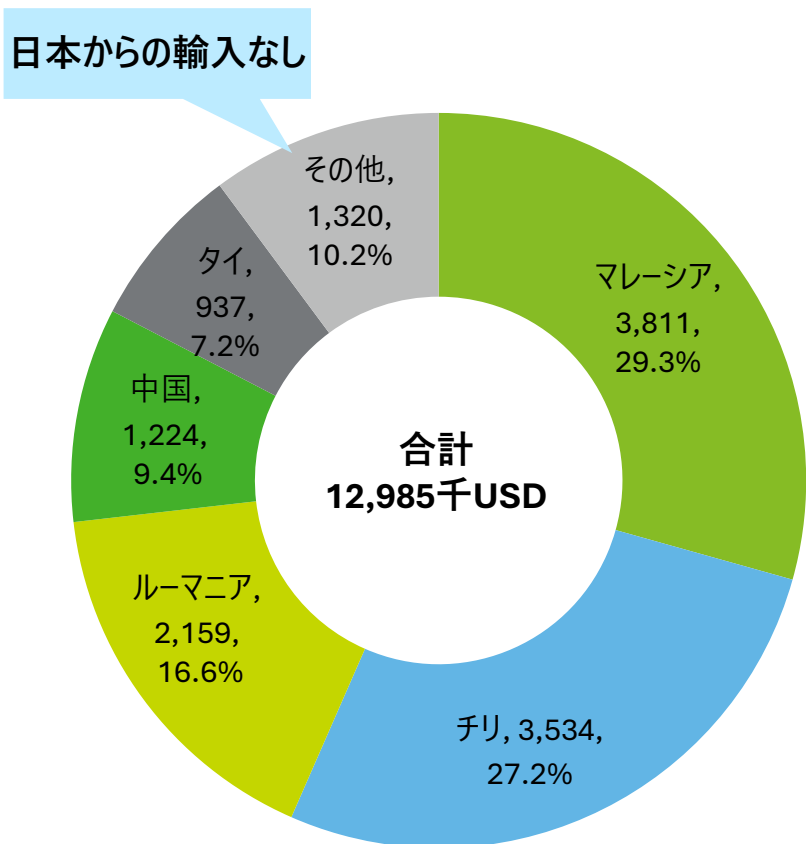
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* OSB、パーティクルボード、その他木質ボード等を含む

韓国はOSBをマレーシア、チリ等から輸入しており、日本からの輸入はありません

主要輸入国【OSB (HS4410.12)】 (1/2)

OSBの国別輸入額 (2024年) (千USD)



OSBの国別輸入量 (2024年)

国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
マレーシア	13,404	20,642
チリ	7,225	11,127
ルーマニア	4,765	7,338
タイ	3,674	5,658
中国	3,118	4,802
その他	2,252	3,468
合計	34,438	53,035

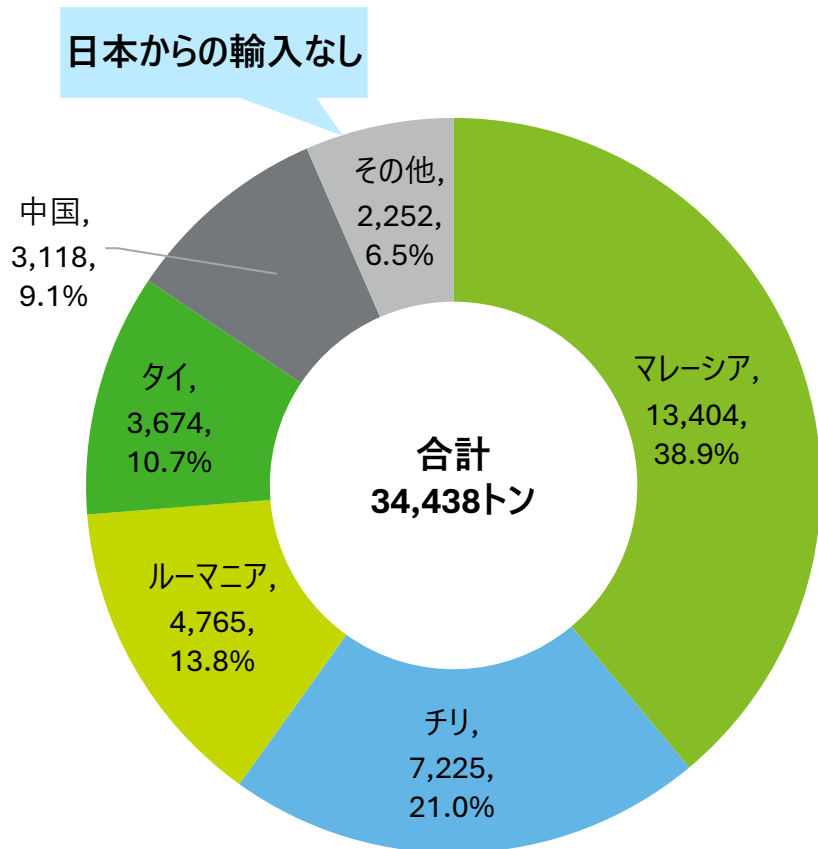
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

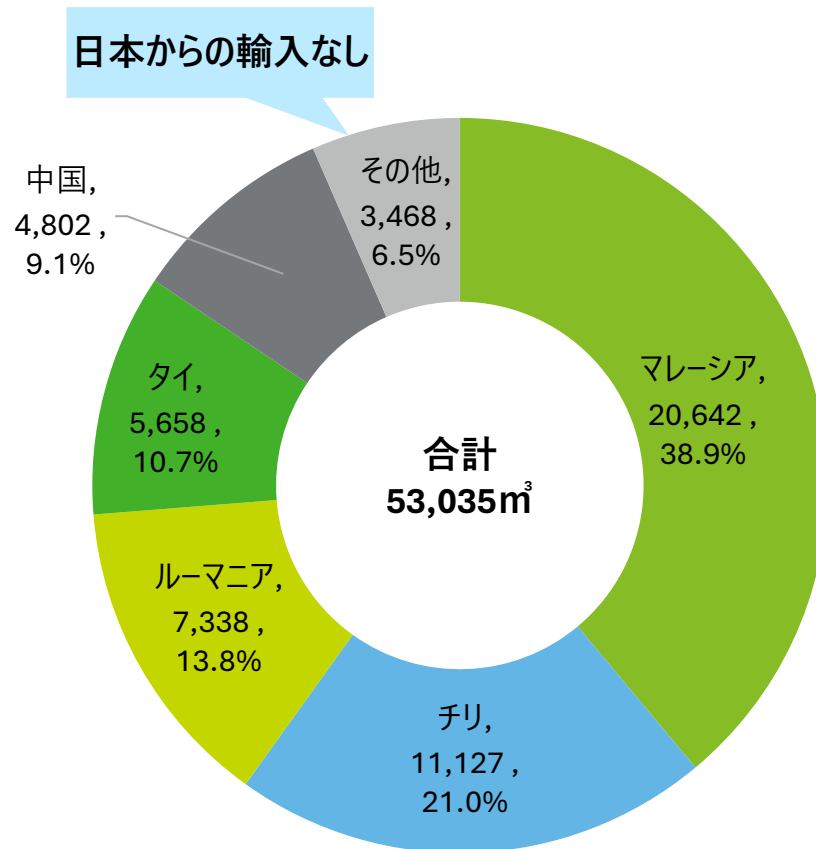
韓国はOSBをマレーシア、チリ等から輸入しており、日本からの輸入はありません

主要輸入国【OSB (HS4410.12)】 (2/2)

OSBの国別輸入量 (2024年) (トン)



OSBの国別輸入量 (2024年) * (m³)



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

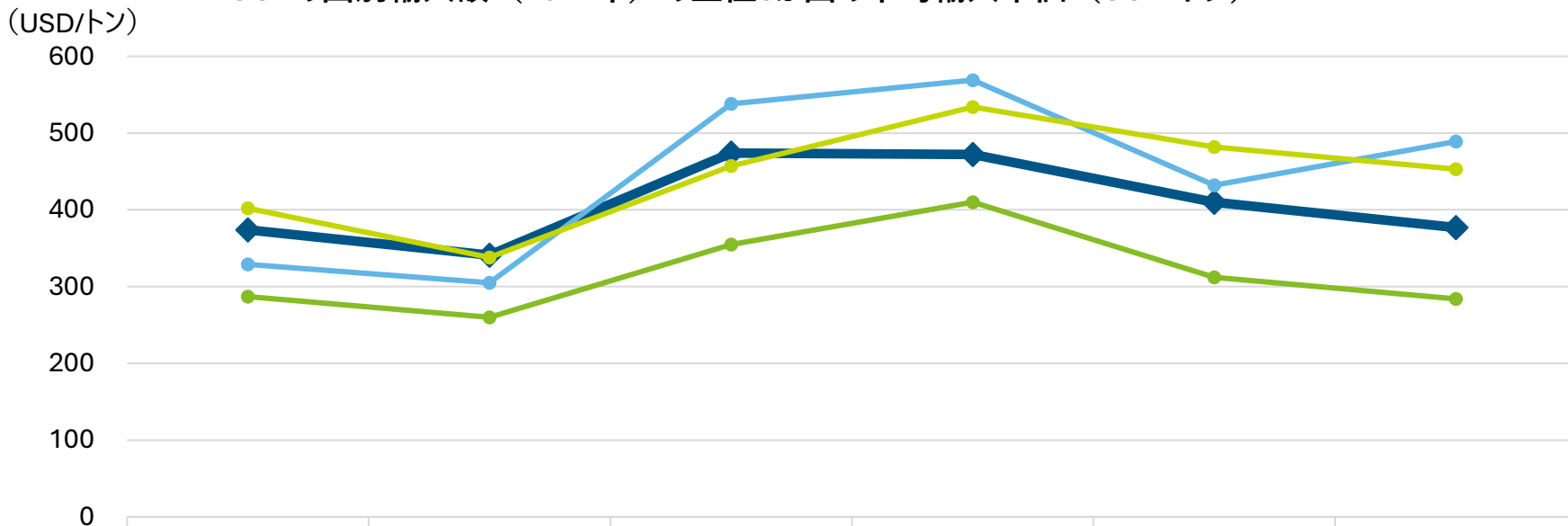
* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

韓国におけるOSBの平均輸入単価は、世界平均で340-470ドル/トン前後の推移となっています

韓国における国別平均輸入単価【OSB（HS4410.12）】

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等

OSBの国別輸入額（2024年）の上位3か国の平均輸入単価（USD/トン）



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
◆ 世界平均	374	341	474	472	410	377
● マレーシア	287	260	355	410	312	284
● チリ	329	305	538	569	432	489
● ルーマニア	402	338	457	534	482	453

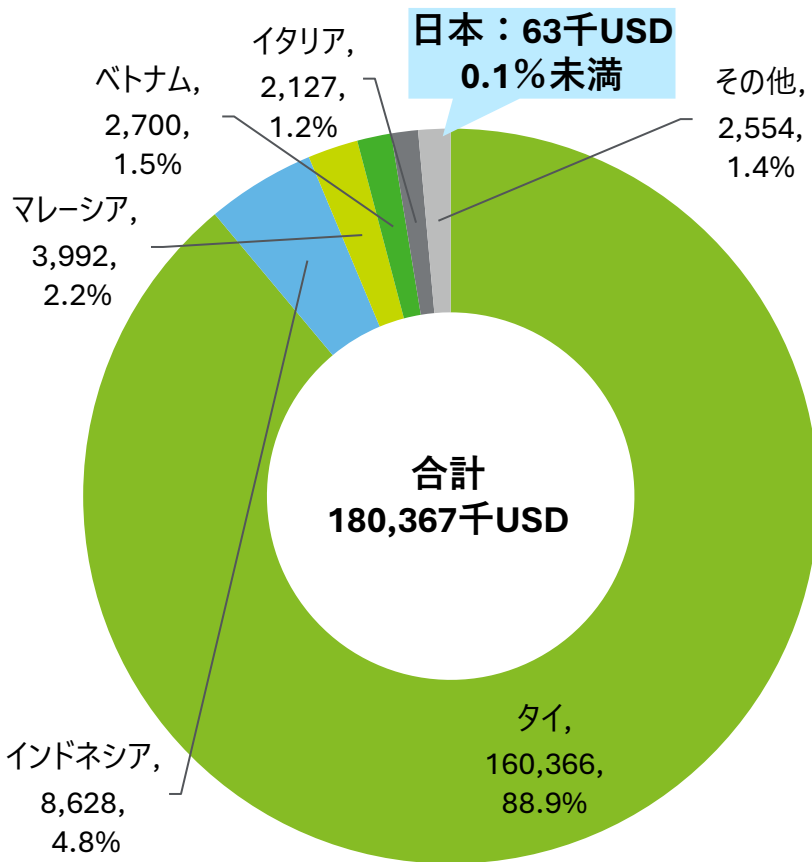
◆ 世界平均 ● マレーシア ● チリ ● ルーマニア

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

韓国はパーティクルボードを主にタイから輸入しており、輸入額に占める日本の割合は0.1%未満です

主要輸入国【パーティクルボード（HS4410.11）】（1/2）

パーティクルボードの国別輸入額（2024年）（千USD）



パーティクルボードの国別輸入量（2024年）

国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
タイ	757,559	1,166,641
インドネシア	47,131	72,582
マレーシア	17,723	27,293
ベトナム	9,218	14,196
中国	7,880	12,135
その他	1,294	1,993
合計	840,805	1,294,840

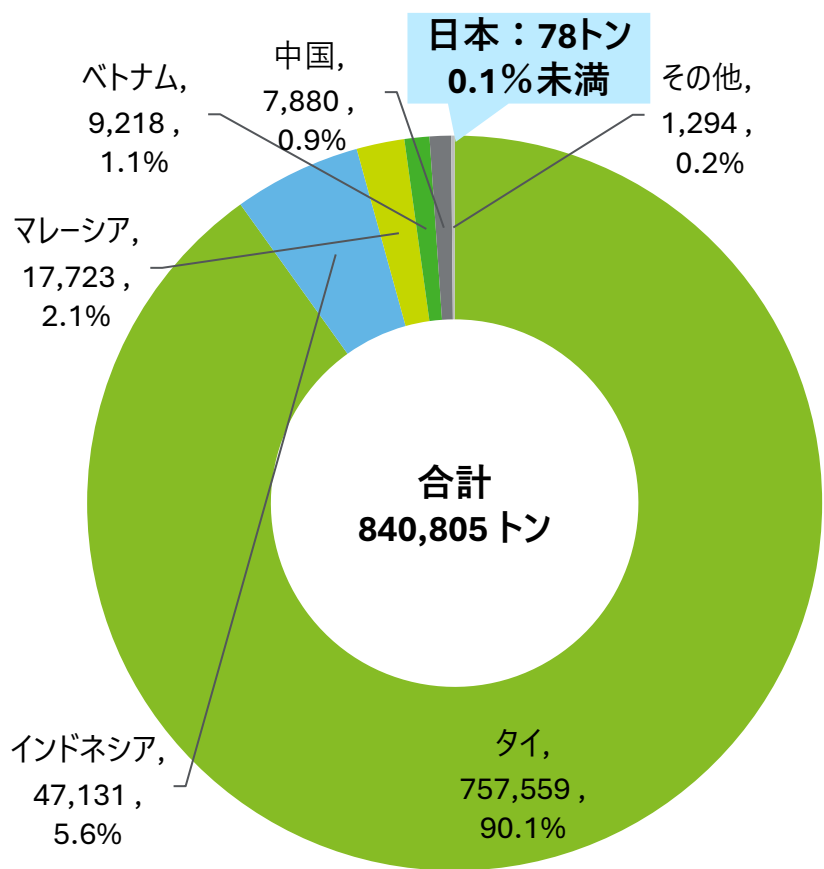
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

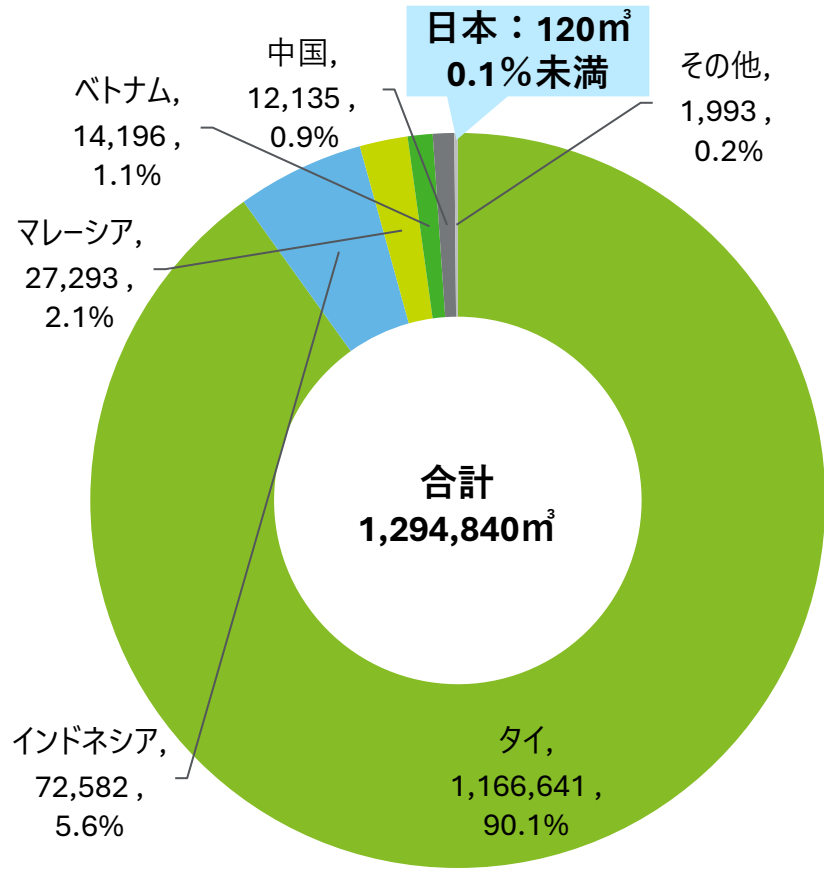
韓国はパーティクルボードを主にタイから輸入しており、日本からの輸入量は全体の0.1%未満です

主要輸入国【パーティクルボード（HS4410.11）】（2/2）

パーティクルボードの国別輸入量（2024年）（トン）



パーティクルボードの国別輸入量（2024年）*（m³）



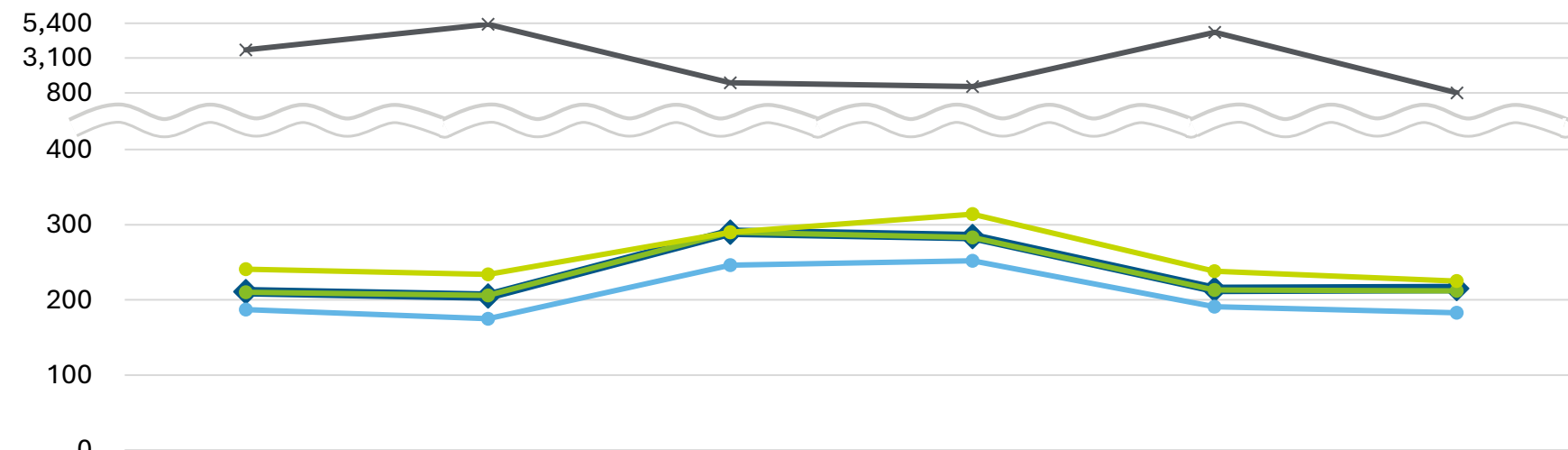
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

韓国におけるパーティクルボードの平均輸入単価は、世界平均で210-290ドル/トン前後の推移となっています

韓国における国別平均輸入単価【パーティクルボード（HS4410.11）】

パーティクルボードの国別輸入額（2024年）の上位3か国及び日本の平均輸入単価（USD/トン）
 (USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
世界平均	211	205	290	284	214	215
タイ	210	206	290	283	213	212
インドネシア	187	175	246	252	191	183
マレーシア	241	234	290	314	238	225
日本	3,633	5,333	1,477	1,222	4,800	808

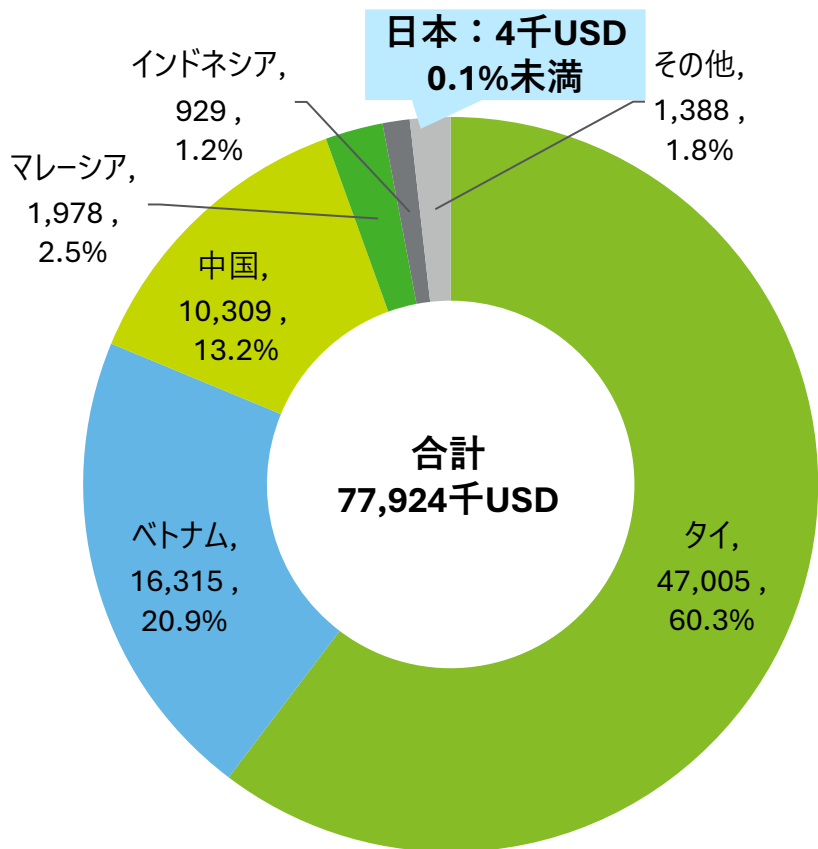
◆ 世界平均
 ● タイ
 ● インドネシア
 ● マレーシア
 × 日本

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

韓国はMDFを主にタイから輸入しており、輸入額に占める日本の割合は0.1%未満です

主要輸入国【MDF（HS4411.12-14）】（1/2）

MDFの国別輸入額（2024年）（千USD）



MDFの国別輸入量（2024年）

国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
タイ	148,065	198,407
中国	21,688	29,062
ベトナム	15,533	20,814
マレーシア	3,398	4,553
インドネシア	1,852	2,482
その他	1,286	1,723
合計	191,822	257,041

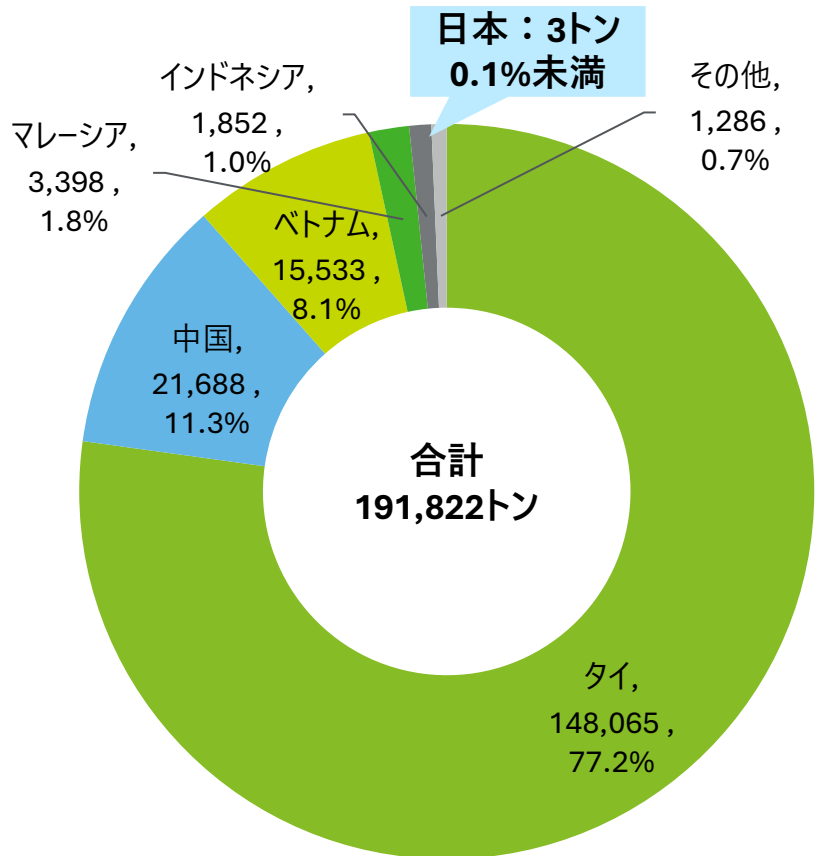
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.34を用い、トン→m³に換算

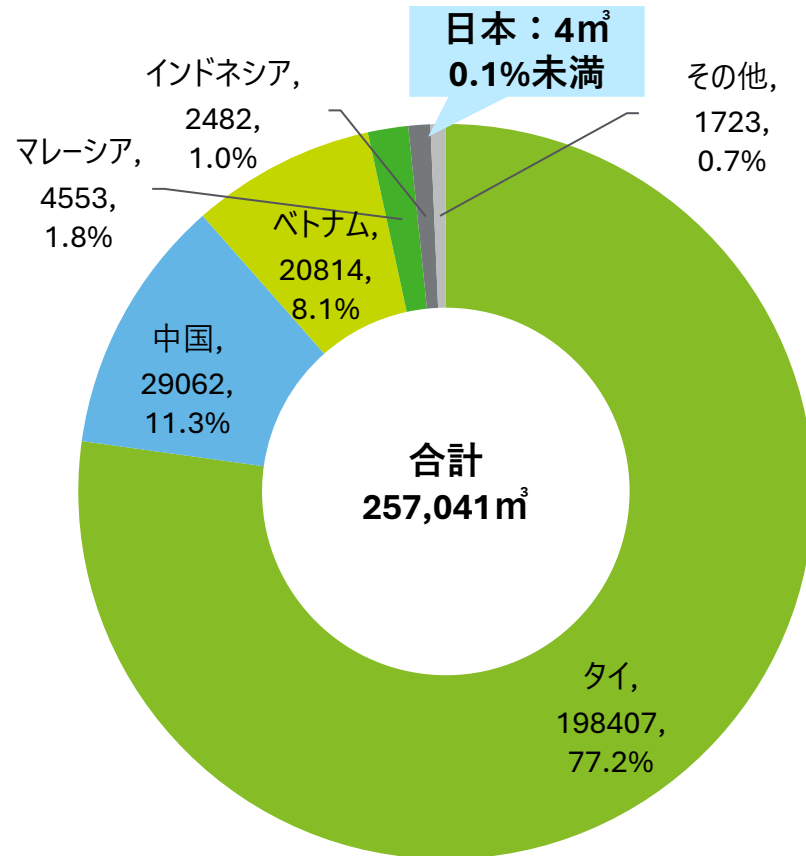
韓国はMDFを主にタイから輸入しており、日本からの輸入量は全体の0.1%未満です

主要輸入国【MDF（HS4411.12-14）】（2/2）

MDFの国別輸入量（2024年）（トン）



MDFの国別輸入量（2024年）*（m³）



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

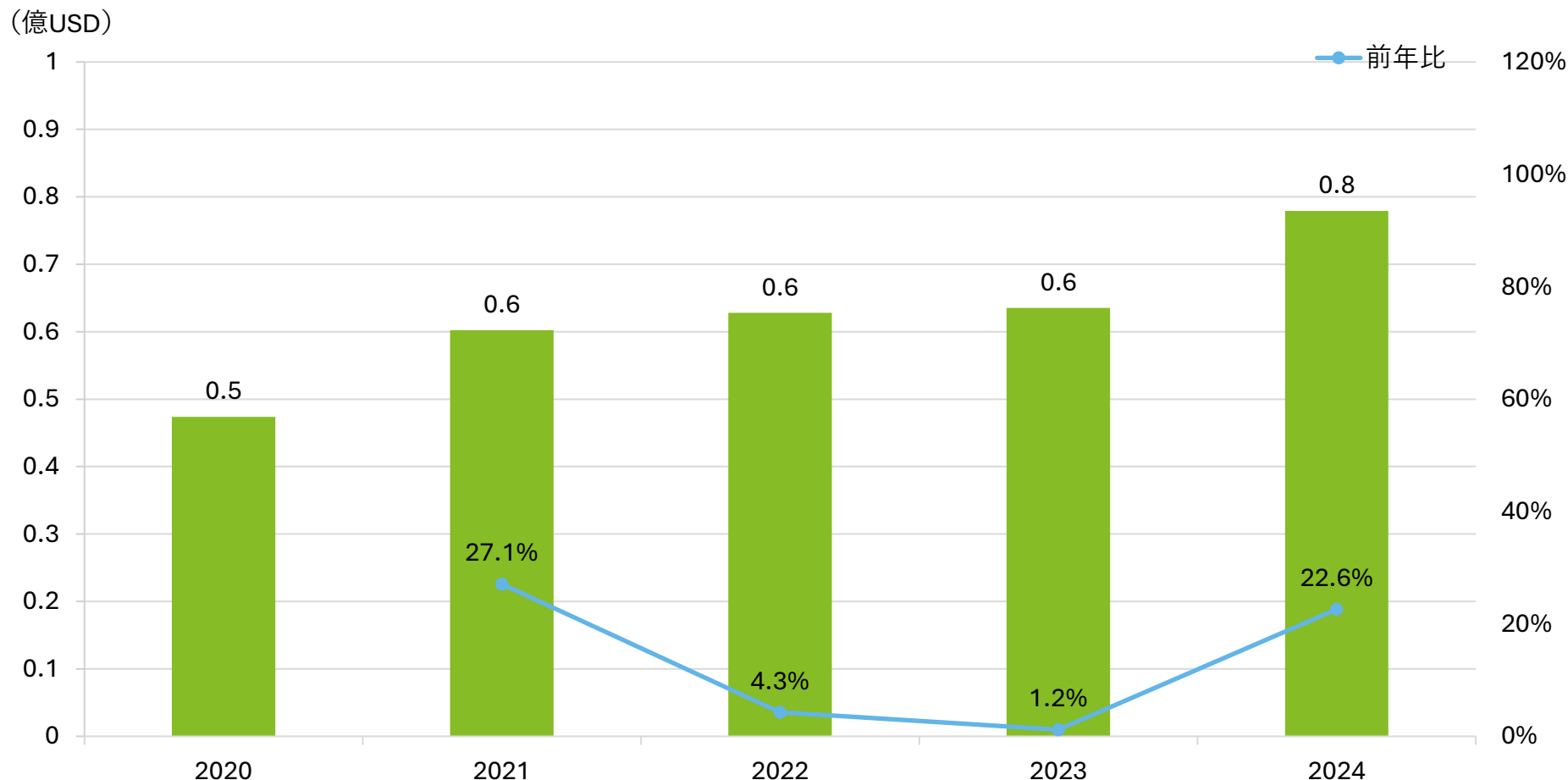
* 換算係数1.34を用い、トン→m³に換算

近年の韓国におけるMDFの輸入額は、0.6億ドル前後で推移しています

輸入額推移【MDF（HS4411.12-14）】

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等

MDFの輸入額の推移（2020年~2024年）

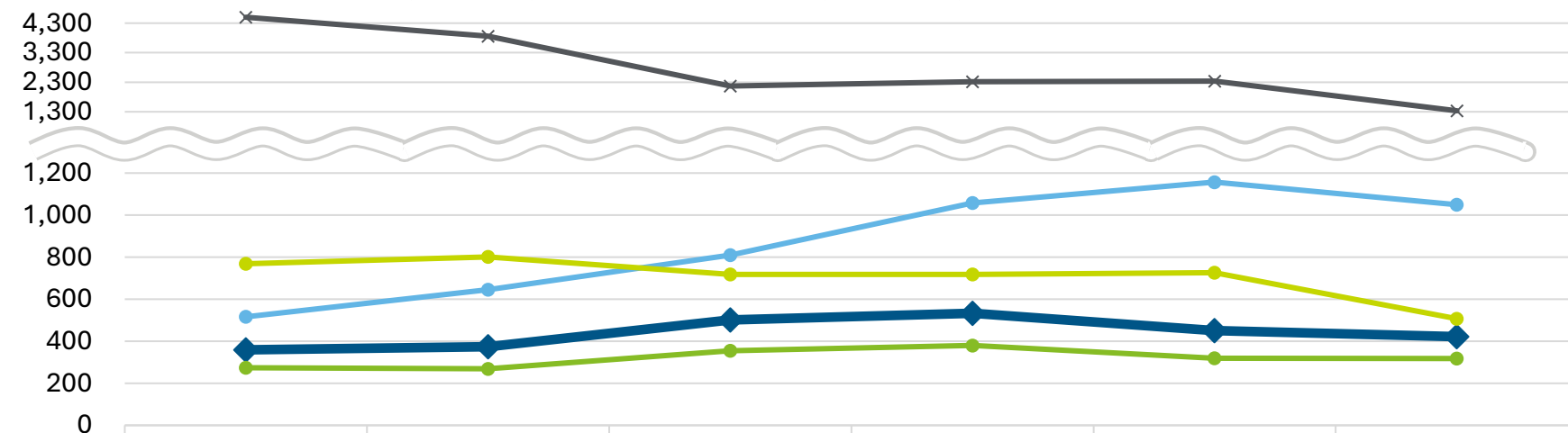


参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

韓国におけるMDF・繊維版の平均輸入単価は、世界平均で360-530ドル/トン前後の推移となっています

韓国における国別平均輸入単価【MDF・繊維版（HS4411）*】

(USD/トン) MDF (HS4411.12-14) の国別輸入額 (2024年) の上位3か国及び日本における MDF・繊維版 (HS4411) の平均輸入単価 (USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
◆ 世界平均	359	374	501	533	451	422
● タイ	274	269	355	380	319	318
● ベトナム	516	645	809	1,058	1,157	1,049
● 中国	769	801	718	718	726	507
× 日本	4,500	3,857	2,167	2,316	2,333	1,333

◆ 世界平均 ● タイ ● ベトナム ● 中国 × 日本

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 平均輸入単価はHSコード4桁で算出（6桁は単価の取得が不可のため）、HS4411はMDF・その他繊維板

韓国は集成材・CLT等をインドネシア、オーストリア、フィンランド等から輸入しており、輸入額に占める日本の割合は11%となっています

主要輸入国【集成材・CLT等（HS4418.81- 83, 4418.89）】（1/2）

集成材・CLT等の国別輸入額（2024年）(千USD)

集成材・CLT等の国別輸入量（2024年）

需要調査

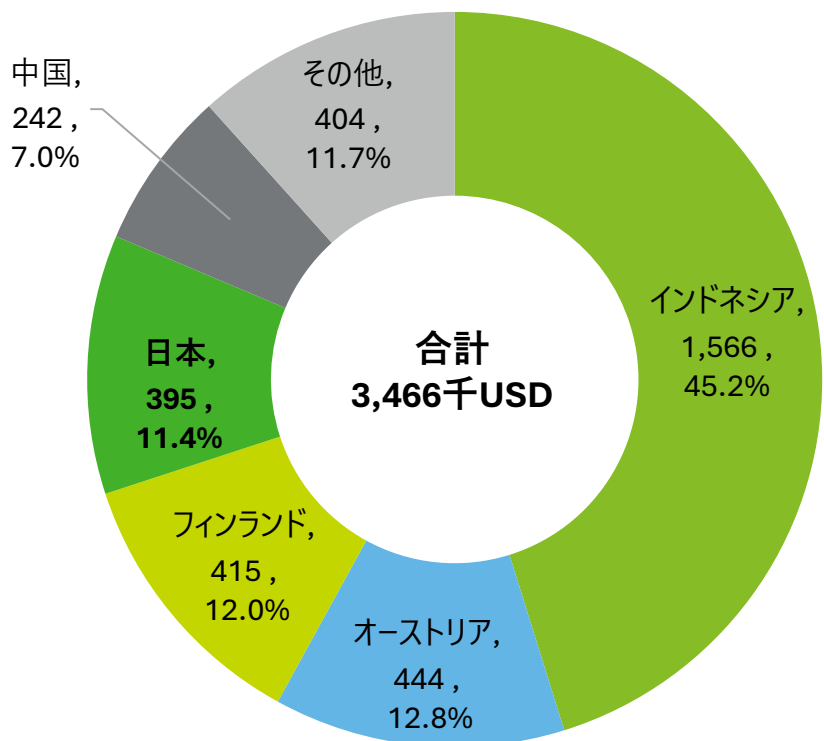
輸入統計情報

製材

合板

他の面材

集成材等



国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
インドネシア	1,414	2,573
フィンランド	326	593
オーストリア	257	468
日本	195	355
中国	178	324
その他	171	311
合計	2,541	4,625

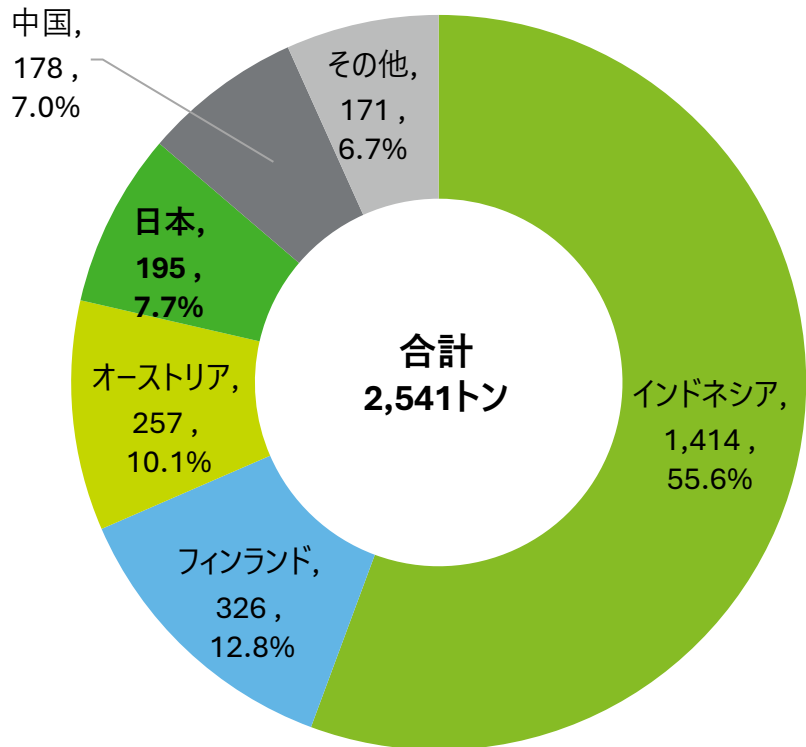
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

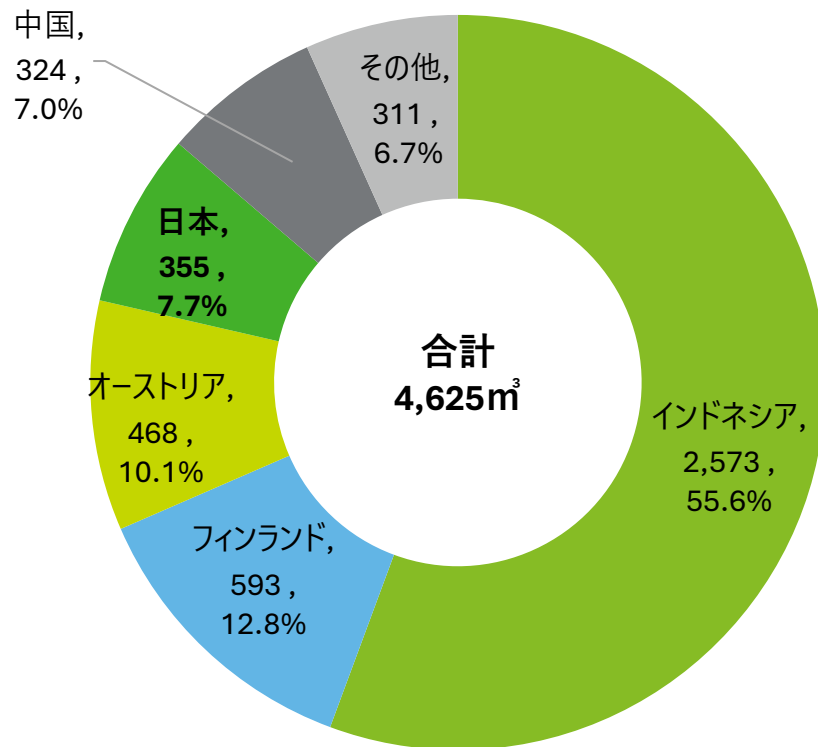
韓国は集成材・CLT等をインドネシア、フィンランド、オーストリア等から輸入しており、日本からの輸入量は全体の約8%となっています

主要輸入国【集成材・CLT等（HS4418.81- 83, 4418.89）】（2/2）

集成材・CLT等の国別輸入量（2024年）
（トン）



集成材・CLT等の国別輸入量（2024年）*
（m³）



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

近年の韓国における集成材・CLT等の輸入額は、1千万ドルに満たない金額で推移しています

輸入額推移【集成材・CLT等（HS4418.81- 83, 4418.89）】

需要調査

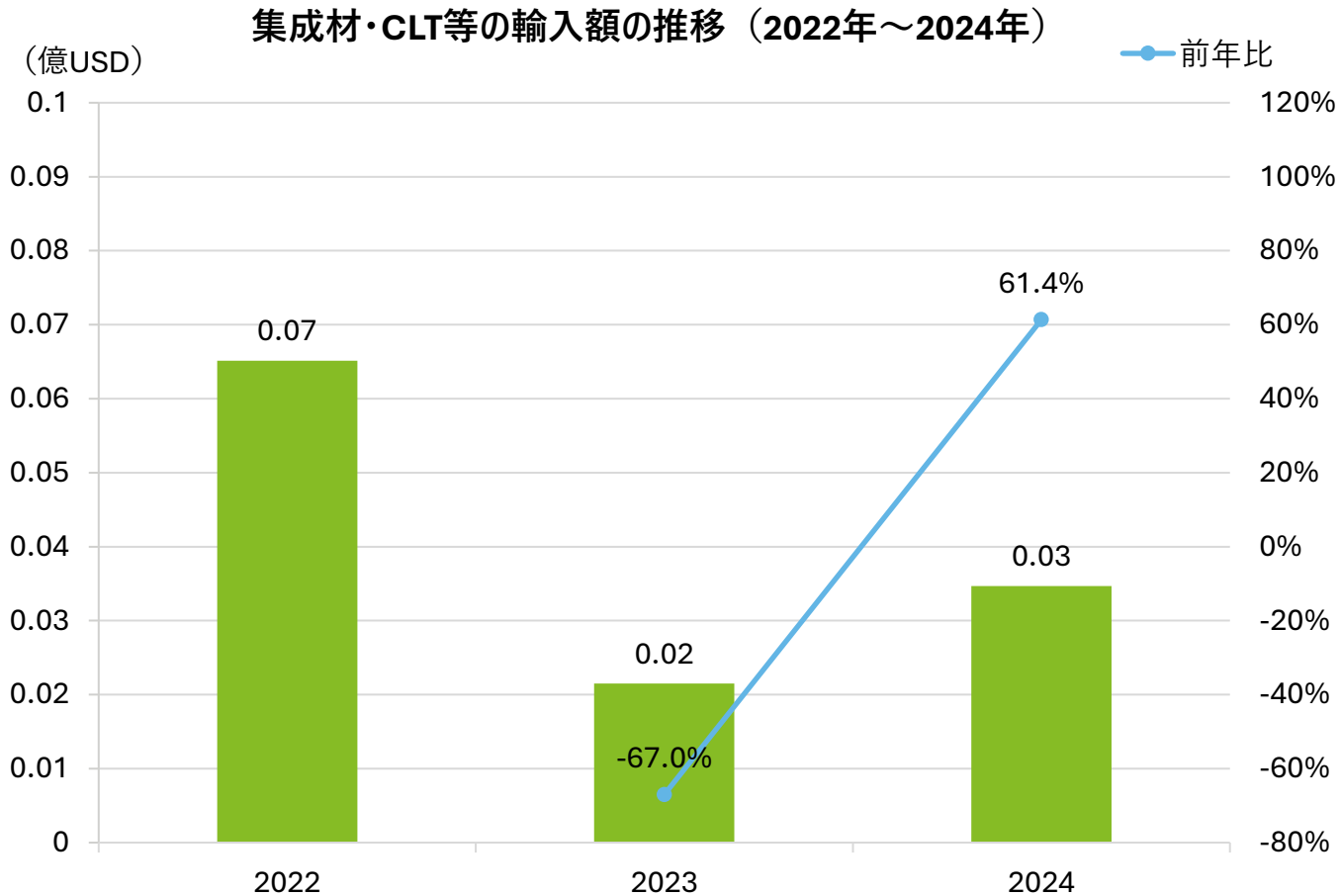
輸入統計情報

製材

合板

他の面材

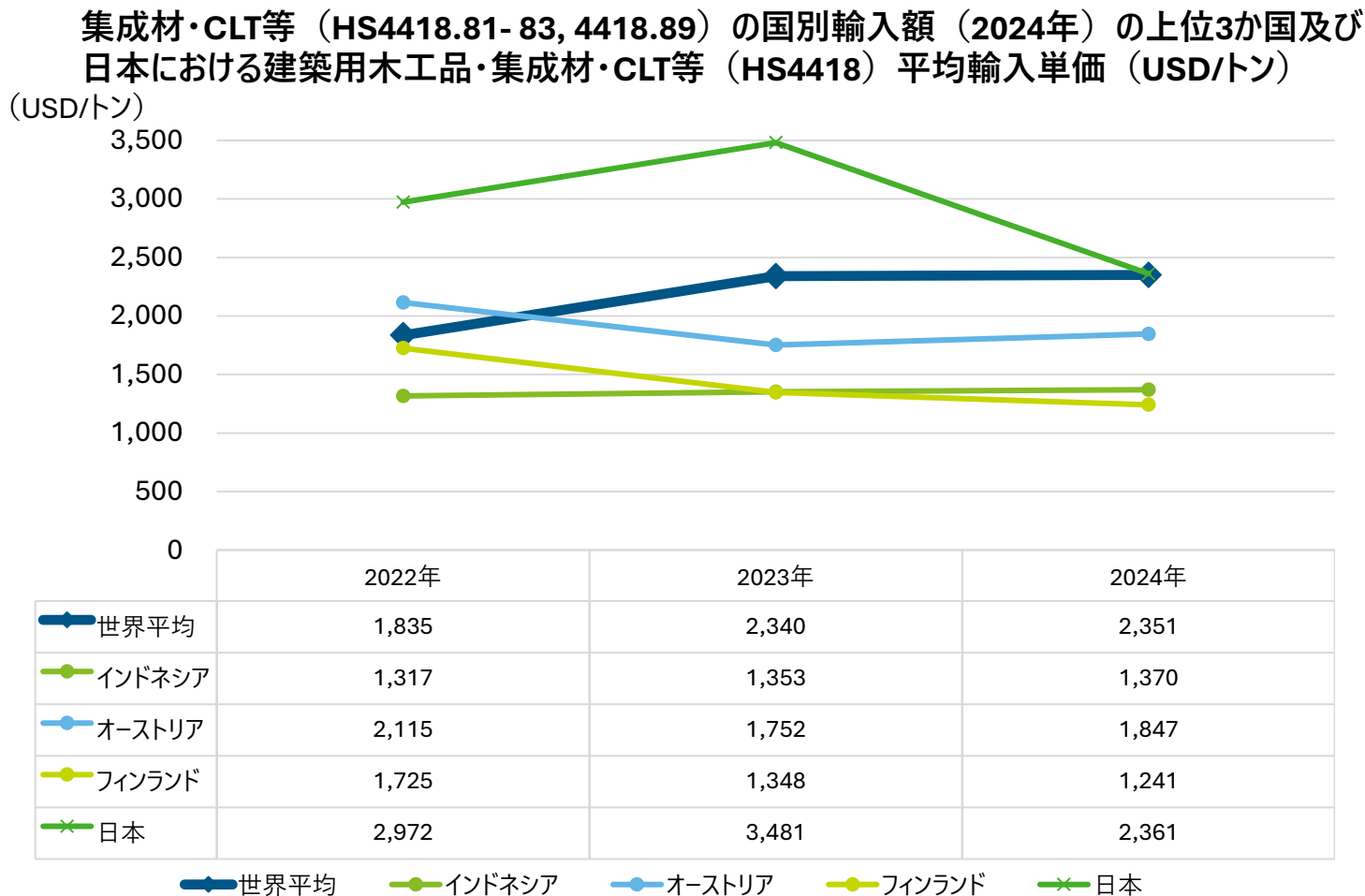
集成材等



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

韓国における建築用木工品・集成材・CLT等の平均輸入単価は、世界平均で1,840-2,350ドル/トン前後の推移となっています

韓国における国別平均輸入単価【建築用木工品・集成材・CLT等（HS4418）*】



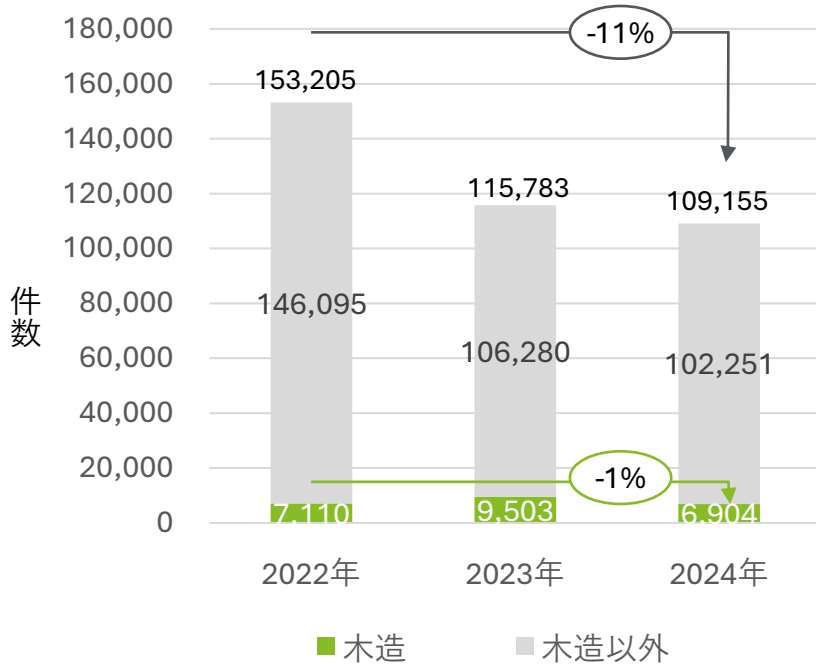
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 平均輸入単価はHSコード4桁で算出（6桁は単価の取得が不可のため）、HS4418は建築用木工品、集成材、CLT、木製建具等

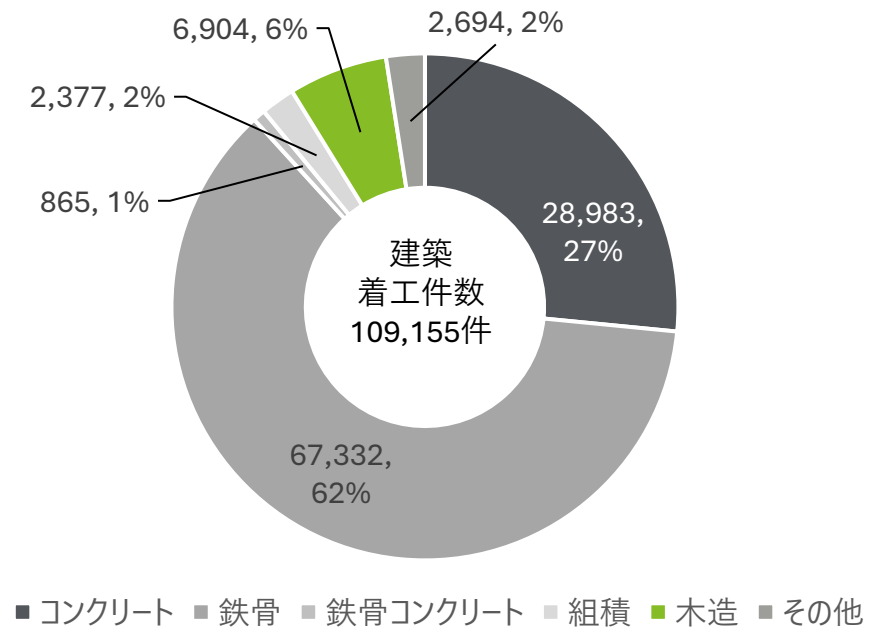
韓国における建築着工件数は、近年、減少傾向で推移しています。2024年の建築着工件数に占める木造の割合は約6%となっています

韓国における建築着工件数

建築着工件数の推移（2022年～2024年）



構造別の建築着工件数（2024年）



- 建築着工件数全体の年平均成長率（2022年～2024年）は-11%で、木造は-1%程度
- 2024年の建築着工件数のうち、木造建築の割合は全体の6%程度

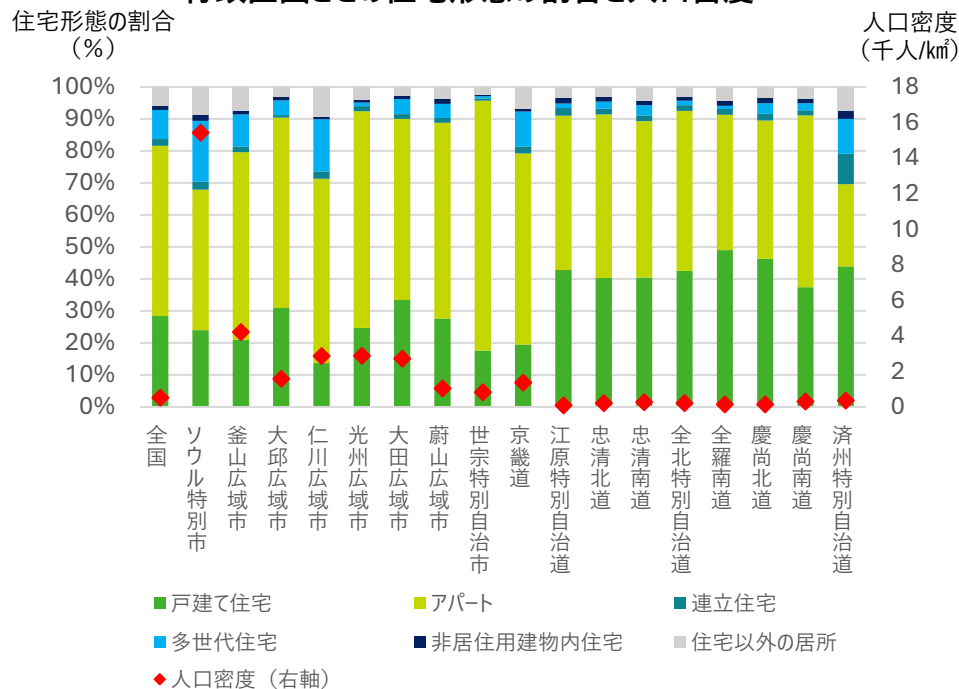
出所：韓国国土交通部「年度別建築着工現況（2022～2024）」

* 建築着工件数は、住宅及び非住宅を含む建築物の着工件数

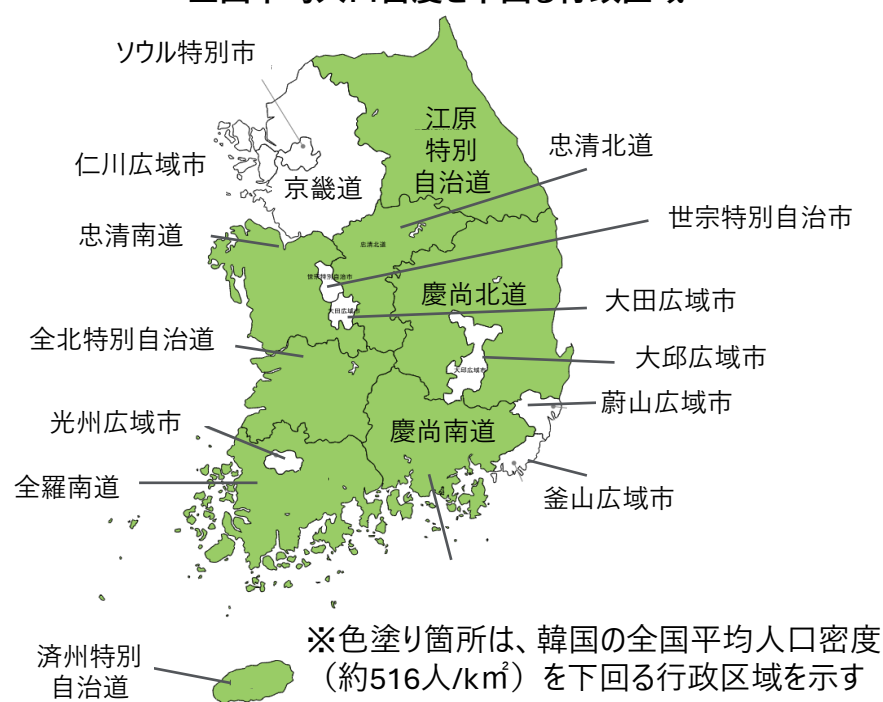
韓国の住宅形態は、戸建て住宅の割合よりもアパートの割合が高い傾向です。 戸建て住宅は、人口密度が相対的に低い地域において割合が高い傾向です

韓国における住宅形態

行政区画ごとの住宅形態の割合と人口密度*1*2*3



全国平均人口密度を下回る行政区域*4*5



※色塗り箇所は、韓国の全国平均人口密度（約516人/km²）を下回る行政区域を示す

- 韓国の住宅形態は、戸建て住宅の占める割合よりもアパートの占める割合が高い傾向にある
- 住宅形態に占める戸建て住宅の割合は、人口密度が相対的に低い地域で高い傾向にある

出所：韓国国土交通部「住居実態調査（2024）」、大韓民国国家データ処「人口密度（人口・住宅総調査基準）-市・道」をもとに当法人が作成

*1：韓国のアパートは日本でいうマンションに相当する。

*2：連立住宅は一棟あたりの延べ床面積が660㎡以上で、4階建て以下の集合住宅を指す。

*3：多世代住宅は一棟の延べ床面積が660㎡以下で、4階建て以下、戸数が2～9戸の規模の集合住宅を指す。

51 輸出相手国の市場実態等調査（韓国）

*4：大韓民国国家データ処「KOSIS（Korean Statistical Information Service）」のデータをもとに当法人が「白地図めりめり」で作成

*5：一部の島嶼部は除く

需要調査

統計情報

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

集材等

合板

他の材

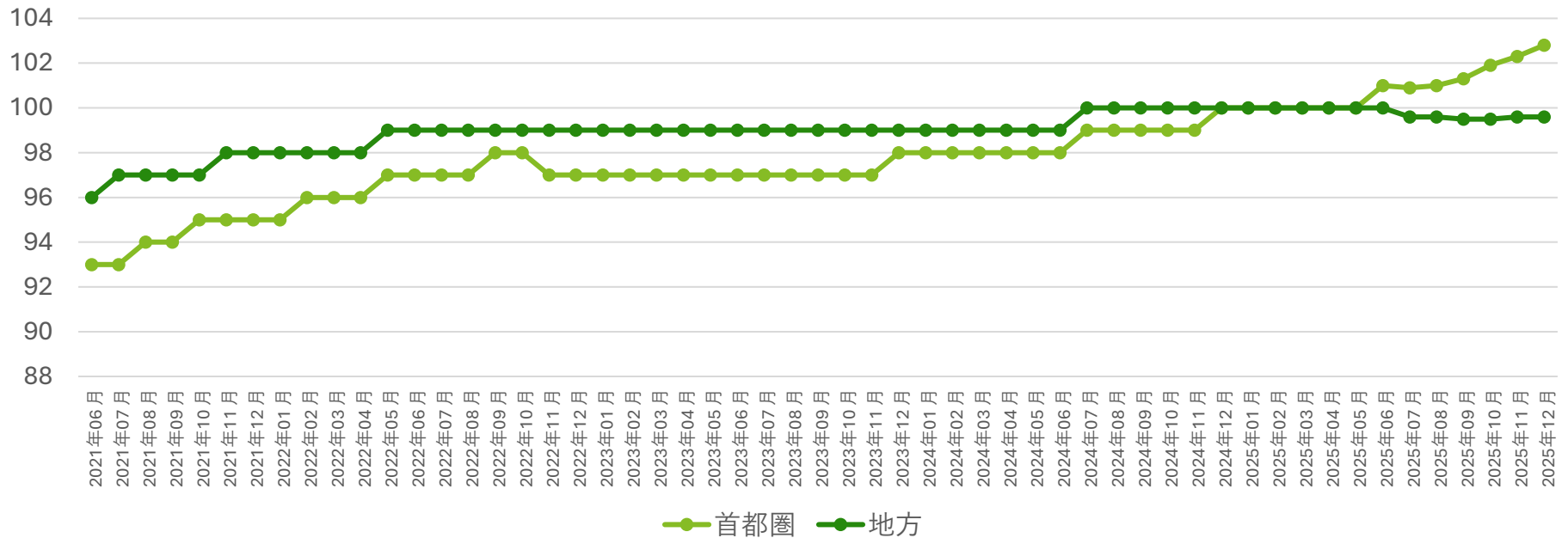
韓国における戸建て住宅の売買価格は、近年、上昇傾向で推移しており、首都圏でその傾向は顕著です

住宅の売買価格指数

需要調査
統計情報
住宅・建設
構造用途
非構造
製材
集材材等
合板
他の面材

(単位：2025年3月=100)

戸建て住宅の売買価格指数の推移 (2021年6月～2025年12月) *



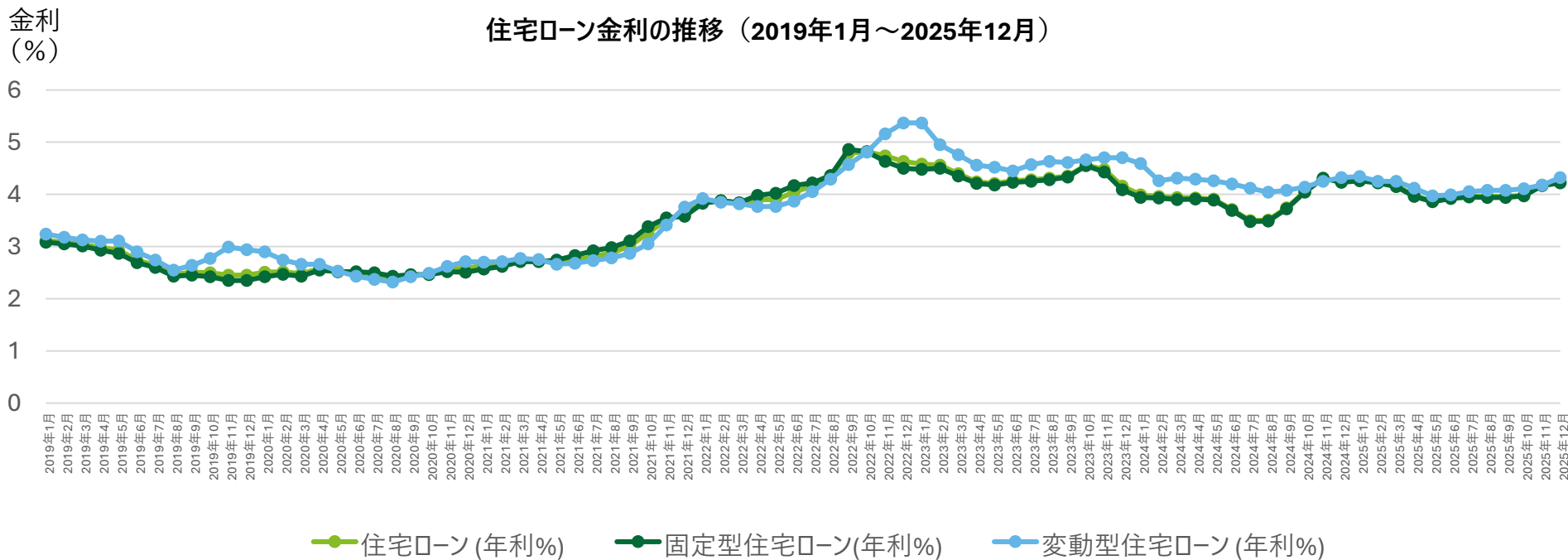
■ 韓国における戸建て住宅の売買価格は上昇傾向で推移しており、地方よりも首都圏で、その傾向は顕著である

出所：韓国不動産園「全国住宅価格動向調査」
* 首都圏は、ソウル特別市、京畿道、仁川広域市。地方は首都圏を除く全地域

韓国の住宅ローン金利は、2022年後半には5%前後まで上昇し、直近の2025年は4%前後で推移しています。また、住宅ローンの担保規制や木造の資産価値が低く評価されやすいことから、住宅ローンは組みにくい状況にあると思われます

韓国の住宅ローン金利

需要調査
統計情報
住宅・建設
構造用途
非構造
製材
集成材等
合板
他の面材



- 韓国では住宅ローンにおいて住宅担保認定比率 (LTV*¹) が定められている。また、都市開発における既存資産の評価では、戸建て住宅は、土地が標準的な公有地価格に基づく評価、建物が原則として原価法に基づく評価であるのに対して、アパートは取引事例比較法による評価基準となっており、戸建て住宅の土地評価額はアパートに比べて比較的低下するという見方もある。*²
- 韓国における減価償却資産の耐用年数は、木造住宅が25年、RC造住宅が50年である。*³そのため、木造住宅はRC造より資産価値が低く評価されやすく、住宅ローンが組みにくい状況にあると思われる。

出所：韓国銀行「通貨金融統計」

*1：LTV (Loan To Value)：総資産に対する負債総額の比率

*2：韓国シティニュース「戸建て住宅およびアパートの評価の理解」 (<https://www.dosinews.com/news/articleView.html?idxno=1265>)

*3：韓国行政安全部「有形固定資産償却耐用年数表」(地方公企業法施行規則第11条第1項)

1-3 市場実態

韓国各地の木材・木製品産業のサプライチェーンに関わる企業にヒアリングし、業界の内部事情を伺いました

ヒアリング先一覧

#	ヒアリング先	業種	所在地域
1	木材関係団体A	業界団体	京畿道河南市
2	B社	流通事業者	京畿道安養市
3	C社	建材店	慶尚南道金海市
4	D社	建材店	慶尚南道晋州市
5	E社	ツーバイフォー施工業者	—
6	F社	設計事務所	ソウル特別市
7	G社	製材事業者	仁川広域市
8	H社	乾燥工場	仁川広域市
9	I社	保税倉庫、防腐処理事業者	仁川広域市

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

韓国の住宅はRC造が中心であり、木造住宅を推進していく上では、経済環境や社会制度等で日本より相対的に不利な点もあることに留意が必要です

日本と韓国における住宅事情の違い

緑字：有利な項目、青字：不利な項目

項目		日本	韓国	韓国における木造住宅の普及を考える上での項目ごとの有利・不利	
住宅	構造	木造	RC造	—	RC造が中心。住宅形態は、戸建てよりもアパートの割合が高い
	価格（坪単価）	坪60～70万円	坪110～120万円	—	施工コストの上昇により住宅価格が上昇
	持ち家志向	ある	ある	+	—
自然環境	地震	高頻度	低頻度	—	日本より地震が少ない
経済環境	住宅ローン（変動金利）	1%前後	4%前後	—	住宅ローンで高額な家を購入することのハードルが高い
	住宅施工者	大工・工務店	大工・工務店	—	施工技術の差が大きい
社会制度	建築に係る法規制・手続き	厳格・煩雑 専門性が高い	厳格・煩雑 専門性が高い	—	—
	火災対応	火災保険での被害補償が基本	木造住宅は、会社によって保険条件や保険料に差があり、保険商品によっては加入対象にならない場合もある	—	RC造、鉄骨造に比べて資産価値が下がる

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

韓国では景気低迷や資材コストの上昇等により住宅需要は減少しています。日本産木材を普及するためには、ターゲット層や販売物件を明確にした販売戦略が必要です

住宅事情 (1/2)

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

住宅市場

- 景気低迷と住宅需要
 - 近年の韓国では景気低迷に伴い、大手の工務店でも支店の閉鎖や取り扱い商材の縮小等の対応を余儀なくされている (#2)
 - 韓国の世帯は、かつては1世帯4人家族が基本であったが、最近は1世帯2~3人が多く、家族構成の規模が縮小している。それに伴い、中間層向けの住宅サイズは小さくなってきている (#6)

住宅価格

- 資材等のコスト上昇による住宅価格
 - コンクリート価格の上昇を受けて、価格が高い順に、韓屋（ハノク）*1、木造軸組、RC造、ツーバイフォー (#1)
 - ツーバイフォーは約700万KRW/坪（日本円で約79万円/坪*2）であったが、最近は施工コストが上昇しており、約1,000万KRW/坪（日本円で約113万円*2）程度 (#6)
 - 木造軸組は、ツーバイフォーより5~10万KRW/坪程度（5,665円~11,130円/坪*2）高くなるイメージ (#6)
 - 韓屋はツーバイフォー、木造軸組よりもさらに坪単価が高い (#1)

住宅ローン

- 住宅ローンの制限と金利
 - 銀行の住宅ローンの上限額を6億KRW（約6,798万円*2）に制限する政府発表もあった。（2025年6月28日） (#2)
 - 変動金利でも年6%以上である（金利上昇による住宅ローンの返済負担増、元本に対して総返済額は2倍程度になる場合もある） (#2)

参考：ヒアリングをもとに当法人が作成

出所：韓国政府ポータルサイト「KOREA.net」

*1：韓屋（ハノク）はオンドル（床暖房）、マル（板の間）、台所、庭等で構成される韓国固有の木造家屋を指す

*2：2024年1月から2025年の為替レート（平均）0.1133円/KRWで換算

2025年の法改正により、週末の体験営農等の際に宿泊可能な10坪以下の小規模建築物（農村滞在型避難所）が届出のみで建設可能となり、都市部の中流層向けにサンプルハウスと呼称され、新たな市場の形成が始まっています

住宅事情（2/2）

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

木造住宅	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造住宅の購入 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 韓国で木造軸組工法の住宅を選ぶ施主は、所有している不動産を除いて、住宅建築の予算として10億KRW（1億1,333万円程度*1）以上貯蓄している人が一般的（#2） ➢ 木造住宅は郊外に建てられる傾向にあり、売却を前提とした購入ではない（#6） ➢ 木造住宅購入者の所得レベルは中間所得層以上が多い（#6） ➢ Uターンに伴い、地元でツーバイフォー住宅を建てているケースも存在する（#2, #5）
小規模建築物（10坪以下）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 10坪以下の小規模建築物（サンプルハウス*2）の市場形成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 韓国の地方では人口減少により税収が減少しており、関係人口を創出が課題になっている。ソウル等に居住している中間層が農村に農業用簡易休憩施設を建て、滞在できるようにするために、2025年農地法施行令および施行規則の法改正を実施。同改正により、10坪以下であれば、許可ではなく届け出のみでトイレ・風呂付の小規模建築物が建設可能*3となった。（#7） ■ サンプルハウスの価格帯 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1階建ての木造のみで1,800万KRW（約203万円*1）、1階建ての建物全体で6,000万KRW（約679万円*1）、2階建ての場合は8,000万KRW（約906万円*1）程度である（#2, #7） ■ 日本産木材のサンプルハウスでの採用可能性 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 10坪以下の小規模であれば、材の価格が多少高くなったとしても、構造物のサイズ自体が小さいため、販売価格全体へのインパクトは小さい。そのため、材価の購買意欲への影響はそれほど大きくないのではないかと（#2） ➢ 日本から製材を輸入して製品化する場合、コスト高になる可能性がある。日本から原木で輸入して韓国国内で加工する方が、北米材の一番高いグレードよりはコストが安いのではないかと（#7）



- 韓国国内の景気低迷による住宅需要の減少や住宅ローンの制限等により、住宅購入には難しさが伴う
- 資材価格や施工コストの上昇により住宅価格も上昇。価格はRC造よりもツーバイフォーが安価との話もあり、木造（ツーバイフォー）が優位な側面もある
- 日本産木材を普及するためには、富裕層向けの木造住宅や中間層向けの小規模建築物といったターゲット層や販売物件を明確にした販売戦略が必要と思われる

参考：ヒアリングをもとに当法人が作成

*1：2024年1月から2025年の為替レート（平均）0.1133円/KRWでKRWから円に換算した。

*2：サンプルハウスは「농촌체류형 쉼터（農村滞在型避難所）」の俗称。都市住民等の体験営農や農村滞在の臨時宿舎等として活用するための農地に設置する仮設建築物

*3：法改正により、トイレ、風呂、浄化槽等の設置も可能。ただし、設置は本人所有の農地であること、営農や農地台帳への登録等の義務がある

韓国の製材事業者が、新規事業として小規模の木造建築物の販売に取り組んでいます

10坪以下の小規模建築物の事例（サンプルハウス*）

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板



サンプルハウスに使用する
製材（乾燥前）



サンプルハウスの構造



鳥瞰図（例）



平面図（例）



配置図（例）

サンプルハウスのイメージ

出所：韓国農林畜産食品部HP「農村滞在型避難所とは？（농촌체류형쉼터란?）」(<https://www.mafra.go.kr/home/5594/subview.do>)

写真：現地調査にて当法人が撮影

* サンプルハウスは「농촌체류형 쉼터（農村滞在型避難所）」の俗称。都市住民等の体験営農や農村滞在の臨時宿舍等として活用するための農地に設置する仮設建築物

59 輸出相手国の市場実態等調査（韓国）

韓国の木造住宅は、供給面や価格面から入手しやすい北米産の木材を使用したツーバイフォー工法が主流となっています

韓国における木造住宅事情

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

工法と樹種	<ul style="list-style-type: none">■ 韓国における木造住宅の工法<ul style="list-style-type: none">➢ 韓国の木造住宅市場の9割はツーバイフォー住宅（#2）■ 樹種の選定<ul style="list-style-type: none">➢ 設計士からの提案により、施主は使用する樹種を決定する（#2）➢ 施主が樹種を指定するケースは稀である
ツーバイフォー工法	<ul style="list-style-type: none">■ ツーバイフォー工法の浸透<ul style="list-style-type: none">➢ ツーバイフォー住宅は、木造軸組工法より安価である（#2）➢ 木造住宅を手掛けている施工業者の多くは、ツーバイフォー工法のみ対応（#2）➢ 材木店はほとんどツーバイフォー（2×6、2×8）材を扱っている（#2）➢ 木造軸組工法の情報、材料の入手などが浸透しておらず、ツーバイフォーが選ばれることが多い（#2）➢ ツーバイフォー材は軽いことや単位（インチ）を使うことを踏まえると基本、ツーバイフォー工法は誰でも習得できる（#5）
木材の供給	<ul style="list-style-type: none">■ 木材の供給先と価格<ul style="list-style-type: none">➢ SPF、スプルース、ダグラス、ヘムロックなど北米材を主に扱っており、規格・サイズで言えば、2×4（38mm×89mm）の3.6m材や2×6材が多い（#3）➢ 北米からのSPFは圧倒的に値段が安く、約20万KRW/m³程度（約22,660円/m³）（#3）



- 施主が樹種を指定するケースは稀であるため、設計士が提案した樹種が採用されやすい
- 韓国では、北米産の木材は供給面と価格面から入手しやすい
- 韓国における木造住宅は、ツーバイフォー材の流通量と価格、対応できる施工業者の多さ等からツーバイフォー工法が主流となっている

参考：ヒアリングをもとに当法人が作成

* 2024年1月から2025年の為替レート（平均）0.1133円/KRWで換算

ヒアリング先では、主にスウェーデン産木材を使用したツーバイフォー住宅を施工中でした

ツーバイフォー住宅の施工現場

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板



基礎工事の様子



組立の様子



断熱材を入れた後の状態（内装）



木材の加工スペース

韓国市場に日本産ツーバイフォー材が参入するためには、既存流通製品と同等の価格展開や設計士・工務店等に対する日本産木材の認知度を向上させる必要があります

韓国における日本産ツーバイフォー材の状況

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

流通状況

- 日本産ツーバイフォー材の取扱状況
 - 日本産スギ・ヒノキのツーバイフォー材を扱ったことはない (#3)
 - 日本から中国に原木を輸出し、中国で製材（ツーバイフォー材）にしたものは1か月に40Feetコンテナ×2～3本程度取り扱っている (#9)

参入可能性

- ツーバイフォー工法の利点
 - ツーバイフォー工法は設計しやすく、施工のミスも少ない (#6)
 - カナダの工法・規格は韓国の断熱に関する規制を遵守している (#6)
- 韓国における製材コスト
 - 日本から原木を輸入して韓国で加工する場合であっても、現在、韓国国内の人件費が高くなっているため、加工コストは日本と変わらない (#3)
- 日本産木材の取り扱い
 - ツーバイフォーではない規格の日本産木材を取り扱ったことはあるが、日本産木材を在庫して販売したことはない (#3)
 - 需要の規模がある程度あったとしても、日本産木材を在庫として抱えるのは建材店にとって事業リスクがある (#3)



- 韓国国内において、日本産ツーバイフォー材は流通していない。また、日本産木材の取り扱いも少なく、建材店で在庫があるような状況にはない
- 日本産木材が韓国のツーバイフォー市場に参入するためには、同国の規格・規制を準拠し、既存の流通製品と同等レベルでの価格展開、設計士や工務店等に対して日本産木材の認知度を向上させる必要がある

参考：ヒアリングをもとに当法人が作成

韓国では、ツーバイフォー工法の学習や技術習得の機会は比較的多い一方、木造軸組工法の学習機会は限定的です

韓国の施工業者から見た木造住宅

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

工法別評価

- ツーバイフォー工法
 - 過去に施工された2×4住宅のクレームが多かったため、2×4住宅は品質に課題があるイメージも持たれている（#2）
- 木造軸組工法
 - 木造軸組工法は品質が良いイメージがある（#2）
 - 建築建材博覧会での施主に対する木造軸組住宅のPR活動の結果、施工業者の中では木造軸組工法の人気が高くなっている（#2）

施工方法の習得

- ツーバイフォー工法の韓国国内の学習機会
 - ツーバイフォー工法はCanada Woodがマニュアルやセミナー等を開催している（#2）
 - ツーバイフォー工法で施工できる事業者から施工方法を指導してもらう（#5）
- 韓国国内の木造軸組工法の学習機会は限定的
 - 木造軸組工法は、①か②のいずれかで習得する（#2）
 - ①木造軸組工法で施工できる会社を通して、日本のプレカット工場を見学し、プレカットの加工の仕組みや理論、伏図の読み方を学ぶほか、現場で上棟のプロセスなどを学ぶ
 - ②日本の現場視察ができない施工業者の場合は、韓国国内で施工の指導ができる施工業者から学ぶ



- 韓国の木造住宅において、木造軸組工法に対するイメージは施工業者を中心に比較的良いと思われる
- 施工方法を学習する機会について、ツーバイフォー工法は韓国国内での学習機会や学習コンテンツを体系化して提供される場があるものの、木造軸組工法は韓国国内で同様の機会がなく、学習の場は限定的な状況にある

韓国では、日本向けに品質等級の格付けがされたSPFのツーバイフォー材やJASマークが表示されているSPFのツーバイフォー材が取り扱われていました

韓国の建材店で取り扱っているツーバイフォー材

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板



建材店の資材置き場（屋外）



日本向けに品質等級の格付けがされた
SPFのツーバイフォー材



JASマークが表示されているツーバイフォー材
（2級、206D、SPF）

中国産のツーバイ材（2x6）の取り扱いも確認されました

保税倉庫に保管されているツーバイ材

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板



保税倉庫の様子



段積みされたツーバイ材（2x6）



中国産の表示

写真：現地調査にて当法人が撮影

韓国では、ベトナムやインドネシア、中国から安価な4×8規格の合板が流通しています。日本産木材を流通させるためには、韓国の規格に合わせる必要があります

韓国における合板の流通状況

需要調査
市場実態
住宅・建設
構造用途
非構造
製材
合板

取扱状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産地・樹種 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 合板で流通量が多いのは、東南アジア産のゴムノキや中国産のスギ（#3） ➢ ゴムノキや中国産のスギ合板は、仕上げ材としてよく売れている（#3） ■ 日本産合板の取扱状況 <ul style="list-style-type: none"> ➢ （日本の）ヒノキ合板については、高級仕上材として取り扱ったことがある程度（#3）
規格（サイズ）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 韓国で流通している合板の規格は4×8 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ツーバイフォー工法が主流であるため、4×8規格が用いられる（#3, #4） ➢ 3×6規格（日本の合板のサイズ）は寸法が短くロスが多い（#4） ➢ 内装用防水合板には3×6規格が使用される
価格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 流通価格 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 合板は建材店側のマージンが少ない商品である（#3） ➢ 流通量が多い東南アジア産のラバーウッド（ゴムノキ）や中国産のスギ合板、ベトナム産の合板は、日本産のヒノキ合板よりも安い（#3） ➢ 合板の価格は、中国産スギが最も安く、ゴムノキもヒノキに比べると20%ほど安い（#3） ➢ 以前は中国産合板の価格が安かったが、最近ではベトナム産のほうが安価である。3×6規格の厚さ11.5mmが釜山港着で200USD/m²、KSF認証製品*はそれに対して150%以上で300USD/m²ほどである（#4）
日本産木材の参入可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 需要の見込み <ul style="list-style-type: none"> ➢ ヒノキ合板は仕上げ材として需要が見込まれる可能性がある（#3） ➢ 日本産ヒノキの合板は仕上げ材として品質がよい（#3）

➡

- 韓国では4×8規格の合板が主に用いられており、ベトナムやインドネシア、中国から安価な製品が流通している
- 日本産木材を合板として流通させるためには、韓国で流通している規格に合わせる必要がある。ヒノキについては化粧合板として一定のニーズがあると考えられる

参考：ヒアリングをもとに当法人が作成

* KSF認証製品とは、KS規格の建設分野における規格の認証を取得している製品を指す。

建材店の倉庫にインドネシア産の合板が保管されていました

倉庫に保管されている合板

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板



倉庫内の様子



コンクリート型枠用合板
(KSF3110*¹を取得)



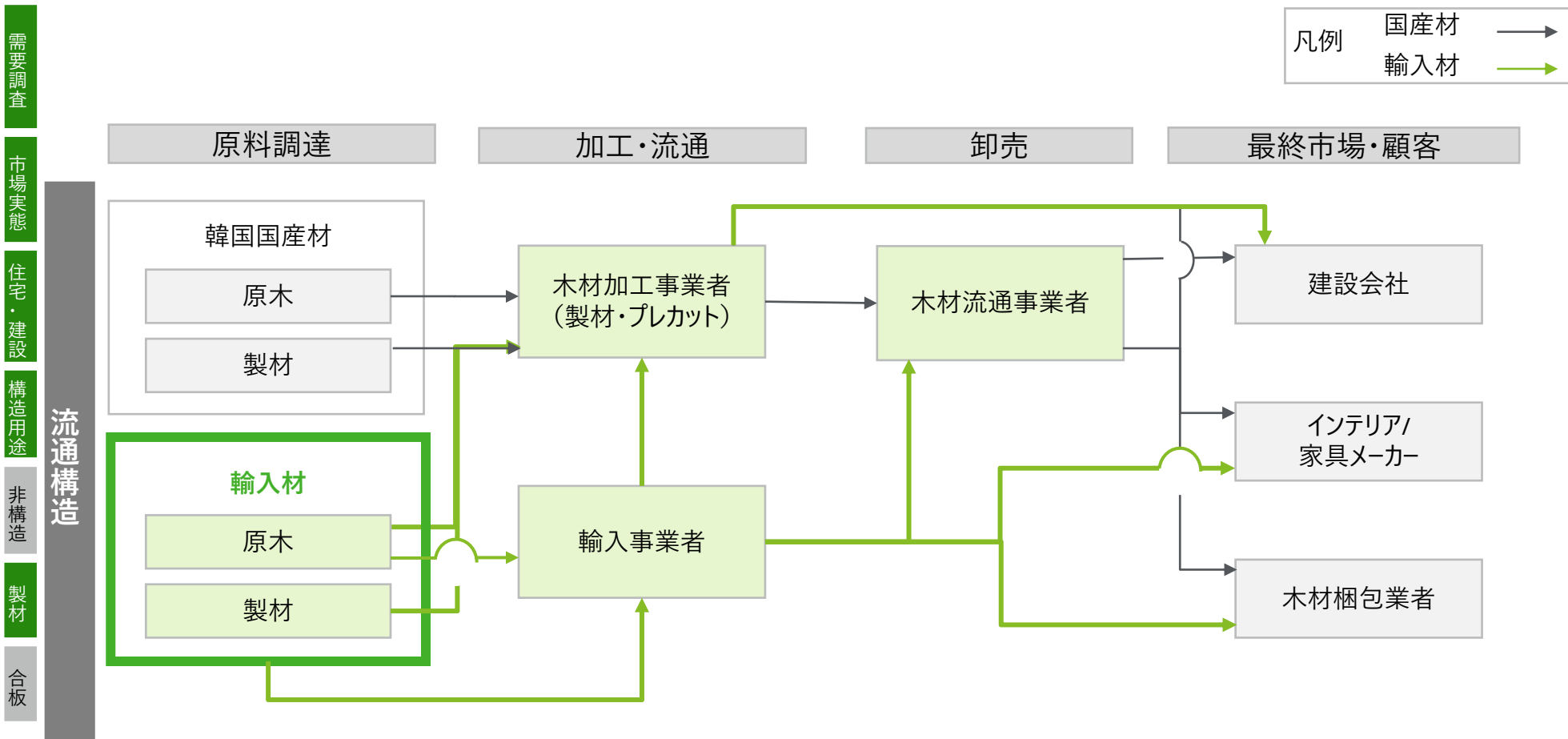
インドネシア産のセンゴン合板

写真：現地建材店（#3）にて当社撮影

* KSF規格は、KS規格の建設分野における規格を指す

日本から韓国への製材の流通経路は、韓国の輸入事業者が原木を輸入し加工業者に卸すパターンと木材加工業者が直接原木あるいは製材を輸入するパターンが一般的です

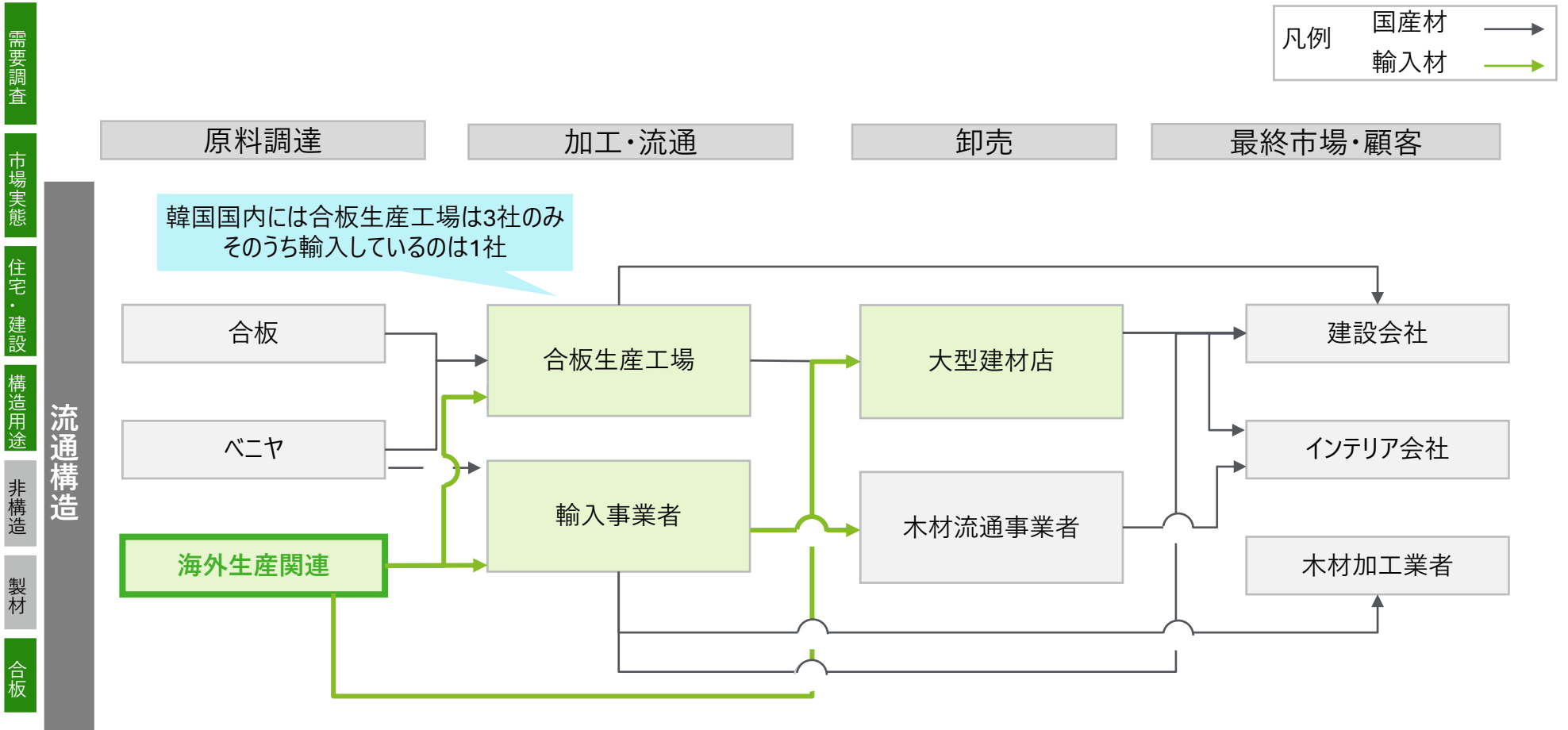
韓国における製材の流通構造



参考：韓国山林庁「木材製品の生産、輸入、流通に関する市場調査結果(2015-2019年)」(목재제품의 생산수입유통 시장조사 결과(2015-2019))

他国から韓国への合板の流通経路は、主に輸入事業者を経由し卸売に販売するルートか、大型建材店に直接販売されるルートとなります

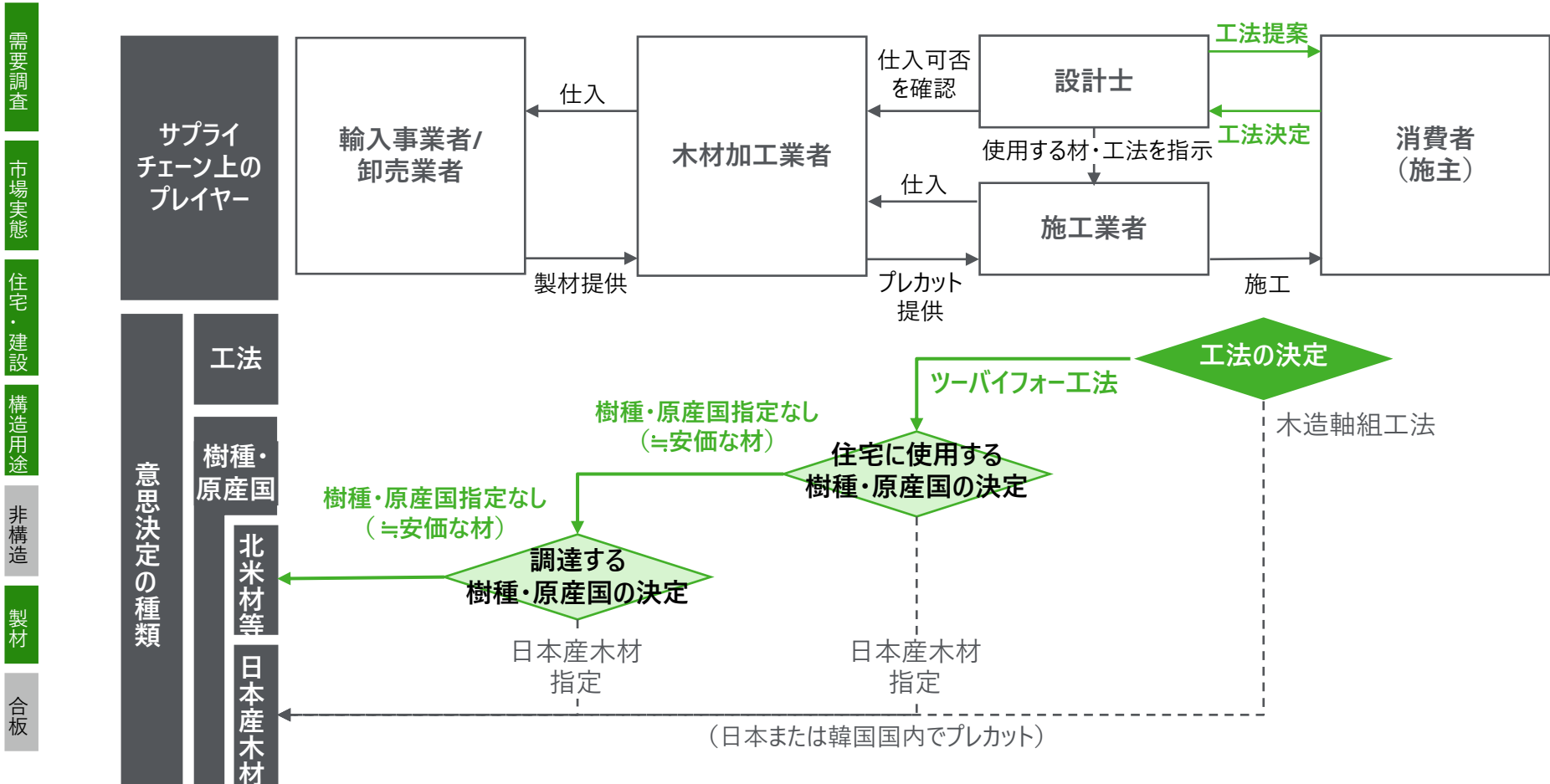
韓国における合板の流通構造



参考：韓国山林庁「2023年基準木材利用実態調査報告書」（2023년 기준 목재이용실태조사 보고서）

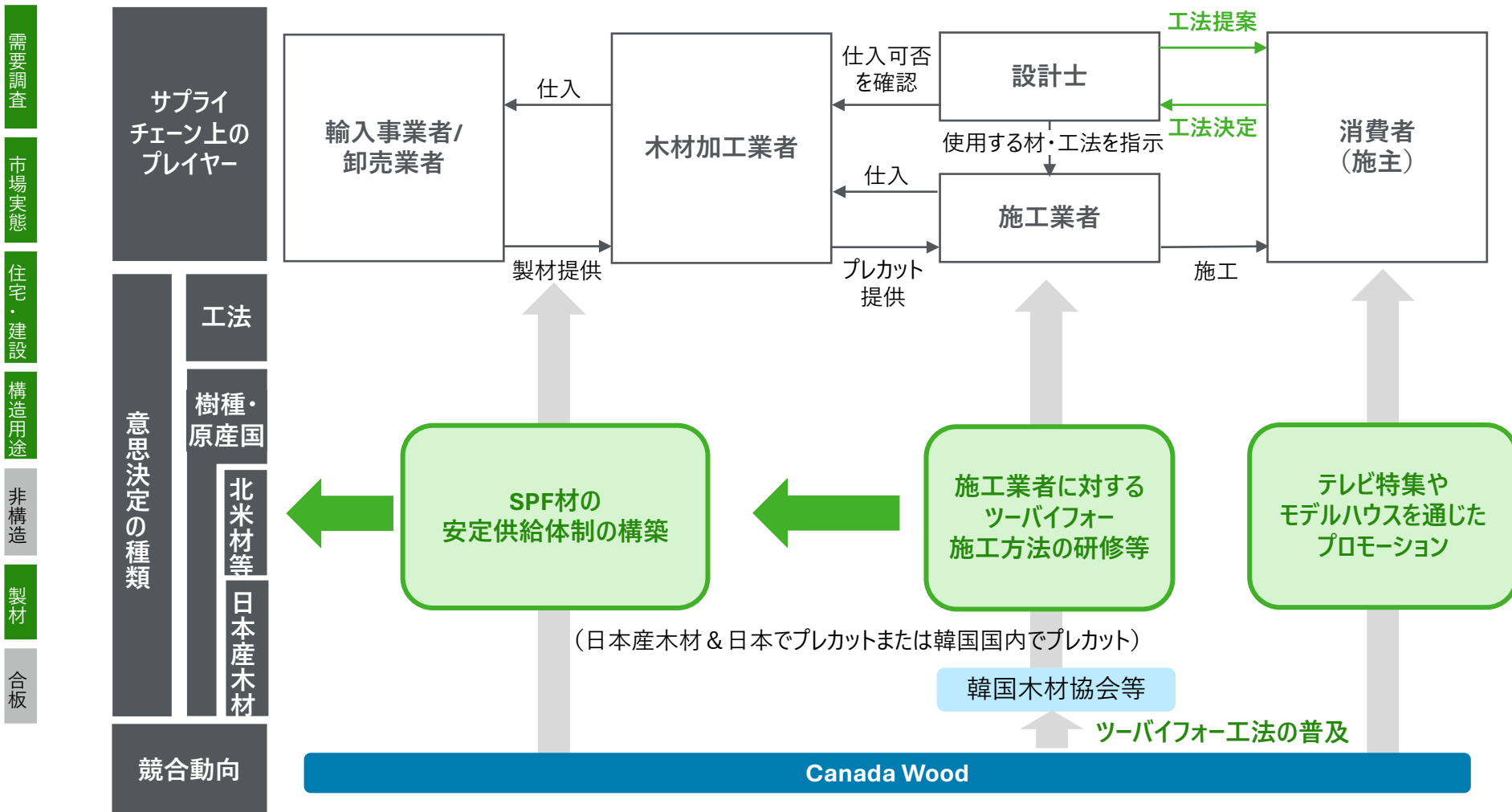
ツーバイフォー工法で施工する場合、安価で調達のしやすいカナダ材が選択される傾向にあります

ヒアリングに基づく木材の流通経路と住宅購入における意思決定のフロー



Canada Wood*は、韓国におけるツーバイフォー住宅およびカナダ産木材の普及促進のため、プロモーション活動や施工技術の研修等の戦略的な取組を進めています

ヒアリングに基づくCanada Woodによる販売戦略

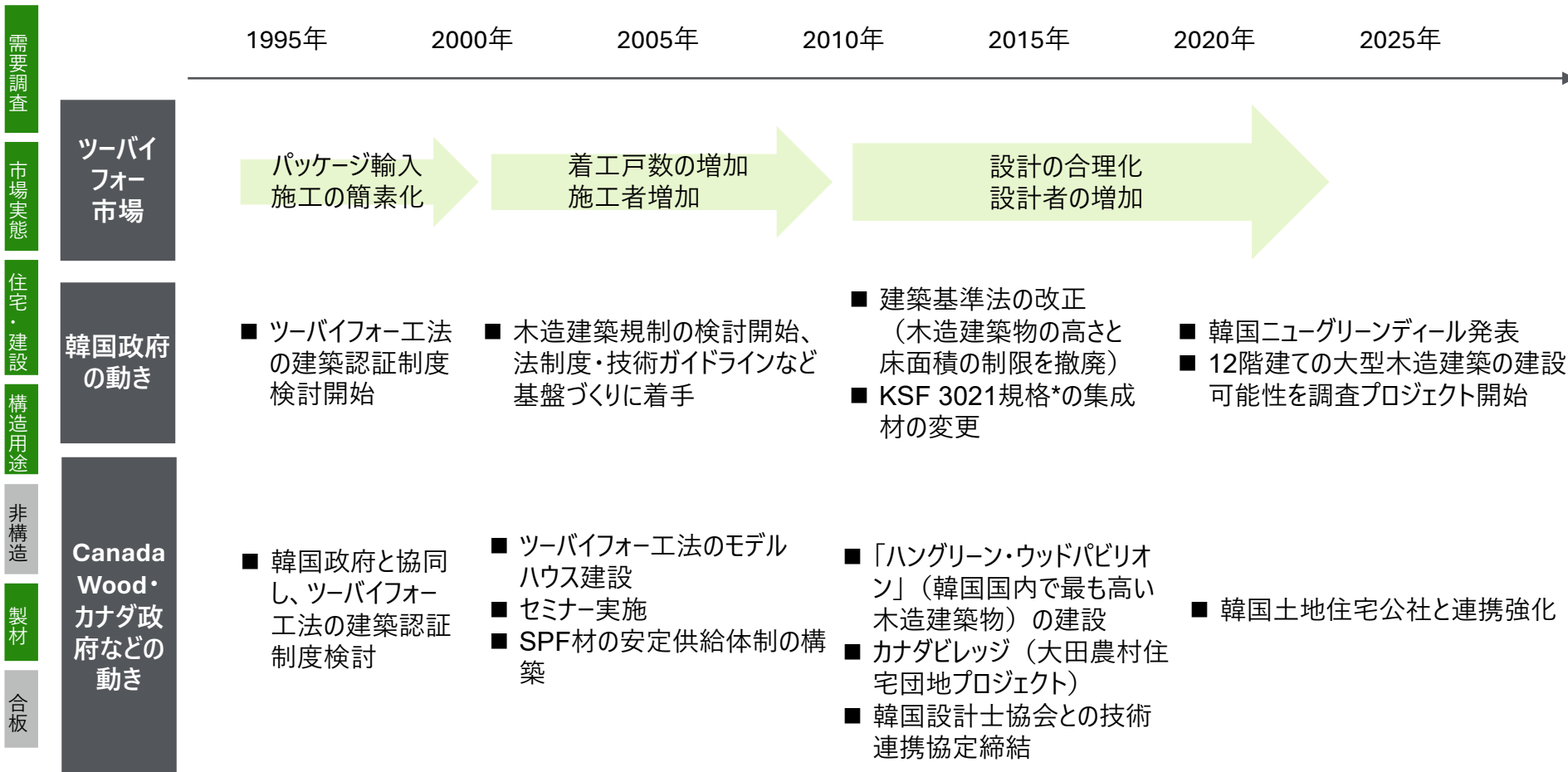


参考：ヒアリングをもとに当法人が作成

* Canada Woodはカナダ政府と木材産業の支援を受け、アジア・ヨーロッパ市場への展開促進の為、現地市場開発や参入支援に取り組む非営利組織
71 輸出相手国の市場実態等調査（韓国）

Canada Woodをはじめとするカナダ側の韓国政府や韓国業界団体等への働きかけにより、韓国におけるツーバイフォー市場は成長してきました

(参考) 韓国におけるツーバイフォー市場の変遷と政府機関等の動き



参考：Canada Wood Korea「The Emerging Role of Wood in South Korea's Multi-Family and Midrise Construction」、米韓向け日本木材製品輸出促進セミナー「韓国における木造住宅の設計及び施工の問題点」などをもとに当法人が作成

* KSF3021とは、構造用集成材のKSF規格を指す。

人の目に触れる用途ではデザインや品質が重視されるため、内装や家具、現しの木造建築物など、日本産木材の良さを活かした用途での需要拡大の可能性はあります

住宅の構造以外における日本産木材の用途

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

日本産木材の用途と可能性

■ 主な用途

- 日本産木材は内装材やデッキ材、家具（ビルトインも含む）として採用されている（#3, #4）

■ 普及の可能性

- 建材の選定にあたり、価格・デザイン・品質のバランスをとる必要がある。
価格が多少高くても品質が良ければ、設計段階で提案する可能性がある（#6）
- 過去に商業施設を建設した際は、商業施設であるため外装の美しさを重視し、木造軸組工法で建てた。
一方、付属の建物は、人の目にあまり触れないため経済性を重視し、2×4工法を採用した（#6）



- 日本産木材は、内装や家具等の人の目に触れる場所で使われている
- 人の目に触れる用途では、デザインや品質が重視されるため、内装や家具のほか、梁や柱を現し（あらわし）にした木造建築物など、日本産木材の良さを活かした用途での需要拡大の可能性はある

ソウル特別市江南区にある英国資本の香水店は、高級感を訴求するために木造軸組工法が採用されています

木造軸組工法で建てられた香水店（主な使用樹種 SPF材）

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

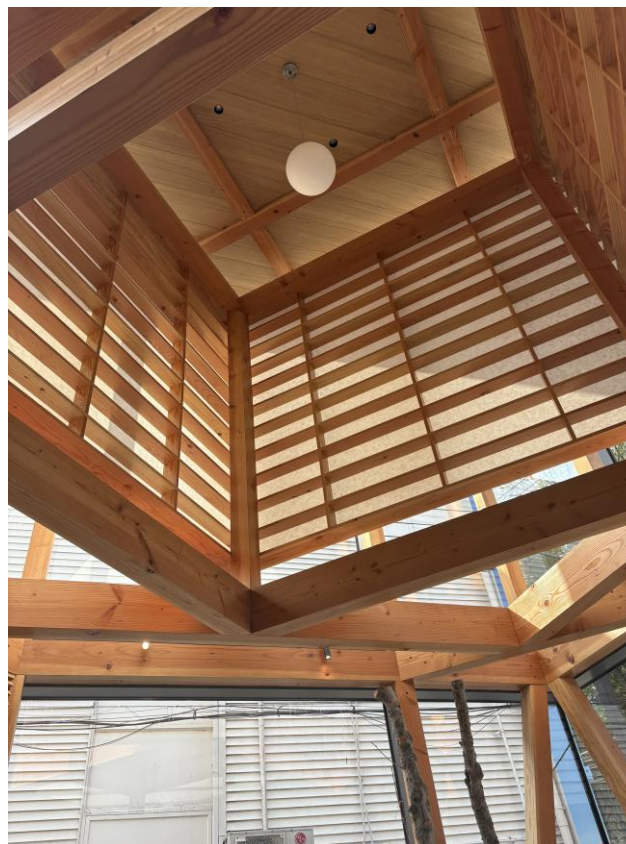
非構造

製材

合板



香水店の店舗（別棟）の外観



香水店の店舗（別棟）の内観

写真：現地調査にて当法人が撮影

韓国では、公共建築物における木材利用を推進するための法律案が検討されていました

公共建築物の木材利用促進に関する動向

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

－公共建築物の木材利用促進に関する法律の制定状況－

- 2024年7月に公共建築物の木材利用促進に関する法律が提案され、2024年12月に、同法案は撤回された。
- 同年11月に木造建築促進法（목조건축 활성화법）が提案されたが、同法案は法制化せず撤回された。

－公共建築物の木材利用促進に関する法律案－

目的	<ul style="list-style-type: none">□ 公共建築物に木材利用を促進して森林資源の循環・活用及び温室効果ガス削減を追求し、さらに森林における雇用創出を通じた木材自給率の増進を図ることにより、地域経済の促進及び林業・木材産業の発展に寄与すること
概要	<ul style="list-style-type: none">□ 公共建築物の木材利用促進のための総合計画を5年ごとに樹立・施行する□ 毎年公共建築物の木材利用実態調査を行い、総合計画に反映し、公共建築物の木材利用活性化に関する情報体系を構築・運営する□ 公共建築物木材利用促進委員会を設置する□ 公共建築物に使用される木材又は木材製品に関する調達契約を締結しようとするときは、国産木材又は国産木材製品を優先購入するようにする
法案撤回理由	<ul style="list-style-type: none">□ 木材の持続可能な利用に関する法律等、既存の他法規制との重複が見られる

－木造建築促進法案－

目的	<ul style="list-style-type: none">□ 公共部門において、建築物における木材の導入を加速するための法的枠組みを構築すること
概要	<ul style="list-style-type: none">□ 木造建築の活性化と建築用木材製品の使用促進のための施策を策定□ 公共建築の木造建築化および公共建築物への建築用木材製品を利用する努力義務課す□ 多様な用途と規模の木造建築が可能になるよう設計と施工標準化を推進し、関連技術開発と品質基準の改善を促進する。そのための専門人材を養成し、専門教育機関を指定する

パブリックコメントでは、「積極的に反対」「反対」の声が多い

韓国では、2050年までのカーボンニュートラル実現のため、第3次グリーンビルディングマスター計画を策定し、木造建築による木材利用を進めようとしています

第3次グリーンビルディングマスター計画の概要

－ 第3次グリーンビルディングマスター計画（計画期間：2025年～2029年）（一部抜粋） －

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板



■ 木造建築活性化に関する法律の制定推進など法的根拠の整備

- 木造建築活性化に関する法律の制定を推進する
- 木造建築の普及促進に向けた制度改善事項を発掘し、法や制度の改正を検討する

■ グリーン建築資材としての国産木材の活用方策の策定

- グリーン建築認証における建築物の内在的環境影響評価などへの反映を推進する。
- 建築用木材製品と関連産業に関する現況調査を通じ、構造安全性、エネルギー効率、防音性能、炭素貯蔵等に関するDBを構築する

■ 建築工法分野との連携強化

- 木造建築は、OSC（現場外建設）、プレファブ（工場製作工法）、モジュール化適用など、工場での事前製作が容易であるため、その特性を反映し、木材産業と建築工法（設計・施工）間の連携を強化する

■ 木造建築実証事業

- 地方自治体の開発事業を推進する際、木材を活用した都市づくりなど木造建築物の実証事業を反映するため協議を行う
- 既存の木造建築物が抱える技術的な課題を克服するため、公共主導でグリーン建築物の実証事業を推進する

宮崎県では、韓国の設計士に対して、県内木造建築物や製材工場、プレカット工場等の視察ツアーを開催し、県産材や加工技術の高さをPRすることで、輸出促進に取り組んでいます

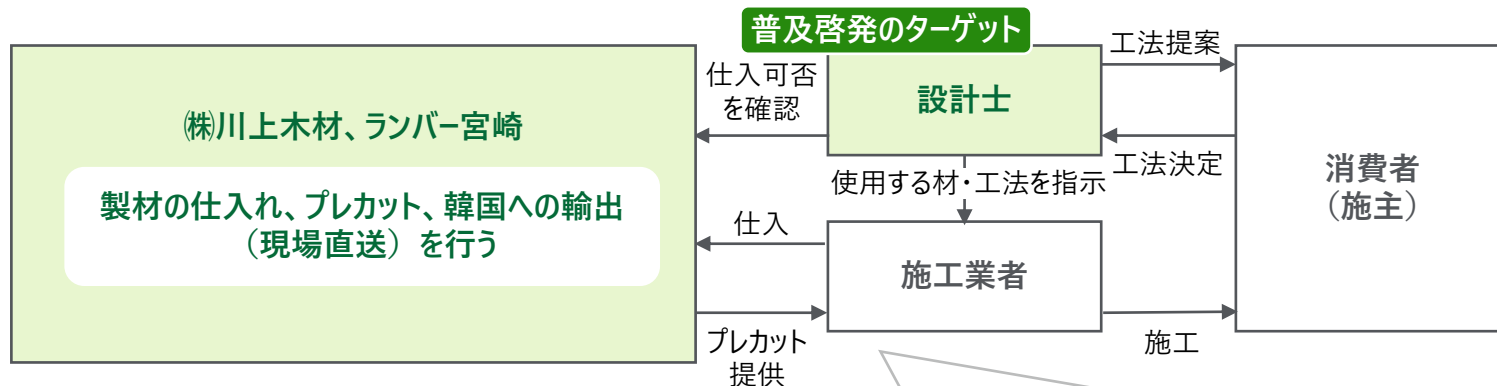
(ヒアリング事例) 宮崎県及び県内企業における取組

団体名	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)川上木材、ランバー宮崎協同組合
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレカット加工および木材保存処理
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計士から入手した図面をもとに、3D-CADで立体的な図面を作成し、部品情報を生成。 ・ その情報を基に、全自動加工機でプレカットを行う ⇒より精度の高いプレカットを行うことが可能

宮崎県による韓国への輸出促進の取組

- ・ 宮崎県では、材工一体の取組を推進するため、韓国の設計士をターゲットとして、県内木造建築物やプレカット工場等の視察ツアーを開催。同視察ツアーでは、県内企業の取組の紹介やプレカット工場内の視察が組み込まれており、日本の木材（宮崎県産材）の良さ及び加工技術の高さをPR
- ・ 設計士が設計段階において、木造建築を選択肢に入れてもらうとともに、木造建築であれば日本の木材（宮崎県産材）を採用してもらえるように意識醸成を図っている

宮崎県内の企業による韓国への木材製品の流通経路



韓国設計士

木造建築に対して肯定的印象が持たれるようになれば、価格が高くても日本産木材に対する需要が出てくるのではないかと。その前提としては木造建築に対する普及啓発や日本産木材へのアクセスできる環境整備が必要

- 需要調査
- 市場実態
- 住宅・建設
- 構造用途
- 非構造
- 製材
- 合板

参考：ヒアリングをもとに当法人が作成

2 流通・販売に係る規格・規制調査

韓国のKSF規格では、構造材はJAS規格を含む海外規格との対応表が掲載されていますが、構造用面材は対応表の掲載がなく、使用する場合は確認が必要です

規格・規制調査（日本産木材の輸出に必要な規格）（概要）

輸出製品	用途	JAS規格とKSF規格への適合
ツーバイフォー構造用製材 （日本産木材）	木造住宅または 木造建築物 （構造用途）および 大規模建築物	対応している
ツーバイフォー構造用面材 （日本産木材）		KSF規格への適合は個別に確認する必要がある

韓国の規格・基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法律に基づく規格・品質基準（木材製品の規格及び品質基準）と韓国技術標準院が定めた任意規格（KSF規格）がある。（KSF規格は、韓国産業標準（KS）の建設部門（F）） ◆ 韓国へ木材を輸入する際は、木材製品の規格及び品質基準に基づく品質検査が行われる。 ◆ KSF規格では、構造材はJAS規格を含む海外規格との対応表が掲載されている。構造用面材は対応表の掲載はなく、使用する場合は確認が必要である。
木造建築物全般	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 木構造材料と許容応力を定めるKDS規格において、構造材の許容応力（目視等級）を樹種ごとに整理している。同規格にスギは含まれるが、ヒノキは含まれていないため、ヒノキを構造材として使用する際には、別途データの検証を行う等の対応が必要である。
木造住宅	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 木造住宅を含む木造建築の規格・規制は、建築物の構造基準等に関する規則等で定められている。 ◆ ツーバイフォー住宅では、任意規格であるKSF規格の確認はほとんどない。
大規模木造建築物	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一定規模以上の木造建築物（延べ床面積が1,000㎡以上）の構造は、耐火構造又は不燃性材料にしなければならず、KDS規格の耐火構造認定を取得していることが必要となる。

2-1 調査方法

行政機関HP等によりデスクトップ調査を行うとともに、日本産木材を輸出する国内事業者や韓国事業者へのヒアリングを行い、規格・規制調査を実施しました

規格・規制調査 調査方法

デスクトップ調査

行政機関HP等の調査・分析

- 韓国国家法令情報センター
- 韓国山林庁
- 韓国国家建設標準センター（KCSC）

ヒアリング後の情報収集

- ヒアリングで得られた情報に関連する資料等の収集

木材商社・卸売業者等へのヒアリング

オンラインヒアリング

- 【国内事業者】
 - ・ 実際に韓国に輸出している国内事業者

現地ヒアリング

- 【韓国事業者】
 - ・ 木材製品卸売事業者、住宅事業者等
 - ・ 木材製品規格の関係者等

ヒアリング内容

- 規格規制・商慣習等の取引実態
 - ・ 韓国における2×4材の流通・販売時の規格等の取り扱い

2-2 調査結果

韓国では、「木材の持続可能な利用に関する法律」に定められる品質基準を順守することが求められる他、木造建築に関する各種の規格を満たすことも求められます

韓国における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等

#	品質・規格	法令等	管轄	内容
1	「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める規格・品質基準 (強制規格)	木材の持続可能な利用に関する法律 (第19条の3「輸入検査等」)	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入事業者または木材製品の生産者は、規格及び品質基準が告示された木材製品を売・流通しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当する者に依頼し、あらかじめ規格・品質検査を実施し、当該木材製品が規格・品質基準に適合したものであることを自ら確認しなければならない。 ■ 「木材製品の品目ごとの基準及び品質基準」において品目ごとの規格・基準の説明がある。
2	KSF規格 (任意規格)	産業標準化法	韓国技術標準院	<ul style="list-style-type: none"> ■ 韓国産業標準 (KS : Korean Industrial Standards) は、産業標準化法に基づいて産業標準審議会の審議を経て確定される国家標準。略称してKSと表示する。 ■ 韓国産業標準は基本部門 (A) から情報部門 (X) まで 21 部門で構成され、木材製品は建設部門 (F) にて規程されている (KSF規格) <ul style="list-style-type: none"> • KSF 3113・・・構造用合板 • KSF 3020・・・針葉樹構造材
3	KDS 41 50 10 (木構造材料と許容応力) (強制規格)	「建築法」第48条、第48条の2、第48条の3、並びに法施行令第32条 建築物の構造基準等に関する規則	国土交通部 韓国建設技術研究院	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造建築物に求められる材料や許容応力、設計などの技術的な事項を定めることで、木造建築物の安全性や使いやすさ、耐久性、そして環境への配慮を確保することを目的としている。 ■ 構造用木材の材種は、KSF 3020による。 ■ KSF 3020に規定されていない木材については、KS等に規定された適切な試験及び評価方法により構造用に妥当であると判断される木材に限って構造用木材として使用することができる。
4	KDS 41 5050 木構造防火設計に係る基準 (強制規格)	建築法施行令第57条(大規模建築物の防火壁等)	国土交通部 韓国建設技術研究院	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延べ床面積が1,000㎡以上の木造建築物の構造は、国土交通部令で定めるところにより、耐火構造又は不燃性材料を採用しなければならない ■ KSF 3021規格の「種グループA」に属する集成材は、耐火構造リストに追加されている。これにより、KSF 3021規格の「種グループA」に属する集成材であれば、12階建て以下の建物では耐火試験なしに使用できるようになったが、スギ・ヒノキはこれに該当しないため、耐火試験の認証を取得する必要がある

規格・規制

求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

木材の持続可能な利用に関する法律を根拠令として、構造用製材・面材に関連する品質規格は強制規格であるほか、任意規格としてKSF規格も存在しています

構造用製材・面材に関連する品質規格・規制

規格・規制
求められる規格・規制
構造用製材
構造用面材合板
建築に関する規格・規制

規格・規制	策定機関	概要
木材の持続可能な利用に関する法律 (強制規格)	山林庁	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規格及び品質基準が告示された木材製品を生産した者又は輸入者は、当該木材製品を販売・流通しようとする場合に遵守しなければならない ■ 規格・基準として「木材製品の規格・品質基準」を規定 ■ 基準詳細について、日本JAS規格との比較は、以下の過去報告書を参照 『令和3年度木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（輸出相手国の規格・規制調査）報告書（韓国）：輸入に必要な手続き・品質規格調査まとめ』（製材P24～27、合板P28～34） (https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/attach/pdf/mokuzai_yusyutu_seido-5.pdf) なお、調査時点からの情報の更新については確認が必要
KSF規格 (任意規格)	韓国技術標準院	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計値が必要な構造用に使用される針葉樹構造用材について規定される任意規格 ■ 「木材製品の規格と品質基準」と同じ試験プロセスのKSF規格を取得している場合は、木材の持続可能な利用に関する法律で要求されている規格・品質検査の全部又は一部を免除することが可能 ■ KSF規格が定める規格・品質基準は、「木材の持続可能な利用に関する法律」に引用されている他、建築法が定める木造建築物についてのKDS規格（強制規格）において、「木造建築物に用いられる構造用木材はKSF3020による」と記載されているため、事実上の強制規格と考えられる ■ KSF規格のうち、構造用製材（KSF3020）は日本JAS規格との対応があるが、JAS規格を取得していれば輸入に際しての品質検査が免除される定めはない

木材の持続可能な利用に関する法律では、大統領令で定める木材製品に対して、その規格及び品質基準を定めています

韓国 木材製品の品質基準に係る法律

規格・規制	法律名	木材の持続可能な利用に関する法律/목재의 지속가능한 이용에 관한 법률（略称：木材利用法）	
	目的	<ul style="list-style-type: none"> □ 木材の炭素貯蔵機能とその他の多様な機能を増進し、木材を持続可能に利用することにより、気候変動に対応し、国民の生活の質向上と国民経済の健全な発展に資することを目的とする 	
求められる規格・規制	規制対象	<ul style="list-style-type: none"> □ 木材（原木）又は木材製品（木材原料を50%以上使用した製品） 	
構造用製材	主要規定	第17条 （木材製品の安全性評価等）	<ul style="list-style-type: none"> □ 山林庁長官は、木材製品を生産・販売又は利用するとき、人と環境に物理的・化学的被害が発生しないようにするために木材製品の安全性評価（以下「安全性評価」とする）ができる。 □ 安全性評価は、「林業及び山村振興促進に関する法律」第29条第2項による韓国林業振興院（以下「韓国林業振興院」という。）に委託することができる。
		第19条第2項 （輸入申告）	<ul style="list-style-type: none"> □ 輸入事業者が販売又は営業上使用を目的に大統領令で定める木材又は木材製品を韓国国内に輸入する場合、山林庁長官に輸入申告をしなければならない。
		第19条第3項 （輸入検査等）	<ul style="list-style-type: none"> □ 輸入される木材や木材製品が合法的に伐採されたものであるかを確認する必要がある。 □ 当該検査は、大統領令で定められた基準を満たした機関が担当する。その機関は山林庁長官によって指定される。 □ 山林庁長官は、検査の結果、合法伐採されたことが証明されない木材又は木材製品に対しては、大統領令で定めるところにより、販売停止・搬送又は廃棄命令を下すことができる。
		第20条 （木材製品の規格・品質基準の告示及び検査等）	<ul style="list-style-type: none"> □ 山林庁長官は、木材製品の品質向上、消費者保護及び流通秩序確立のために大統領令で定める木材製品に対して、その規格及び品質基準を告示しなければならない。
構造用面材合板			
建築に関する規格・規制			

出所：韓国山林庁、木材の持続可能な利用に関する法律（목재의 지속가능한 이용에 관한 법률）、第17条木材製品の安全性評価等、第19条第2項 輸入申告、第19条第3項 輸入検査等、第20条 木材製品の規格・品質基準の告示及び検査等

韓国では木材製品の規格および品質基準が法令により定められています。韓国へ木材が輸入される際、同基準に基づく品質検査が行われています

木材製品の規格と品質基準

- 「木材の持続可能な利用に関する法律」および同法施行令 第19条の4第1項に基づき、木材製品の規格及び品質基準が定められている。
- 同規格・品質基準は、木材製品別の付属書が適用される。同規格及び基準はKSF規格の要求事項を含んでいる。
 - 構造用製材（KS F 3020）では、JASを含め海外の規格との対応表が示されている。
- 製材および合板を韓国に輸入する場合、輸入に際する品質検査では、木材製品の規格及び品質基準を満たす必要がある（「木材の持続可能な利用に関する法律」および同法施行令 第19条の4第1項）

規格・規制
求められる規格・規制
構造用製材
構造用面材合板
建築に関する規格・規制

種類	木材製品の規格及び品質基準に引用されている品質基準（規格）
製材	<ul style="list-style-type: none"> • KS F 1551：木材の性質および欠陥 • KS F 2199：木材の含水率測定方法 • KS F 2208：木材の曲げ試験方法 • KS F 3020：針葉樹構造用材 • KS T 1201：包装用木枠箱の設計
合板	<ul style="list-style-type: none"> • KS F 1555：木材接着および合板 • KS F 3101：普通合板 • KS F 3106：表面加工合板 • KS F 3107：天然木目化粧合板 • KS F 3110：コンクリート型枠用合板 • KS F 3113：構造用合板

（参考）包装用合板のホルムアルデヒド放散量 品質基準

	基準値	説明
SE ₀	<ul style="list-style-type: none"> • 平均：0.3mg/L以下 • 最大：0.4mg/L以下 	室内用木材製品として最適
E ₀	<ul style="list-style-type: none"> • 平均：0.5mg/L以下 • 最大：0.7mg/L以下 	室内用木材製品として適している
E ₁	<ul style="list-style-type: none"> • 平均：1.5mg/L以下 • 最大：2.1mg/L以下 	室内用木材製品として一般的なレベル
E ₂	<ul style="list-style-type: none"> • 平均：5.0mg/L以下 • 最大：7.0mg/L以下 	室内用木材製品として不適切なレベル（室内使用禁止）

包装用合板にのみ、「木材の持続可能な利用に関する法律」および同法施行令 第19条の4第1項に基づく木材製品の規格及び品質基準としてホルムアルデヒド放散量の品質基準が定められている。

出所：韓国国立森林科学院「木材製品の規格と品質基準」（목재제품의 규격과 품질기준）

KS F 3020（針葉樹構造用材）は、JASを含め海外の規格に対応しています

KS F規格（韓国）

規格・規制

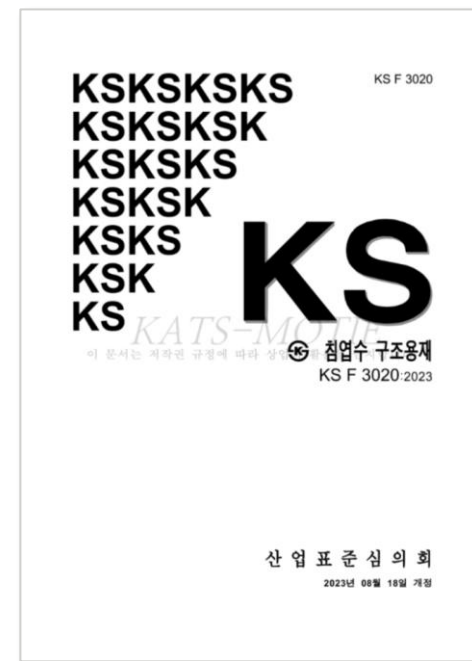
求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

規格	コード： KS F 3020	名称： 침엽수 구조용재（針葉樹構造用材）
管轄機関	管轄機関：韓国技術標準院 開発機関：山林庁	
概要	<ul style="list-style-type: none">■ 建築構造用針葉樹製材に適用される規格である■ 等級区分は目視等級および機械等級■ 規定項目は以下の通り<ul style="list-style-type: none">➢ 強度等級➢ 寸法・寸法許容度➢ 含水率区分（乾燥材等）➢ 欠点（節、割れ等）の許容度➢ 表示・識別方法（KS番号、等級表示）■ KS F 3020*では、JASを含め海外の規格との対応表*が記載されている。<ul style="list-style-type: none">➢ JAS規格以外に、米国の格付機関（NeLMA、RIS、SPIB、WCLIB、WWPA）やカナダの格付機関（NLGA、CLA、COFI、CSI）が定める規格と対応している（詳細は対応表を参照）	



出所：Korea Standard Certification、国家標準（국가표준）、(<https://standard.go.kr/KSCI/portalindex.do>)

* Korean Standard and Certificationウェブサイトより、標準分野「F（建築分野）」を選択し、標準番号「3020」を入力すると、KS F 3020（針葉樹構造用材）のページにアクセス可能である。KS원문보기（KS原文閲覧）より、対応表（韓国語）を確認可能である

構造用合板はJASを含め海外の規格との対応表が示されていないため、JASと対応していない可能性があります

KSF規格（韓国）

規格・規制
求められる規格・規制
構造用製材
構造用面材合板
建築に関する規格・規制

規格	コード： KS F 3113	名称： 구조용 합판（構造用合板）
管轄機関	管轄機関：韓国技術標準院 開発機関：山林庁	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の構造耐力上、主要部分に使用される合板について規定している任意規格 ■ 規定項目は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主な品質基準 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 含水率、曲げ強度、接着性能、接着耐久性、等級、釘引抜耐力、釘頭抜耐力、表面（節・割れ等） ➢ 検査方法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 接着性能等についてはKSF3101（普通合板）と同様 ■ 形状および寸法についても明記されているものの、寸法および単板枚数は、注文者との協議により変更可能とされている。 ■ KS F 3113*には、JASを含め海外の規格との対応表は記載されていない。 	



出所：Korea Standard Certification、国家標準（국가표준）、(<https://standard.go.kr/KSCI/portalindex.do>)
 : Korean Standard and Certificationウェブサイトより、標準分野「F（建築分野）」を選択し、標準番号「3113」を入力すると、KS F 3113（構造用合板）のページにアクセス可能
 88 輸出相手国の市場実態等調査（韓国）

建築に関する規格・規制は建築法と建築法施行令を根拠として、法規制規格と同等の任意規格が定められています

建築に関する規格・規制

規格・規制
求められる規格・規制
構造用製材
構造用面材合板
建築に関する規格・規制

規格・規制	策定機関	概要
建築法施行令	国土交通部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「建築法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的としている
建築物の構造基準等に関する規則	国土交通部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の構造耐力の基準及び構造計算の方法及びそれに用いられる荷重等構造安全に関して必要な基準を設定している ■ 同規則で、木構造の建築物や木構造と組積造構造*その他の構造を併用する建築物の木構造となった部分にこれを適用する基準を設定している
KDS 41 5050 (木構造防火設計)	韓国建設技術研究院	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則に係る耐火構造物の性能基準と整合している
KDS 41 50 10 (木構造材料と許容応力)	韓国建設技術研究院	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関連法規はなし ■ 構造設計士が数値のデータとして参照する
建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則	国土交通部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築法施行令第63条の2（品質認定対象建築資材等）において、遵守すべき規則として規定している
建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則に係る耐火構造物の性能基準	韓国建設技術研究院	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の避難・防火構造等の基準に関する規則において、国土交通部長官が定めて告示する方法により、韓国建設技術研究院が品質を試験した結果に基づく性能基準

* 「組積造構造」とは、レンガ・石・コンクリートブロックなどの小型のユニット（組積材料）を積み上げて、壁や構造体を形成する建築構造のこと

建築法施行令によれば、大規模木造建築物は耐火構造及び不燃性材料を採用しなければならないとされています

韓国 木造建築物に係る規格に関する法令

規格・規制
求められる規格・規制
構造用製材
構造用面材合板
建築に関する規格・規制

法令名

建築法施行令/건축법 시행령

第57条(大規模建築物の防火壁等)

□ 延べ床面積が1,000㎡以上の木造建築物の構造は、国土交通部令で定めるところにより、**耐火構造又は不燃性材料を採用しなければならない**

第63条の2 (品質認定対象建築資材等)

□ 第52条の5第1項において「防火扉、複合資材等、大統領令で定める建築資材および耐火構造」とは、次の各号の建築資材および耐火構造（以下、第63条の4および第63条の5において「建築資材等」という）を指す。

大項目	小項目
主要構造部が耐火構造または不燃材料である建築物の防火区画に使用される建築資材および耐火構造	自動防火シャッター
	第62条第1項第4号により国土交通部令で定める建築資材のうち、耐火充填性能が認められた構造
第64条第1項各号の防火扉	—
その他、建築物の安全・火災予防等のために品質認定が必要な建築資材および耐火構造として国土交通部令で定めるもの	—

□ 「建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則/건축물의 피난·방화구조 등의 기준에 관한 규칙」にて定められている

出所：韓国国土交通部、建築法施行令（건축법 시행령）

小規模木造建築物は、建築物の構造基準等に関する規則を遵守する必要があります

韓国 木造建築物に関する規制

規格・規制

求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

法令名

建築物の構造基準等に関する規則/건축물의 구조기준 등에 관한 규칙

目的

- 「建築法」第48条、第48条の2、第48条の3、並びに法施行令 第32条により建築物の構造耐力の基準及び構造計算の方法及びそれに用いられる荷重等構造安全に関して必要な事項を規定すること
- 小規模建築物の構造安全を確保するために必要な事項及びこれに関連する構造基準等を定めることを目的としている

第3章
小規模建築物の
構造基準

- 小規模建築物は「2階以下かつ延べ床面積500㎡未満の建築物」と定義されている。
- 木構造の建築物や木構造と組積式構造その他の構造を併用する建築物の木構造となった部分に同基準が適用される。ただし、その他これと類似の建築物又は延べ床面積10㎡以下の物置・倉庫その他これと類似の建築物については、この限りでない。

-第2節 木構造-

条文	規定内容	主な内容
第23条	適用範囲	木構造の建築物・部分に適用。亭子・10㎡以下の小規模建築物は除外。
第24条	圧縮材の最小断面・隅柱	圧縮材は4,500mm ² 以上。2階以上は通材柱または補強した続き柱。
第25条	仮鳥（梁等）	引張材：15mm以上×90mm以上の木材または鋼材。 圧縮材：35mm以上、骨柱の1/3以上の厚さ。 端部を柱・梁等と接続。損傷加工不可。
第26条	床枠・屋根枠	床枠・屋根枠の角に耳掛け、屋根枠に笠を設置。
第27条	防腐措置	含水性物体と接する木材・地上1m以下の柱等は防腐処理。

亭子とは、屋根と柱だけで壁が無い、または一部だけ壁がある簡易な開放型の建築物を指す

韓国では木構造材料と許容応力に係る基準としてKDS 41 50 10（木構造材料と許容応力）が定められています

韓国 木構造材料と許容応力に係る基準（1/4）

規格・規制	規格	コード： KDS 41 50 10	名称： 목구조 재료 및 허용응력（木構造材料と許容応力）
	管轄機関	KOREA CONSTRUCTION STANDARD CENTER	
求められる規格・規制	概要	<ul style="list-style-type: none">■ 木造建築物に求められる材料や許容応力、設計などの技術的な事項を定めることで、木造建築物の安全性や使いやすさ、耐久性、そして環境への配慮を確保することを目的としている。■ この基準は、構造用木材や木質材料を構造部材として使った建築物や工作物に適用される。ただし、特別な調査や研究をもとに設計する場合は、この基準が適用されないことがある	
	材種・評価	<ul style="list-style-type: none">■ 構造用木材の材種は、KS F 3020による。■ 構造用木材の材種は、目視等級構造材と機械等級構造材の2つに分けられる。目視等級構造材は1種構造材（規格材）、2種構造材（保材）及び3種構造材（柱材）に区分される*■ KS F 3020に規定されていない木材については、KS等に規定された適切な試験及び評価方法により構造用に妥当であると判断される木材に限って構造用木材として使用することができる。■ 目視等級構造材の1種、2種及び3種構造材は、KS F 3020に提示された針葉樹構造材の各材種により規定された等級別品質基準防腐・防虫処理）により、1等級、2等級及び3等級にそれぞれ区分する。	

出所：KOREA CONSTRUCTION STANDARD CENTER、KDS 41 50 10 목구조 재료 및 허용응력（木構造材料と許容応力）、
(<https://www.kcsc.re.kr/standardCode/viewer/KDS%2041%2050%2010:2022-10-11>)

- * 1種構造材（規格材）「厚さが38mm以上、114mm未満で、幅が38mm以上の構造用木材」
2種構造材（保材）「厚さが114mm以上、幅が厚さより52mm以上大きい構造用材として、主に高い反り性能を要求する部位に用いられる（梁等）」
3種構造材（柱材）「厚さと幅が111mm以上で、幅が厚さより52mm未満の構造用木材として、主に荷重が作用する部位に用いられる」

KDS 41 50 10（木構造材料と許容応力）に係る基準では、針葉樹構造材の寸法は、KS F 3020 に厚さ・幅が設定されています

韓国 木構造材料と許容応力に係る基準（2/4）

規格・規制
求められる規格・規制
構造用製材
構造用面材合板
建築に関する規格・規制

寸法

■ 針葉樹構造材の寸法は、KS F 3020 に準拠し、下表のとおり

区分	厚さ	幅	区分	厚さ	幅
1種 構造材料 (規格材)	38	38、64、89、114、140、 184、235、286	3種 構造材料 (柱材)	120	120、150
	64	89、114、140		150	150、180
	89	89、114、140、184		180	180、210
2種 構造材料 (保材)	120	180、210、240、270、 300		210	210、240
	150	210、240、 270、300		240	240、270
	180	240、270、300、330		270	270、300
	210	270、300、330、360		300	300、330
	240	300、330、360、390		330	330、360
	270	330、360 390、420		360	360、390
	300	360、390、420、450		390	390、420
	330	390、420、450		420	420、450
	360	425、450		450	450
	390	450			

1種構造材の標準寸法とは、乾燥及びルーター加工になった後の実際の寸法を示し、その他の標準寸法は、乾燥せず、ルーター加工のみされた寸法を意味する。針葉樹構造材の寸法以外に慣行的に使用してきた寸法の木材も、KS F 3020の品質基準に適合した場合、構造用として用いることができる。

出所：KOREA CONSTRUCTION STANDARD CENTER、KDS 41 50 10 목구조 재료 및 허용응력（木構造材料と許容応力）、
(<https://www.kcsc.re.kr/standardCode/viewer/KDS%2041%2050%2010:2022-10-11>)

KDS 41 50 10（木構造材料と許容応力）において、目視等級構造材の許容応力にヒノキが含まれていない点に留意が必要です

韓国 木構造材料と許容応力に係る基準（3/4）

－目視等級構造材の許容応力（1/2）－

種グループ	等級	曲げ許容応力 (MPa)	引張許容応力 (MPa)	圧縮許容応力 (MPa)	横圧許容応力 (MPa)	せん断許容応力 (MPa)	ヤング係数 (MPa)
落葉松類 (カラマツ等)	1等級	8.0	5.5	9.0	3.5	1.25	12,200
	2等級	6.0	4.0	6.0	3.5	1.25	10,800
	3等級	3.5	2.5	3.5	3.5	1.25	9,300
松類 (アカマツ・クロマツ等)	1等級	7.5	5.0	7.5	3.0	1.10	10,300
	2等級	6.0	3.5	4.5	3.0	1.10	9,000
	3等級	3.5	2.0	3.0	3.0	1.10	8,300
チョウセンゴヨウ類 (五葉松等)	1等級	6.0	5.0	7.0	2.5	0.95	8,500
	2等級	5.0	3.5	4.5	2.5	0.95	7,500
	3等級	3.0	2.0	3.0	2.5	0.95	7,000
杉類 (スギ等)	1等級	5.0	4.0	6.0	2.5	0.90	8,000
	2等級	4.0	2.5	4.0	2.5	0.90	7,000
	3等級	2.5	1.5	2.5	2.5	0.90	6,000

規格・規制

求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

出所：KOREA CONSTRUCTION STANDARD CENTER、KDS 41 50 10 목구조 재료 및 허용응력（木構造材料と許容応力）、
(<https://www.kcsc.re.kr/standardCode/viewer/KDS%2041%2050%2010:2022-10-11>)

韓国 木構造材料と許容応力に係る基準 (4/4)

－目視等級構造材の許容応力 (2/2)－

樹種	等級	曲げ許容応力 (MPa)	引張許容応力 (MPa)	圧縮許容応力 (MPa)	横圧許容応力 (MPa)	せん断許容応力 (MPa)	ヤング係数 (MPa)
ダグラスファー ・ベイマツ	1等級	6.8	4.6	10.2	4.3	1.20	11,600
	2等級	6.2	3.9	9.2	4.3	1.20	10,900
	3等級	3.6	2.2	5.3	4.3	1.20	9,500
サザンハムロック ・南部ソガ	1等級	6.7	4.3	9.3	2.8	1.00	10,300
	2等級	5.9	3.6	8.9	2.8	1.00	9,000
	3等級	3.4	2.0	5.0	2.8	1.00	8,300
ノーザンハムロック ・北部ソガ	1等級	6.9	4.0	10.0	2.8	1.00	11,000
	2等級	6.9	4.0	10.0	2.8	1.00	11,000
	3等級	3.9	2.2	5.8	2.8	1.00	9,600
サザンSPF ・南部SPF	1等級	6.0	2.7	7.2	2.3	0.90	8,300
	2等級	5.3	2.4	6.9	2.3	0.90	7,400
	3等級	3.1	1.3	3.9	2.3	0.90	6,900
ノーザンSPF ・北部SPF	1等級	6.0	3.1	7.9	2.9	0.90	9,500
	2等級	6.0	3.1	7.9	2.9	0.90	9,000
	3等級	3.4	1.7	4.4	2.9	0.90	8,100
サザンパイン ・南部マツ	1等級	8.5	4.6	10.9	3.8	1.19	11,600
	2等級	6.6	3.7	9.9	3.8	1.19	10,900
	3等級	3.9	2.2	5.6	3.8	1.19	9,500

出所：KOREA CONSTRUCTION STANDARD CENTER、KDS 41 50 10 목구조 재료 및 허용응력 (木構造材料と許容応力)、
(<https://www.kcsc.re.kr/standardCode/viewer/KDS%2041%2050%2010:2022-10-11>)

大規模建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則に定められた性能基準に適合する必要があります

韓国 木造建築物に係る規格に関する法令

規格・規制

求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

法律名

建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則/건축물의 피난·방화구조 등의 기준에 관한 규칙

木造建築物の避難・防火構造などの基準

- 同規則では、「国土交通部令で定める基準に適した構造」について壁・外壁、柱、梁・屋根、階段について、「国土交通部令で定める材料」を前提としており、木造建築物については直接言及されていない。
 - 「国土交通部令で定める材料」とは、レンガ・自然石・人造石・コンクリート・アスファルト・磁器材料材料・ガラスその他これに類似した耐水性建築材料と定義されている。
- 木造建築物は下表8および9に該当する。

次頁に耐火構造物の性能基準を示す

-同規則の条文（一部抜粋）-

区分	内容
8. 性能試験による認定	韓国建設技術研究院長が国土交通部長官の定めた方法で品質試験を行い、 別表1の性能基準 に適合するもの
9. 標準・性能設計認定	韓国建設技術研究院長が認めた耐火構造標準または性能設計により耐火性能を検証できる構造で、国土交通部長官から承認されたもの
10. 認定基準による認定	韓国建設技術研究院長が第27条第1項により定めた認定基準による認定を受けたもの

出所：韓国国土交通部、建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則(건축물의 피난·방화구조 등의 기준에 관한 규칙)

建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則で定められている基準は、KDS 41 5050（木構造防火設計）と整合しています

建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則に係る耐火構造物の性能基準

－建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則 別表1の性能基準－

単位：時間

x		壁							梁・柱	床	屋根・屋根架構 (屋根フレーム)
		外壁			内壁						
		耐力壁	非耐力壁		耐力壁	非耐力壁					
延焼のおそれがある部分	延焼のおそれがない部分		境界壁	エレベーター・階段室の垂直壁							
用途区分	階数／最高高さ (m)										
一般施設 *1	12階／50m	10超過	3	1	0.5	3	2	2	3	2	1
		10以下	2	1	0.5	2	1.5	1.5	2	2.0.5	0.5
	4階／20m以下		1	1	0.5	1	1	1	1	1	0.5
住宅施設 *2	12階／50m	10超過	2	1	0.5	2	2	2	3	2	1
		10以下	2	1	0.5	2	1	1	2	2	0.5
	4階／20m以下		1	1	0.5	1	1	1	1	1	0.5
産業施設 *3	12階／50m	10超過	2	1.5	0.5	2	1.5	1.5	3	2	1
		10以下	2	1	0.5	2	1	1	2	2	0.5
	4階／20m以下		1	1	0.5	1	1	1	1	1	0.5

□ KDS 41 5050목구조 방화설계（木構造防火設計）と整合している

出所：韓国国土交通部、建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則(건축물의 피난・방화구조 등의 기준에 관한 규칙)の[別表1] 耐火構造の性能基準（第3条第8号関連）（[별표 1] 내화구조의 성능기준(제3조제8호 관련)）

前頁の注釈は以下の通りです

- *1 一般施設とは、第1種近隣生活施設、第2種近隣生活施設、文化及び集会施設、宗教施設、販売施設、運輸施設、教育研究施設、老人・幼児施設、修練施設、運動施設、業務施設、娯楽施設、自動車関連施設（整備工場を除く）、動物及び植物関連施設、矯正及び軍事施設、放送通信施設、発電施設、墓地関連施設、観光休憩施設、葬儀施設
- *2 戸建て住宅、共同住宅、宿泊施設、医療施設
- *3 工場、倉庫施設、危険物の貯蔵および処理施設、自動車関連施設のうち整備工場、自然循環関連施設

韓国では、木構造防火設計に係る基準に沿って設計することが求められます

韓国 木構造防火設計に係る基準 (1/2)

規格・規制	規格	コード： KDS 41 5050	名称： 목구조 방화설계 (木構造防火設計)
求められる規格・規制	管轄機関	KOREA CONSTRUCTION STANDARD CENTER	
構造用製材	概要	<ul style="list-style-type: none">■ 木造建築物に対する耐火設計や防火計画など、設計上の技術的事項を定めることで、木造建築物の安全性や使いやすさ、耐久性、そして環境への配慮を確保することを目的としている。■ この基準は、構造用木材やその材料を使った建築物や工作物に適用される。ただし、特別な調査や研究に基づいて設計する場合は、この基準が適用されないことがある。	
構造用面材合板	設計考慮事項	<ul style="list-style-type: none">■ 発火及び火災拡大の防止<ul style="list-style-type: none">➢ 内部仕上げ材料は、防火上支障のない不燃材料、準不燃材料又は難燃材料を使用する。■ 防火区画による火災拡大防止<ul style="list-style-type: none">➢ 建築物の内部は、必要に応じて耐火構造の防火区画又はファイアウォールを設置し、火災発生時に拡大しないようにする。■ 火災による建築物崩壊防止<ul style="list-style-type: none">➢ 垂直荷重及び水平荷重を支持する耐力部材及び構造体は、火災時の高温及び加熱に耐えて荷重を支持できる耐火性能を確保するようにする。■ 隣接建築物への火災拡大防止<ul style="list-style-type: none">➢ 建築物は、火災時に発生する火炎、火炎及び輻射熱等により火災が隣接建築物に拡大しないように対策を講じなければならない。■ 防火に障害となる用途の制限<ul style="list-style-type: none">➢ ある建築物の中には、建築法で定める防火に障害となる用途を分離することにより、突発的な火災発生を防止する。	
建築に関する規格・規制			

出所：KOREA CONSTRUCTION STANDARD CENTER、KDS 41 50 50 목구조 방화설계 (木構造防火設計)

建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則を遵守するためには、KDSに従い、構造部材別に定められた耐火時間を満たす必要があります

韓国 木構造防火設計に係る基準 (2/2)

規格・規制

材料

KDS 41 50 10 (木構造材料と許容応力) に準拠

求められる規格・規制

- 壁、柱、床、梁、屋根は、建築物の避難・防火構造等の基準に関する規則別表 1 に従って、下表に定める以上の耐火性能を有する耐火構造としなければならない。

構造用製材

設計

区分			耐火時間
壁	外壁	耐力壁	1時間～3時間
		非耐力壁	燃焼の恐れのある部分
	燃焼の恐れのない部分		0.5時間
	内壁		1時間～3時間
梁・柱			1時間～3時間
床			1時間～2時間
屋根フレーム			0.5時間～1時間

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

□ 建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則/건축물의 피난・방화구조 등의 기준에 관한 규칙と整合している

出所：KOREA CONSTRUCTION STANDARD CENTER、KDS 41 50 50 목구조 방화설계 (木構造防火設計)、
(<https://www.kcsc.re.kr/standardCode/viewer/KDS%2041%2050%2010:2022-10-11>)

韓国では建築基準の見直しや集成材の耐火性が認められたことで、大規模木造建築物が建てられるようになってきています

韓国 木造建築物の高さおよび床面積の撤廃

- 韓国政府は2020年7月、建築基準を改正し、木造建築物の高さおよび床面積の制限を撤廃した。これにより、韓国において大規模木造建築物が現実的な選択肢となったことを意味する。
- 韓国建設技術研究院は、KS F 3021規格の「種グループA」に属する集成材を耐火構造リストに追加した。これにより、KS F 3021規格の「種グループA」に属する集成材であれば、12階建て以下の建物では耐火試験なしに使用できるようになった。

－KS F 3021（集成材）グループ別樹種＊－

グループ	樹種
A	カラマツ、カエデ、シラカバ、ブナ、オーク、サザンパイン、ケヤキ
B	アカマツ、ビッグコーンパイン、トネリコ、ニレ、アラスカスギ
C	朝鮮五葉松、ユタマツ、ポンデローサマツ、ラワン
D	スギ（シダー）

－（参考）KS F 3020（針葉樹構造用材）グループ別樹種－

種グループ	樹種
カラマツ	カラマツ、ダグラスファー、アメリカカラマツ、シベリアカラマツ
アカマツ	アカマツ、リガダマツ、ヘムファー、アメリカモミ
朝鮮五葉松	朝鮮五葉松、スプルース、アメリカスプルース、シベリアスプルース、シベリアアカマツ、ラジアータパイン
スギ（シダー）	スギ、ファー、アメリカンシダー

同等

日本のスギはグループDに該当するので、高層建築物に採用されるためには耐火試験が必要

出所：Korea Standard Certification、国家標準（국가표준）、(<https://standard.go.kr/KSCI/portalindex>)、Canada Wood、Removing Barriers to Tall Wood Building In South Korea、(<https://canadawood.org/removing-barriers-to-tall-wood-building-in-south-korea/>)

* Korean Standard and Certificationウェブサイト（<https://standard.go.kr/KSCI/standardIntro/getStandardSearchList.do>）より、標準分野「F（建築分野）」を選択し、標準番号「3021」を入力すると、KS F 3021（集成材）のページにアクセス可能である。KS 원문보기（KS原文閲覧）より、対応表（韓国語）を確認可能である

韓国各地の木材・木製品産業のサプライチェーンに関わる企業にヒアリングし、業界の内部事情を伺いました

再掲

ヒアリング先一覧

#	ヒアリング先	業種	所在地域
1	木材関係団体A	業界団体	京畿道河南市
2	B社	流通事業者	京畿道安養市
3	C社	建材店	慶尚南道金海市
4	D社	建材店	慶尚南道晋州市
5	E社	ツーバイフォー施工業者	—
6	F社	設計事務所	ソウル特別市
7	G社	製材事業者	仁川広域市
8	H社	乾燥工場	仁川広域市
9	I社	保税倉庫、防腐処理事業者	仁川広域市

規格・規制

求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

韓国では、一定規模以上の木造建築物については、耐火構造認定の取得が必要です。 日本産木材の利用促進には、KDS規格等の既存リストへの樹種の掲載が望まれます

現地ヒアリングによる木造建築物における法令・規格の対応状況

規格・規制

求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

住宅

- ツーバイフォー住宅における状況
 - 実務的には2×4住宅でKSF規格を確認するケースはほとんどない（#6）
 - 建築に関する様々な規格が、細かく厳密になってきているため、今後、規格取得が必要となる可能性はある。（#6）

大規模建物

- 外装材の不燃対応
 - スギ・ヒノキを含めて木材は外装材として使用しづらい（#6）
 - 建築施行令第61条では、3階建てもしくは9m以上、1階がピロティ構造いずれかの場合は、外装材を不燃にしないといけない。木材は準不燃にも該当せず、外装材として使用できない。（#6）
- 日本の樹種の耐火性証明
 - 日本の樹種も、耐火性を証明できれば耐火性免除のグループに登録可能（#2）
 - カナダウッドでは韓国国内で試験を実施し、自国産材（集成材）を耐火性免除のグループに登録した。（#2）
- 構造用製材としてのヒノキ
 - ヒノキはスギより強度があるため、韓国国内の構造計算では問題なかった（#2）
 - ヒノキがKDS規格（KDS 41 50 10）に掲載されていない場合でも、ヒノキのデータを別途入手し、掲載樹種のデータと比較して問題がなければ使われているとみられる（#6）



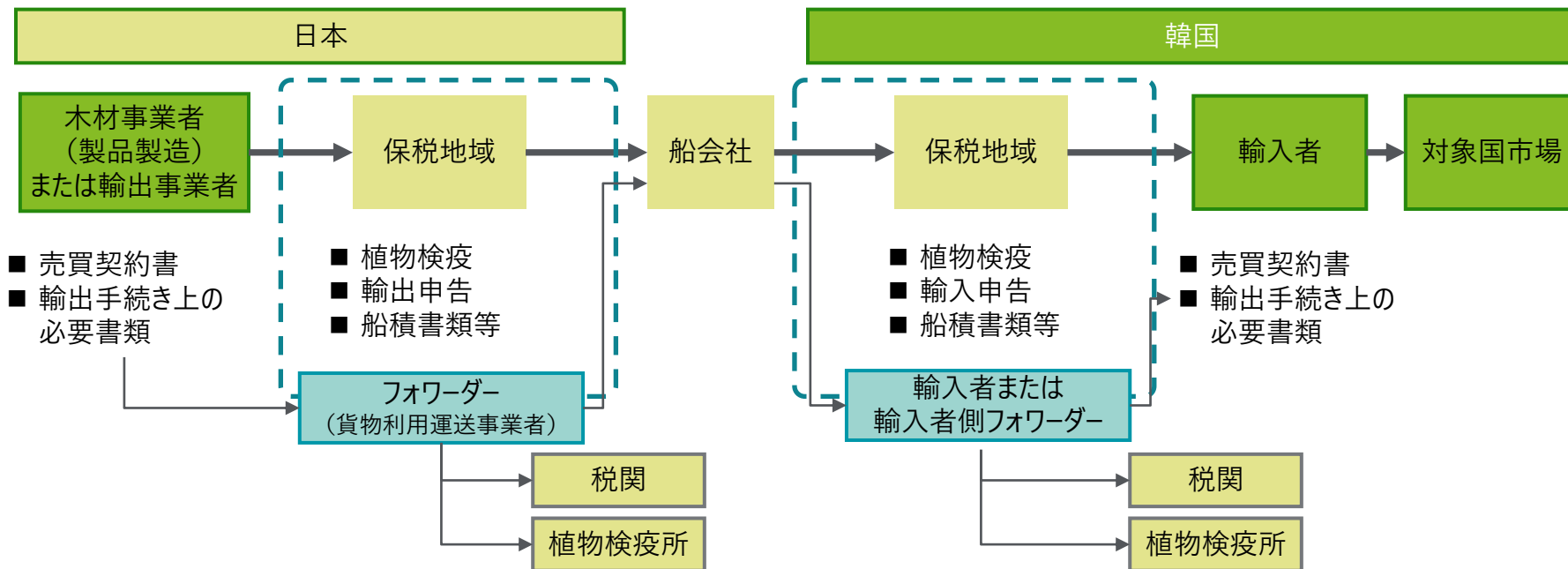
- 韓国では、一定規模以上の木造建築物に用いられる構造材等の木材については、KDS規格の耐火構造認定を取得していることが必要となる
- 韓国の木造建築物で日本産木材の利用を促進するためには、KDS規格等の既存リストに未記載の日本の樹種について、韓国国内において構造計算や耐火性能等の性能検証を行い、リストへ掲載されることが望まれる

3 木材輸入手続き調査

韓国では、合法木材証明の提出が必要な他、製品へのラベル表示も求められます

木材輸入手続き調査（概要）

→ 木材製品の流れ → 書類の流れ



輸出事業者が提出する輸出手続き上の必要書類等

- ① 輸出申告書類等
- ② 合法木材証明書類
(基本的には別紙第一号様式の提出)
- ③ 植物検疫証明書 (マツ、カラマツの場合)
- ④ 製品へのラベル表示

輸入事業者が提出する輸入手続き上の必要書類

- ① 輸入申告書
- ② インボイス
- ③ パッキング・リスト
- ④ 船荷証券
- ⑤ 原産地証明書
- ⑥ その他：検疫証明書 (マツ、カラマツの場合) 、合法木材証明書類 (必要に応じ)

3-1 調査方法

輸出手続きについては、令和3年度の過去調査報告書の内容を基に、政府HP等から情報を収集・分析して整理しました

木材輸出手続き 調査方法

デスクトップ調査



政府HP等の調査・分析

- 韓国農林畜産食品部
- 韓国山林庁
- 韓国関税庁
- 韓国林業振興院
- 国立山林科学院
- 韓国建設技術研究院

過去の調査報告書参照

- 過去、輸出入に伴う必要手続きについては林野庁の委託調査事業にて報告書が作成されているため、本報告書においては、過去調査時点から変更のない部分については下記報告書の記載を踏襲する。
(この場合、ページ右上に **過去調査報告書参照 (PXX)** と記載)

➤ 【過去調査報告書】

- 『令和3年度木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（輸出相手国の規格・規制調査）報告書（韓国）：輸入に必要な手続き・品質規格調査まとめ』
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/attach/pdf/mokuzai_yusyutu_seido-5.pdf

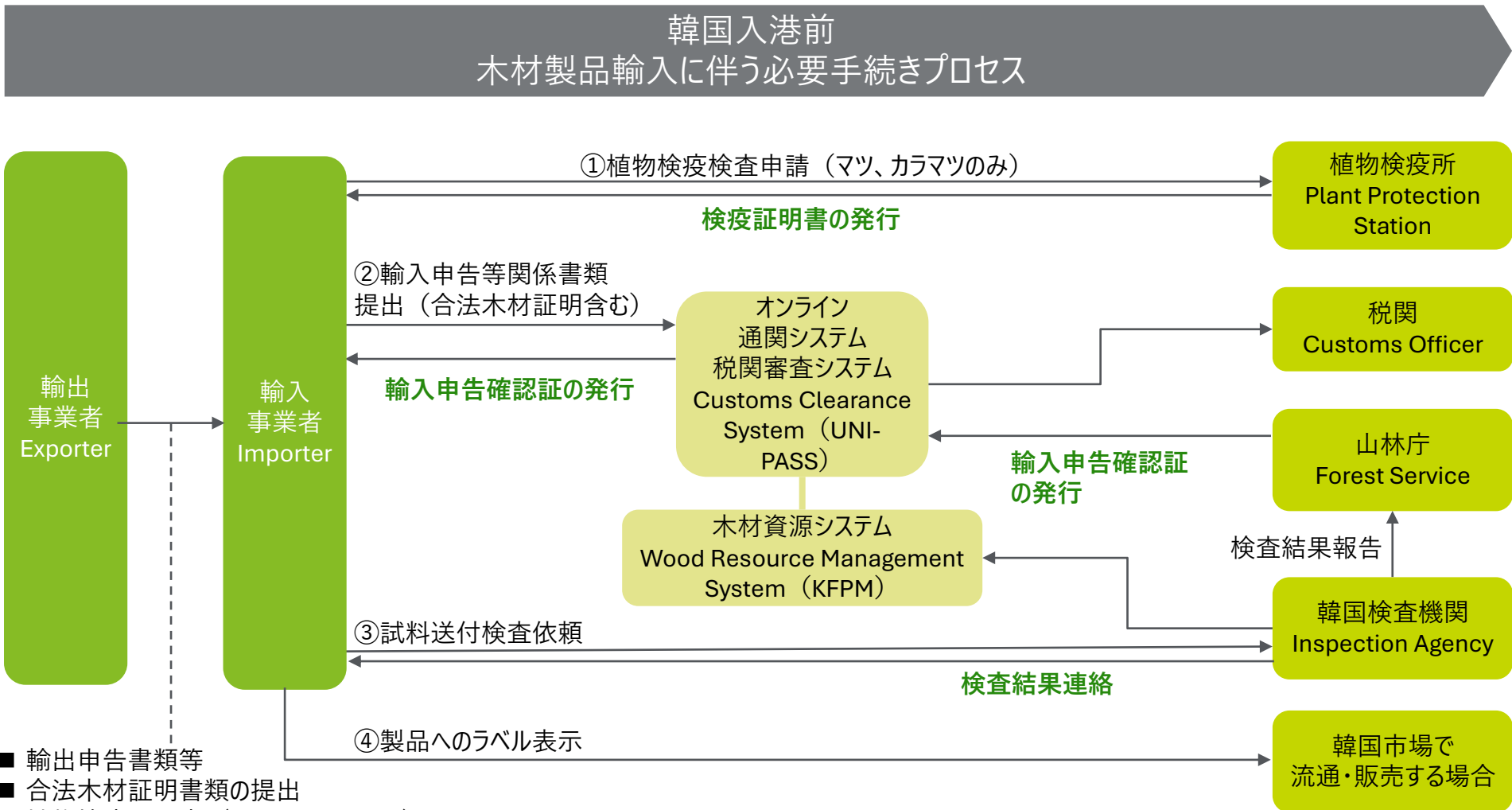
3-2 調査結果

韓国への輸出時には、輸入事業者は検疫・輸入申告・木材製品資料の検査などの手続きを行い、それぞれ証明書の発行を受ける必要があります

過去調査報告書参照 (P9)

韓国における木材輸入に必要な手続き (1)

輸出手続き
構造用製材
構造用合板等



- 輸出申告書類等
- 合法木材証明書類の提出
- 植物検疫証明書 (マツ、カラマツのみ)

韓国では、植物検疫の他に「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める輸入に必要な手続きが複数存在します

過去調査報告書参照 (P10)

韓国における木材輸入に必要な手続き

輸出手続き
構造用製材
構造用合板等

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	植物検疫	植物防疫法	農林畜産 食品部 検疫政策課	<ul style="list-style-type: none"> 「植物防疫法」第8条においては、検疫証明書を添付する必要がない場合として、「木材類、または竹材類を輸入する場合」と記載されている。また、植物検疫対象品目に該当しない品目として「加工品目」が定められており、集成材や合板は熱処理または化学処理を経て製作された製品として、植物検疫の対象外となる。 「植物防疫法」第10条において、病害虫リスクの存在する植物等は輸入禁止物品として定められている。別表1にて定められる輸入禁止植物においては、第15項目において「マツ属・カラマツ属の苗木類・木材類（対象国 日本を含む）」が定められているため、日本のマツ・カラマツについては輸入禁止物品に相当する。 輸入禁止物品の輸入については、加工品目（※）に相当する場合には、「植物防疫法施行規則」の第4号様式「植物検疫対象物品輸入申告及び検疫申請書」を提出することで植物検疫申請を行うことができる。※加工品目は、病害虫が生息または潜伏できない程度に加工された製品のことであり、「加工品品目の例」より詳細を確認できます。 	マツ属（カラマツ属）については「植物検疫証明書」または「電子植物検疫証明書」の提出及び「検疫申請書植物検疫対象物品輸入申告及び検疫申請書」等	輸入事業者
2	輸入申告	木材の持続可能な利用に関する法律（第19条の2（輸入申告））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> 輸入事業者は山林庁長に電子通関システムであるUNI-PASSを介して輸入申告書を提出する必要がある。 	UNI-PASSで電子申請	輸入事業者
3	木材・木材製品の合法的伐採証明	同法（第19条の3（輸入検査等））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> 輸入者は、韓国の電子通関システムであるUNI-PASSを通じて、「輸入された木材/木材製品の合法的なログを決定するための詳細な基準」で定められるいずれかの書類を添付して、山林庁長に輸入申告を提出しなければならない。 	UNI-PASSで電子申請	輸入事業者
4	品質・規格適合検査	同法（第19条の3（輸入検査等））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> 木材・木材製品を輸入するためには通関前に申請書類と試料を政府指定の機関に送付し、「木材の持続可能な利用に関する法律」に基づく規格・品質検査を受けなければならない。 	韓国林業振興院への申請書類と試料提出	木材事業者 または 輸入事業者
5	ラベル表示	同法（第19条の3（輸入検査等））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> 通関前に申請書類と試料を政府指定の機関に送付し、検査を受けた木材製品を販売・流通・保管をしようとする者は、規格・品質検査の結果を消費者が容易に閲覧できる場所に表示しなければならない。 	#4の検査結果を製品にラベル表示	輸入事業者

各手続きにおける必要提出書類は下記の通りです

過去調査報告書参照 (P11)

具体的提出書類

輸出手続き
構造用製材
構造用合板等

#	輸入に必要な手続き	手続き	内容												
1	植物検疫	植物検疫検査申請	① 植物検疫対象物品輸入申告及び検疫申請書												
2	輸入申告	輸入申告手続き (UNI-PASS)	① 輸入申告書 ② インボイス ③ パッキングリスト ④ 船荷証券 ⑤ 原産地証明書 ⑥ 検疫証明書 (必要に応じ) ⑦ その他 (合法木材証明書類)												
3	木材・木材製品の合法的伐採証明	UNI-PASSで電子申請	以下のいずれかに該当する書類を提出 ① 原産国の法令により発行された伐採許可書 ② 合法伐採された木材又は木材製品を認証するために国際的に通用されるものとして、山林庁長が定めて告示する書類 ③ 韓国と原産国両者協議により相互認めるものとして、山林庁長が定めて告示する書類 ④ 他に合法伐採されたことを証明するものとして、山林庁長が定めて告示する書類												
4	品質・規格適合検査	韓国林業振興院への申請書類と試料提出	① 木材製品試料 ➢ KSF規格を取得済であれば、木材製品規格・品質検査免除申請書に「産業標準化法試験成績書」を添付することで、品質検査の一部または全てが免除することができる												
5	ラベル表示	#4の検査結果を製品にラベル表示	<p>< 普通合板の表記例 ></p> <table border="1"> <tr> <td>合板の種類</td> <td>粘着の程度</td> <td>ホルムアルデヒド放散量</td> <td>樹種</td> </tr> <tr> <td colspan="4">寸法 (厚み x 幅 x 長さ)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">原産地 (製造会社), 生産日, 輸入事業者名</td> </tr> </table>	合板の種類	粘着の程度	ホルムアルデヒド放散量	樹種	寸法 (厚み x 幅 x 長さ)				原産地 (製造会社), 生産日, 輸入事業者名			
合板の種類	粘着の程度	ホルムアルデヒド放散量	樹種												
寸法 (厚み x 幅 x 長さ)															
原産地 (製造会社), 生産日, 輸入事業者名															

韓国への木材・木材製品の輸出に際して、植物防疫法に則り、植物検疫証明書の提出が必要です

植物防疫法

輸出手続き

構造用製材

構造用合板等

法律名		植物防疫法（식물방역법）
目的		<input type="checkbox"/> 輸出入される植物などと国内の植物を検疫し、害を及ぼす病害虫を防除するために必要な事項を規定することで、農林業の生産性の安全確保と向上を図り、自然環境の保護に寄与する
規制対象		<input type="checkbox"/> 4407製材 4412合板
主要規定	第8条 （植物検疫証明書等）	<input type="checkbox"/> 植物とその植物を入れたり包む容器・包装（以下「植物等」という）を輸入しようとする者は 植物検疫証明書又は電子植物検疫証明書（以下「検疫証明書」という）を添付・送信しなければならない。 <input type="checkbox"/> 検疫証明書は、輸出国の政府機関が発行したもので、「国際植物保護協約」の書式によるものでなければならない。
	第10条 （輸入禁止等）	<input type="checkbox"/> 次の各号のいずれかに該当する物品等（以下「禁止品」という）は、輸入できない <input type="checkbox"/> 第1条による病害虫リスク分析の結果、国内に流入する場合、国内植物に被害が大きいと認められる病害虫が分布している地域で生産又は発送され、又はその地域を經由（農林畜産食品部令で定める単純軽油は除く）した植物として農林畜産食品部令で定めるもの
輸出者の対応事項		<input type="checkbox"/> 日本から木材・木材製品の輸入は可能。 ➢ 樹種によって 輸入禁止の品目が存在 ➢ 例えばマツ属、カラマツ属が輸入不可 ➢ しかし、禁止品目でも、 熱処理 （木材類の中心部温度56度以上で30分以上維持して病害虫を死滅させる処理）を行うなどの適した方法で加工・処理したものであれば、日本政府からの植物検疫証明書を添付することで輸入することは可能。
輸入可能な植物		<input type="checkbox"/> 植物検疫と輸入可能植物 （ https://www.easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?csmSeq=2605&ccfNo=2&cciNo=1&cnpClsNo=3 ）

出所：植物防疫法（식물방역법）第8条 植物検疫証明書等、第10条 輸入禁止植物

韓国への輸入申告・輸入検査において、木材の持続可能な利用に関する法律に則して木材・木材製品の合法性の確認が求められます

木材製品の品質基準に係る法律

輸出手続き
構造用製材
構造用合板等

法律名	木材の持続可能な利用に関する法律/목재의 지속가능한 이용에 관한 법률（略称：木材利用法）
目的	<ul style="list-style-type: none"> □ 木材の炭素貯蔵機能とその他の多様な機能を増進し、木材を持続可能に利用することにより、気候変動に対応し、国民の生活の質向上と国民経済の健全な発展に資することを目的とする
規制対象	<ul style="list-style-type: none"> □ 木材（原木）又は木材製品（木材原料を50%以上使用した製品）
主要規定	<p>第17条 （木材製品の安全性評価等）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 山林庁長官は、木材製品を生産・販売又は利用するとき、人と環境に物理的・化学的被害が発生しないようにするために木材製品の安全性評価（以下「安全性評価」とする）ができる。 □ 安全性評価は、「林業及び山村振興促進に関する法律」第29条第2項による韓国林業振興院（以下「韓国林業振興院」という。）に委託することができる。
	<p>第19条第2項 （輸入申告）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 輸入事業者が販売又は営業上使用を目的に大統領令で定める木材又は木材製品を韓国国内に輸入する場合、山林庁長官に輸入申告をしなければならない。
	<p>第19条第3項 （輸入検査等）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 輸入される木材や木材製品が合法的に伐採されたものであるかを確認する必要がある。 □ 当該検査は、大統領令で定められた基準を満たした機関が担当する。その機関は山林庁長官によって指定される。 □ 山林庁長官は、検査の結果、合法伐採されたことが証明されない木材又は木材製品に対しては、大統領令で定めるところにより、販売停止・搬送又は廃棄命令を下すことができる。
	<p>第20条 （木材製品の規格・品質基準の告示及び検査等）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 森林庁長は、木材製品の品質向上、消費者保護及び流通秩序確立のために大統領令で定める木材製品に対して、その規格及び品質基準を告示しなければならない。

出所：木材の持続可能な利用に関する法律（목재의 지속가능한 이용에 관한 법률）、第17条木材製品の安全性評価等、第19条第2項 輸入申告 第19条第3項 輸入検査等、第20条 木材製品の規格・品質基準の告示及び検査等、
輸入される木材・木材製品の合法伐採判断詳細基準（수입되는 목재·목제품의 합법벌채 판단 세부기준）。

木材の合法木材証明について、日本からの輸出の場合は、韓国山林庁告示別紙第一号様式の書面提出が認められています

木材の持続可能な利用に関する法律

輸出手続き

構造用製材

構造用合板等

第19条第3項
において
提出が必要な
書類

提出方法
/提出先

【輸入される木材・木材製品の合法伐採判断詳細基準合法伐採された木材又は木材製品であることを証明する書類】

1. 原産国の法令により発行された伐採許可書
 2. 合法的に伐採された木材または木材製品であることを認証するために国際的に通用するもの
 - a. FSC (Forest Stewardship Council) によって発行された森林経営認証 (Forest Management Certification)、林産物製品認証 (Chain of Custody、Controlled Wood Certificationを含む) 書類
 - b. PEFC (Programme for Endorsement of Forest Certification) によって発行された森林経営認証 (Forest Management Certification) 書類または林産物製品認証 (Chain of Custody Certification) 書類
 - c. 持続可能なバイオマスの利用のための国際認証体系 (ISO 17065体系に基づく第三者認証を含む) に基づいて発行され、木材が合法的に伐採されたことを確認できる書類
 3. 韓国政府と原産国の二国間協議により相互に認められるもの
 - a. 原産国の政府または政府から委任された機関が運営する森林認証制度に基づいて発行された認証書類
 4. その他、合法的に伐採されたことを証明するもの
 - a. 欧州連合 (European Union) が運営する「森林法執行、ガバナンス及び取引に関する自発的パートナーシップ協定」(Forest Law Enforcement, Governance and Trade-Voluntary Partnership Agreement, FLEGT-VPA) に基づき、輸出国が構築した管理体制により発行される認証書類
1. 輸出国の法令に基づき、該当する木材または木材製品が合法的に伐採されたことを確認できる輸出許可書
 2. 輸出国の政府またはその政府から委任された機関から、該当する木材または木材製品が合法的に伐採されたことを確認する印章 (署名) が押された運送許可書や梱包明細書などの確認書類
 3. 違法に伐採された木材の取引制限のための法令および制度を運用している輸出国の場合、別紙第1号様式に従い輸出事業者が作成し署名した書類
 4. その他、我が国と輸出国間の二国間協議により木材の持続可能性および合法性を証明できる書類
- ※日本語表記の場合には、韓国語又は英語の翻訳本を添付しなければならない

□ UNI-PASS (韓国電子通関システム) で電子申告し、山林庁長官が指定する検査機関に提出する

日本の場合はこの条項に記載の書面提出で認められる
(次ページ)

出所：木材の持続可能な利用に関する法律 (목재의 지속가능한 이용에 관한 법률)、第19条第3項 輸入検査等
輸入される木材・木材製品の合法伐採判断詳細基準 (수입되는 목재·목재제품의 합법벌채 판단 세부기준)。

山林庁告示別紙第一号様式は以下の通りです

合法木材証明書類

(木材の持続可能な利用に関する法律 第19条第3項4 その他、合法的に伐採されたことを証明するもの)

4.3 違法に伐採された木材の取引制限のための法令および制度を運用している輸出国の場合、別紙第1号様式に従い輸出事業者が作成し署名した書類

別紙第一号様式 (英語)

■ Detailed Standards for Verifying the Legality of Imported Timber and Timber Products [Attached Form No.1]

Confirmation of Timber Legality

■ Contractor :

Item	Unit	Quantity	Species	Country of Origin
例) Plywood	m ³	50	Radiata Pine (%)	New Zealand
			Eucalyptus (%)	Indonesia
			Poplar (%)	China

The above statement verifies the contract between *Moroh, Date, Year* and *Moroh, Date, Year*.

The items mentioned above are the products made by legally felled timber. And we agree to cooperate with the government of the Republic of Korea when it requests a local investigation for the legality of timber if needed.

Date: _____

Address:
Company Name: _____
Name: _____ (Signature)
Contact Number: _____

左記・記載例 和訳

■ 輸入木材および木材製品の合法性確認に関する詳細基準 [添付様式第1号]
木材の合法性確認書

■ 契約者:

項目 単位 数量 樹種 原産国
例) 合板 m³ 50 ラジアータパイン (%) ニュージーランド
ユーカリ (%) インドネシア
ポプラ (%) 中国

上記の内容は、○月○日から○月○日までの契約に基づくことを証明します。

上記に記載された項目は、合法的に伐採された木材を使用して製造された製品であることを確認します。また、必要に応じて、木材の合法性に関する現地調査を大韓民国政府から要求された場合には協力することに同意します。

日付:
住所:
会社名:
氏名: (署名)
(代表者)
連絡先:

参考: 林野庁HP 合法伐採木材等に関する情報: 韓国 (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyuu/goho/kunibetu/kor/info.html>)
韓国山林庁 告示「輸入される木材・木材製品の合法伐採判断詳細基準」(수입되는 목재·목재제품의 합법벌채 판단 세부기준)、
([https://www.law.go.kr/행정규칙/수입되는목재·목재제품의합법벌채판단세부기준\(2024-29,20240405\)](https://www.law.go.kr/행정규칙/수입되는목재·목재제품의합법벌채판단세부기준(2024-29,20240405)))

その他、韓国山林庁のガイドラインによれば、日本のクリーンウッド法や合法木材ガイドラインに基づく合法木材証明書類の提出も認められるとされています

【参考】合法木材証明書類

(木材の持続可能な利用に関する法律 第19条第3項4 その他、合法的に伐採されたことを証明するもの)



4.1 輸出国の法令に基づき、該当する木材または木材製品が合法的に伐採されたことを確認できる輸出許可書

詳細：山林庁公式サイト内：合法木材 国家標準ガイドライン(CSG)

- 韓国では、主要な木材輸入国の法的伐採文書や森林管理に関する法律・規制に関する情報を含む参考資料として、各国の法令制定、改正、協議の状況に応じて随時更新している

■ 日本の場合

- 上記サイト内、山林庁『日本標準ガイドライン(2018年8月27日)』を参照
- ガイドラインにおいては「日本から輸出される木材・木材製品については、以下の書類により合法性を確認することができる」とされている。
 - ① 登録木材関連事業者の場合は、クリーンウッド法に基づく合法性の確認ができたことを証明する合法証明書類（例示なし）
 - ② 登録木材関連事業者ではないが、日本の合法木材ガイドライン*により合法性証明を行う事業者の場合は、日本の合法木材ガイドライン*に基づく合法証明書類（右図の例）
 - ③ 登録木材関連事業者ではなく、日本の合法木材ガイドライン*による合法性証明を行わない事業者の場合は、合法性の確認に用いた全ての資料（次ページの例）

日本の合法木材ガイドライン*に基づく合法証明書類の例

[첨부4. 합법성 증명서]

別記3
(証明書の様式(例))

番号
平成 年 月 日

木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書

販

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としていることを証明します。

記

1 樹種：
2 品目(注①)：
3 数量(注②)：

(注)
①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等上記の情報(団体認定番号、合法木材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。
②上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を削除して下さい。
③丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
④換算上の単位 (m³, 本, kg, 枚など) にて記述して下さい。

参考：韓国山林庁公式サイト内：合法木材 国家標準ガイドライン(CSG) https://forest.go.kr/kfswb/kfi/kfs/cms/cmsView.do?cmsId=FC_000862&mn=AR05_03_01_03

* 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月 林野庁通知）

その他、日本の合法木材証明書として認められるものとしては、以下の書類が山林庁のガイドラインで例示されています

過去調査報告書参照 (P16)

【参考】合法木材証明書類 (木材の持続可能な利用に関する法律 第19条第3項)

輸出手続き
構造用製材
構造用合板等

1. 原産国の法令に基づいて発行された伐採許可書

伐採届

証明書様式 1-2
※伐採届けの写しを使用した証明 (森林所有権取得の証明書の例)

4. 別紙第7条第1項の届出書の様式 (森林所有権取得の証明書の例)

証明書の引渡しを記載して下さい。
伐採及び伐採後の造林の届出書 年 月 日

市町村長 殿
住所 届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所
市 町 郡 大字 字 地番

2 伐採の計画

伐採面積	ha
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐 伐採率 %
伐採期	
伐採の期間	

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
短期による面積 (A)	ha
人工林種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼうぎ更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・積み込み・その他()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・積み込み・その他()・なし

森林経営計画認定

証明書様式 1-3
※森林経営計画認定書の写しを使用した証明

別紙2

森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式 (森林所有権取得の証明書の例)

新山 太郎 殿
証明書の引渡しを記載して下さい。

森林経営計画認定書

認定番号 年 月 日

市町村長 (都道府県知事、農林水産大臣) 氏名 印

森林法第11条第1項 (第12条第1項、第12条第2項) の規定により、平成 年 月 日に請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則第8条の20第 号に掲げる場合に該当するものであり、これを適当であると認定する。

(注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を削して、24-1のように記載する。
2. 変更後の認定番号については、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を (注) 1 の認定番号の次に (第1-25) のように記載する。
3. 変更の場合については表紙の次に (変更) と記載し、本文における当該通年承認以外の事項は削除する。

森林経営計画の概要 (伐採箇所)

- ・ 森林の所在場所
- ・ 樹種
- ・ 伐採面積
- ・ 伐採材種

伐採箇所に係る情報を記載して下さい。また、これに代えて、森林経営計画書の該当箇所の写しを添付することもできます。

保安林内立木伐採許可決定通知書

証明書様式 1-1
※保安林内立木伐採許可書の写しを使用した証明 (森林所有権取得の証明書の例)

新山 太郎 殿
保安林内立木伐採許可決定通知書

山田 一郎 殿 第 号

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、森林法第34条第1項の規定に基づき、下記により許可する。

年 月 日 ○○県知事 印

記

1 保安林の指定の目的

森林の所在場所		伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年輪	伐採面積及び伐採立木材積ヘクタール (m³)	備考
市郡	町村 大字 字 地番				

2 許可の条件

(1) 伐採期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

(2) 撤出期間、撤出方法等

(参考)

1 この許可について不服がある場合は、……………。

2 この許可については、……………。

3 不服の理由が、……………。

備考 許可が、森林法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものである場合には、別紙文中「(森林所有権取得)」とあるのは「(○○県知事)」と、「(新山太郎)」とあるのは「(新山太郎)」と、「(新山太郎)」とあるのは「(新山太郎)」とする。

参考：日本事業者向け「木材の持続可能な利用に関する法律」ガイドライン
(<https://www.forest.go.kr/kfs/images/data/down/%EC%9D%BC%EB%B3%B8%ED%91%9C%EC%A4%80%EC%A7%80%EC%B9%A88%EC%9B%9427.pdf>)

4 日本産木材製品の輸出拡大策の提言

韓国の木造住宅は、北米産木材を使用したツーバイフォー住宅が主流です。日本産木材は、内装や家具等の人の目に触れる用途で市場拡大の余地があると思われます

調査結果（概要）

用途種別 (大) *		用途種別 (中)		用途種別 (小)	市場実態	製品価格帯
住宅・建設	構造材 構造用途	住宅	木造軸組	柱・梁桁・土台等	<ul style="list-style-type: none"> 2024年の建築着工件数に占める木造の割合は約6% 戸建て住宅の割合よりもアパートの割合が高く、戸建て住宅は人口密度が相対的に低い地域において割合が高い傾向 韓国国内の景気低迷による住宅需要の減少や住宅ローンの制限等により、住宅購入には難しさが伴う 2025年の法改正により、週末の体験営農等の際に宿泊可能な10坪以下の小規模建築物が届出のみで建設可能 	製材 ・ラジアータパイン、ロシア材： 40,000～45,000円/ m ³ 程度 現地流通価格（P27参照） ・北米材（SPF）： 約20万KRW/ m ³ 程度 （約22,660円/ m ³ ） 現地流通価格（P60参照）
				面材		
		ツーバイフォー住宅	ツーバイフォー材			
		面材				
		非住宅	低層木造施設等	ツーバイフォー材・面材		
	中高層木造建築物	CLT材等/面材				
	非構造	内装		床材	<ul style="list-style-type: none"> 韓国の木造住宅は、供給面や価格面から入手しやすい、SPF、スプルース等の北米産の木材を使用したツーバイフォー工法が主流 中国等から安価な合板が流通 合板は、海外で主流の4×8の規格が用いられている。日本の合板のサイズ（3×6）は寸法が短くロスが多い 	
				壁・天井材等		
		外構 エクステリア	デッキ・フェンス			
		外壁・屋根・サイディング等				
家具	家具原料（製材）	製材	<ul style="list-style-type: none"> 日本産木材は、内装や家具等の人の目に触れる場所で使われている 人の目に触れる用途では、デザインや品質が重視されるため、内装や家具のほか、梁や柱を現し（あらわし）にした木造建築物など、日本産木材の良さを活かした用途での需要拡大の可能性はある 			
	家具原料（面材）	面材				
産業資材	土木用・工事用	製材・面材（合板）				
	梱包・パレット	製材				
	その他	製材・面材				

* 用途種別は、当法人にて木材製品の最終用途を大・中・小項目で区分・整理したもの

日本産木材の韓国市場への更なる参入のためには、規格・基準への対応、価格競争力の確保、設計士や施工技術者等への認知度向上等の諸課題を解決する必要があります

輸出に向けた課題と対応策（案）

提言

				輸出に向けた課題	対応策（案）
構造材 構造用途	住宅	木造軸組	柱・梁桁・土台等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 木造軸組工法で施工できる施工業者が少ない ▶ 木造軸組工法を体系的に習得できるコンテンツが限られている 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本や韓国で、木造軸組工法を学習するためのプログラムやセミナー等を開催し、施工できる事業者を増やす
			面材		
		ツーバイフォー	ツーバイフォー材	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 韓国の規格・規制に対応した製品を輸出できたとしても、既に流通している北米産の木材（主にカナダ材）等との価格競争力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産性の向上による競争力のある価格帯の形成 ▶ 価格競争を避け、日本産木材に優位性のある木造軸組工法や加工技術の高さのPRによる販売戦略の検討
	ツーバイフォー住宅	面材	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 韓国のツーバイフォー住宅用の構造用合板の規格（4×8）で生産する必要がある ▶ 韓国国内で類似製品が安価で出回っているため、価格競争力の確保がボトルネックとなる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本産合板の特徴が活かされ、その付加価値が評価される新たな用途の探索 ▶ 新たな用途におけるルールメイキングへの入り込みや市場に対するプロモーション 	
非構造	内装	床材	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本産木材が、設計段階の選択肢に含まれる必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 設計士を対象とした日本産木材の内装材が使用された住宅等の視察ツアーや製品サンプルの配布等によるプロモーション活動 	
		壁・天井材等			

設計士に対して日本産木材の理解醸成を図り、顧客への提案を促すとともに、住宅等の購入者のターゲット層に合わせた製品展開やプロモーション等の販売戦略が求められます

韓国への木材輸出において想定されるターゲット

提言

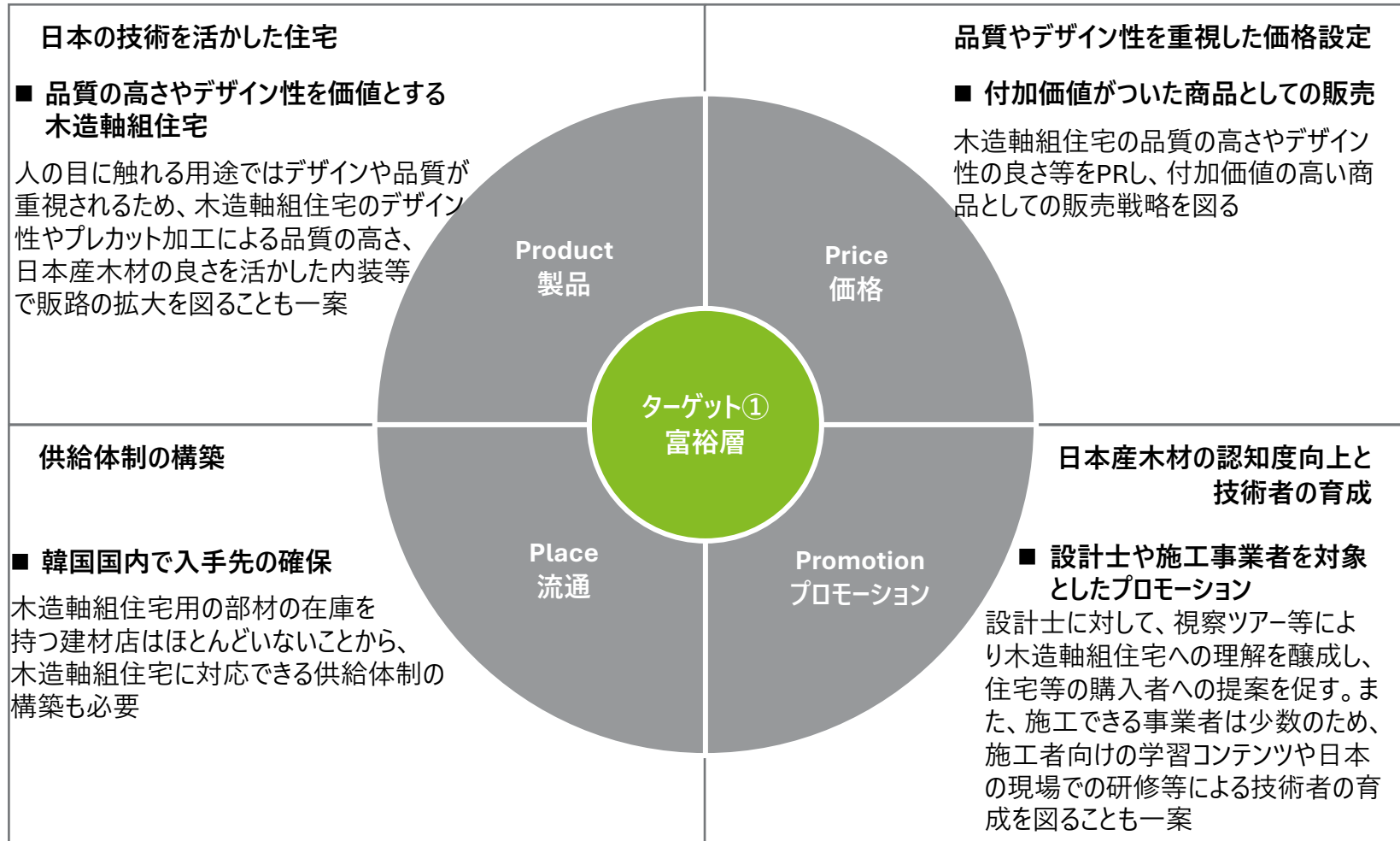
韓国へ木材製品を輸出する際のターゲット

ターゲット	対象アイテム	優先度	短期/中長期	狙い
設計士	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造軸組住宅 ■ 住宅の内装 	◎	短期～中長期	<ul style="list-style-type: none"> 設計士に木造軸組住宅の特性等を理解してもらい、住宅等の購入者への提案を促す
消費者				
1 富裕層	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造軸組住宅 ■ 住宅の内装 	○	中長期	<ul style="list-style-type: none"> 日本産木材の品質の高さやデザイン性の良さ等を普及し、付加価値の高い製品や木造軸組住宅の購入を促す
2 一般消費者層	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅の内装 ■ 10坪以下の小規模建築物 	○	短期～中長期	<ul style="list-style-type: none"> 日本産木材の品質の高さやデザイン性の良さ等を普及し、内装、10坪以下の小規模建築物等の手ごろな価格帯での購入を促す

富裕層に対して木造軸組住宅の品質の高さやデザイン性の良さをPRするとともに、設計士に対する木造軸組住宅への理解醸成や施工技術者の育成を図ることも必要です

ターゲット①富裕層向けのマーケティング案

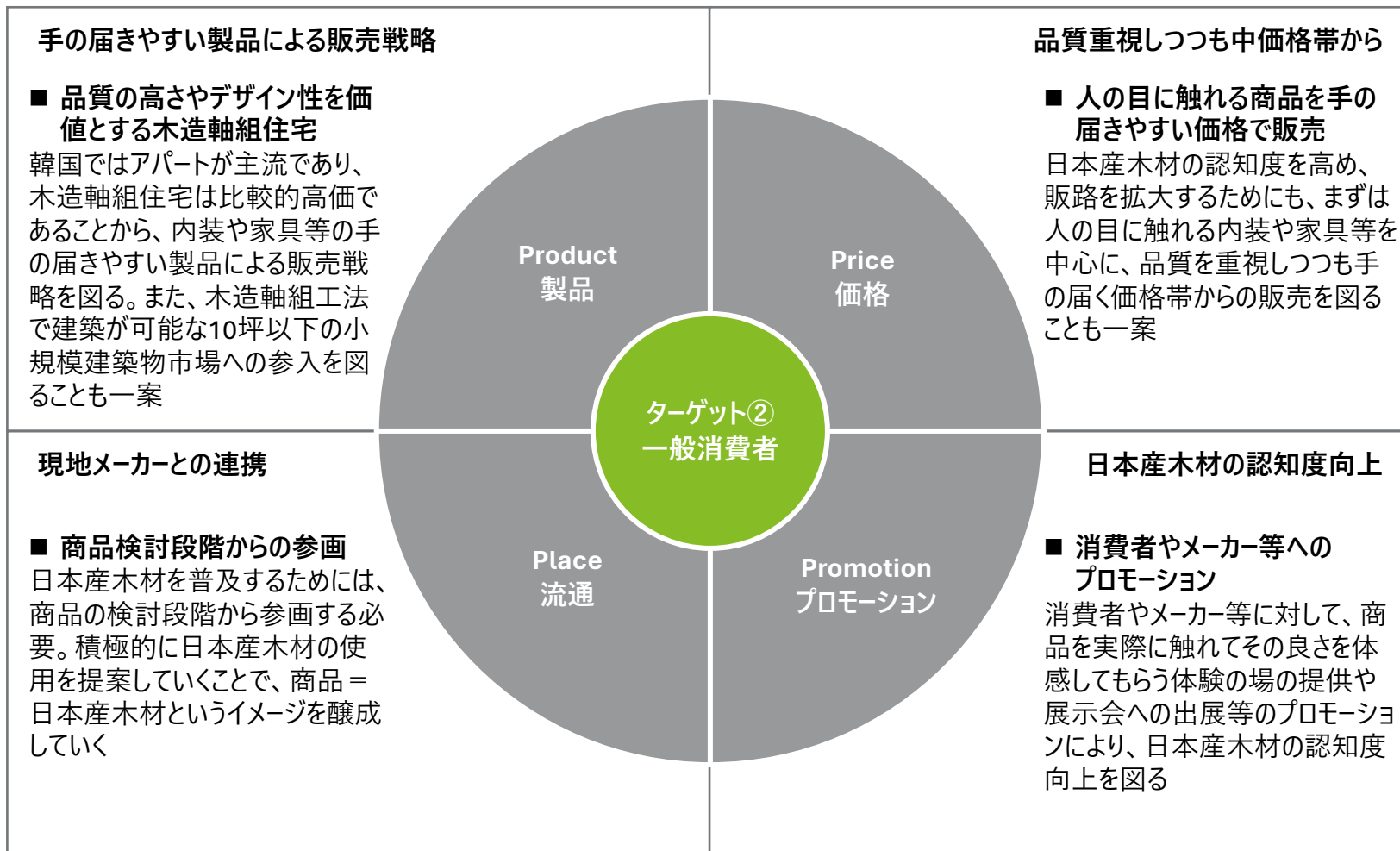
提言



一般消費者向けには、内装や家具等の手の届きやすい製品を中心とした販売戦略や、10坪以下の小規模建築物といった新規市場への参入を図ることも一案です

ターゲット②一般消費者向けのマーケティング案

提言



- 本報告書は、林野庁と当法人との間で締結された、令和7年3月17日付業務委託契約書に基づいて実施した「令和6年度林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち日本産木材製品プロモーション活動支援事業（輸出相手国の市場実態等調査）」について、調査結果をご報告するものであり、保証業務として実施したものではありません。内容の採否や使用方法については本報告書の読者自らの責任で判断を行うものとします。
- 本報告書に記載されている情報は、調査時点のものであり、公開情報を除き、貴庁又は調査対象者から提出を受けた資料、また、その内容についての質問を基礎としております。これら入手した情報自体の妥当性・正確性については、当法人側で責任を持ちません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲は
こちらをご覧ください

<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845